

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<div data-bbox="197 395 1055 587" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《省略用語例》</p> <p>この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>措置法            租税特別措置法(昭和32年法律第26号)</p> <p>措置法令        租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)</p> <p>措置法規則      租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)</p> </div> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p><u>69の4 1</u> 特例対象宅地等の意義</p> <p><u>69の4 2</u> (省略)</p> <p><u>69の4 3</u> (省略)</p> <p><u>69の4 4</u> (省略)</p> <p><u>69の4 5</u> (省略)</p> <p><u>69の4 6</u> (省略)</p> <p><u>69の4 7</u> (省略)</p> <p><u>69の4 8</u> 「日本郵政公社が設置する郵便局以外の郵便局」の意義</p> <p><u>69の4 9</u> (省略)</p>	<p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>[措置法第69条((相続税の納税義務者の特例))関係]</p> <p><u>69 1</u> <u>日本国籍と外国国籍とを併有する者がいる場合</u></p> <p><u>69 2</u> <u>相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により国外財産を取得した場合の相続税法第19条第1項の規定の適用</u></p> <p><u>69 3</u> <u>相続税法等の適用</u></p> <p>[措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p> <p>(新設)</p> <p><u>69の4 1</u> (同左)</p> <p><u>69の4 2</u> (同左)</p> <p><u>69の4 3</u> (同左)</p> <p><u>69の4 4</u> (同左)</p> <p><u>69の4 5</u> (同左)</p> <p><u>69の4 6</u> (同左)</p> <p><u>69の4 7</u> 「<u>国</u>が設置する郵便局以外の郵便局」の意義</p> <p><u>69の4 8</u> (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>69の4 10</u> (省略)	<u>69の4 9</u> (同左)
<u>69の4 11</u> (省略)	<u>69の4 10</u> (同左)
<u>69の4 12</u> (省略)	<u>69の4 11</u> (同左)
<u>69の4 13</u> <u>小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき</u>	(新設)
<u>69の4 14</u> (省略)	<u>69の4 12</u> (同左)
<u>69の4 15</u> (省略)	<u>69の4 13</u> (同左)
<u>69の4 16</u> (省略)	<u>69の4 14</u> (同左)
<u>69の4 17</u> (省略)	<u>69の4 15</u> (同左)
<u>69の4 18</u> (省略)	<u>69の4 16</u> (同左)
<u>69の4 19</u> (省略)	<u>69の4 17</u> (同左)
<u>69の4 20</u> (省略)	<u>69の4 18</u> (同左)
<u>69の4 21</u> (省略)	<u>69の4 19</u> (同左)
<u>69の4 22</u> (省略)	<u>69の4 20</u> (同左)
<u>69の4 23</u> (省略)	<u>69の4 21</u> (同左)
<u>69の4 24</u> (省略)	<u>69の4 22</u> (同左)
<u>69の4 25</u> (省略)	<u>69の4 23</u> (同左)
<u>69の4 26</u> (省略)	<u>69の4 24</u> (同左)
<u>69の4 27</u> (省略)	<u>69の4 25</u> (同左)
<u>69の4 28</u> (省略)	<u>69の4 26</u> (同左)
[措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]	[措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]
<u>69の5 1</u> <u>特定同族会社株式等の範囲</u>	<u>69の5 1</u> <u>特例対象株式等に係る法人が2以上ある場合の特定同族会社株式等</u>
<u>69の5 2</u> <u>特定受贈同族会社株式等の範囲</u>	(新設)
<u>69の5 3</u> (省略)	<u>69の5 2</u> (同左)
(削除)	<u>69の5 3</u> <u>議決権に制限のある株式等がある場合の特定同族会社株式等の判定</u>
<u>69の5 - 4</u> <u>措置法令第40条の2の2第9項及び同条第14項に規定する特定株式等の意義</u>	(新設)
<u>69の5 - 5</u> <u>措置法令第40条の2の2第9項第1号又は第2号に規定する1株当たりの時価又は1口当たりの時価の算定</u>	<u>69の5 4</u> <u>特定株式の1株当たりの時価又は特定出資の1口当たりの時価の算定</u>
<u>69の5 - 6</u> <u>措置法令第40条の2の2第14項第1号又は第2号に規定する1株当たりの時価又は1口当たりの時価の算定</u>	(新設)

改 正 後	改 正 前
69の5 7 特定株式又は特定出資に係る法人が2以上ある場合の20億円未満の判定	69の5 5 特定株式又は特定出資に係る法人が2以上ある場合の10億円未満の判定
69の5 8 特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人が2以上ある場合の20億円未満の判定 (削除)	(新設)
69の5 9 払戻請求権がある場合の20億円未満の判定	69の5 6 自己株式等を有している場合の10億円未満の判定
69の5 10 措置法令第40条の2の2第5項の要件を満たす特定株式又は特定出資	69の5 7 払戻請求権がある場合の10億円未満の判定
69の5 11 措置法令第40条の2の2第10項の要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資	69の5 8 措置法令第40条の2の2第4項の要件を満たす特定株式又は特定出資 (新設)
69の5 12 役員である期間の意義	(新設)
69の5 13 特定贈与者の死亡以前に特定事業用資産相続人等が死亡した場合の特定事業用資産相続人等	(新設)
69の5 14 (省略)	69の5 9 (同左)
69の5 15 特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産	(新設)
69の5 16 (省略)	69の5 10 (同左)
69の5 17 (省略)	69の5 11 (同左)
69の5 18 特定受贈森林施業計画対象山林を取得した特定贈与者の推定相続人が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分	(新設)
69の5 19 相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第9号イに規定する特定事業用資産相続人等の判定	69の5 12 相続開始の時から申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の特定事業用資産相続人等の判定
69の5 - 20 贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第9号ロに規定する特定事業用資産相続人等の判定	(新設)
69の5 21 特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の特定事業用資産相続人等	(新設)
69の5 22 (省略)	69の5 13 (同左)
69の5 23 (省略)	69の5 14 (同左)
69の5 24 (省略)	69の5 15 (同左)
69の5 25 特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等	(新設)
69の5 26 措置法第69条の5第5項に規定する割合の計算	(新設)
69の5 27 特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき	(新設)

改 正 後	改 正 前
69の5 28 <u>特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続</u>	(新設)
[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]	[措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係]
70の3 1 (省略)	70の3 1 (同左)
70の3 2 <u>住宅用家屋の新築又は取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等</u>	70の3 2 <u>住宅用家屋の新築等とともに取得するその敷地の用に供されている土地等</u>
70の3 - 3 <u>住宅取得等資金が法施行地外にある場合等</u>	(新設)
70の3 - 4 <u>住宅取得等資金を贈与により取得した年分以降に財産の贈与を受けた場合の取扱い</u>	(新設)
(削除)	70の3 3 <u>父等の範囲</u>
70の3 5 (省略)	70の3 4 (同左)
70の3 6 (省略)	70の3 5 (同左)
70の3 7 (省略)	70の3 6 (同左)
70の3 8 (省略)	70の3 7 (同左)
(削除)	70の3 8 <u>措置法第35条第1項に規定する居住用財産の譲渡がある場合の所得要件</u>
(削除)	70の3 9 <u>「その者の配偶者」の意義</u>
(削除)	70の3 10 <u>住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住の用に供されていた家屋を滅失させた場合</u>
(削除)	70の3 11 <u>住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住の用に供されていた家屋等を贈与又は特殊関係者に譲渡した場合</u>
(削除)	70の3 12 <u>特殊関係者に対する譲渡の判定時期</u>
(削除)	70の3 13 <u>同居の親族</u>
70の3 9 <u>「特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義</u>	70の3 14 <u>「個人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義</u>
(削除)	70の3 15 <u>住宅取得資金の贈与を受けた日前5年以内に居住の用に供されていた家屋等の全部又は一部をその贈与を受けた年の翌年に譲渡した場合の所得要件</u>
70の3 10 (省略)	70の3 16 (同左)
70の3 11 (省略)	70の3 17 (同左)
(削除)	70の3 18 <u>住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住の用に供されていたすべての家屋等をその贈与を受けた年の翌年の12月31日までに譲渡してい</u>

改 正 後	改 正 前
	<u>ない場合等の修正申告等に係る延滞税</u>
<u>70の3 12 修正申告書の提出期限</u>	(新設)
<u>70の3 13 期限後申告等に係る「特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用</u>	(新設)
[ <u>措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係</u> ]	(新設)
<u>70の3の2 1 相続時精算課税の特別控除額と住宅資金特別控除額の控除する順序</u>	(新設)
<u>70の3の2 2 修正申告書の提出期限</u>	(新設)
<u>70の3の2 3 期限後申告に係る「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例」の適用</u>	(新設)
[ <u>旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係</u> ]	(新設)
<u>旧70の3 1 旧措置法第70条の3の取扱い</u>	(新設)
<u>旧70の3 2 平成14年12月31日までに旧措置法第70条の3の規定の適用を受けた場合の相続時精算課税の適用等</u>	(新設)
<u>旧70の3 3 平成15年1月1日以後に旧措置法第70条の3の規定の適用を受けた場合の相続時精算課税の適用</u>	(新設)
[ <u>措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係</u> ]	[ <u>措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係</u> ]
<u>70の4 1~70の4 6 (省略)</u>	<u>70の4 1~70の4 6 (同左)</u>
<u>70の4 6の2 従前採草放牧地の意義等</u>	(新設)
<u>70の4 6の3 従前準農地の意義等</u>	(新設)
<u>70の4 7~70の4 36 (省略)</u>	<u>70の4 7~70の4 36 (同左)</u>
<u>70の4 36の2 相続時精算課税適用者等に係る贈与税の納税猶予</u>	(新設)
<u>70の4 37~70の4 42 (省略)</u>	<u>70の4 37~70の4 42 (同左)</u>
<u>70の4 43 措置法第70条の4第6項の適用を受けた場合における農地等以外の農業用財産等</u>	<u>70の4 43 措置法第70条の4第5項の適用を受けた場合における農地等以外の農業用財産等</u>
<u>70の4 44 措置法第70条の4第6項の使用貸借による権利の設定があった場合の同条</u>	<u>70の4 44 措置法第70条の4第5項の使用貸借による権利の設定があった場合の同条</u>

改 正 後	改 正 前
<p>第1項の担保</p> <p>70の4 45・70の4 46 (省略)</p> <p>70の4 47 措置法第70条の4 <u>第6項</u>の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合</p> <p>70の4 48 措置法第70条の4 <u>第6項</u>の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合</p> <p>70の4 49 措置法第70条の4 <u>第6項</u>の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類</p> <p>70の4 50～70の4 59 (省略)</p> <p>70の4 60 措置法第70条の4 <u>第8項</u>の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保</p> <p>70の4 61～70の4 75 (省略)</p> <p>70の4 76 措置法第70条の4 <u>第16項</u>の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保</p> <p>70の4 77～70の4 80 (省略)</p> <p>〔措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕</p> <p>70の5 1～70の5 4 (省略)</p> <p>70の5 5 措置法第70条の4 <u>第20項</u>の規定による承認に係る特定農地等</p> <p>〔措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係〕</p> <p>70の6 1・70の6 2 (省略)</p> <p>70の6 <u>2の2 相続時精算課税適用者が特定贈与者より贈与により取得した農地等に</u> <u>係る措置法第70条の6第1項の適用</u></p> <p>70の6 3～70の6 62 (省略)</p> <p>70の6 63 特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4 <u>第15項</u>又は<u>第20項</u>の取扱いの準用</p> <p>70の6 64～70の6 83 (省略)</p>	<p>第1項の担保</p> <p>70の4 45・70の4 46 (同左)</p> <p>70の4 47 措置法第70条の4 <u>第5項</u>の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあった場合</p> <p>70の4 48 措置法第70条の4 <u>第5項</u>の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合</p> <p>70の4 49 措置法第70条の4 <u>第5項</u>の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類</p> <p>70の4 50～70の4 59 (同左)</p> <p>70の4 60 措置法第70条の4 <u>第7項</u>の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保</p> <p>70の4 61～70の4 75 (同左)</p> <p>70の4 76 措置法第70条の4 <u>第15項</u>の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保</p> <p>70の4 77～70の4 80 (同左)</p> <p>〔措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係〕</p> <p>70の5 1～70の5 4 (同左)</p> <p>70の5 5 措置法第70条の4 <u>第19項</u>の規定による承認に係る特定農地等</p> <p>〔措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係〕</p> <p>70の6 1・70の6 2 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>70の6 3～70の6 62 (同左)</p> <p>70の6 63 特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4 <u>第14項</u>又は<u>第19項</u>の取扱いの準用</p> <p>70の6 64～70の6 83 (同左)</p>

改正後	改正前						
(削除)	〔法第69条((相続税の納税義務者等の特例))関係〕						
(削除)	(日本国籍と外国国籍とを併有する者がいる場合) 69 1 措置法第69条第1項又は第2項に規定する「日本国籍を有する者」には、日本国籍と外国国籍とを併有する重国籍者も含まれるのであるから留意する。						
(削除)	(相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により国外財産を取得した場合の相続税法第19条第1項の規定の適用) 69 2 相続税法(昭和25年法律第73号)の施行地外(以下69 3までにおいて「法施行地外」という。)に住所を有する者が、贈与(死因贈与を除く。以下同じ。)により法施行地外にある財産を取得した場合において、その財産を取得した時においてその者が措置法第69条第2項の規定の適用を受けない者である場合のその取得した財産の価額は、その年中の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されないものであるから、その後、その者が同条第1項の規定の適用を受ける者に該当した場合であっても、その贈与税の課税価格計算の基礎に算入されなかった財産については、相続税法第19条第1項((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の適用はないのであるから留意する。						
(削除)	(相続税法等の適用) 69 3 措置法第69条第1項又は第2項の規定の適用を受ける個人(以下69 3において「特例納税義務者」という。)に係る同条第3項及び措置法令第40条第1項の規定による相続税法並びに措置法第69条第4項の規定による措置法第70条の3の規定の適用については、次の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。 (1) 相続税 <table border="1" data-bbox="1146 1161 1998 1391"> <tr> <td data-bbox="1146 1161 1370 1391">相続税法</td> <td colspan="2" data-bbox="1370 1161 1998 1201">相続税の特例納税義務者に対する相続税法の規定の適用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 1201 1370 1391"></td> <td data-bbox="1370 1201 1639 1391">その者が相続又は遺贈(死因贈与を含む。以下同じ。)により相続税法の施行地にある財産を取得した場合</td> <td data-bbox="1639 1201 1998 1391">その者が相続又は遺贈により相続税法の施行地にある財産を取得しなかった場合</td> </tr> </table>	相続税法	相続税の特例納税義務者に対する相続税法の規定の適用			その者が相続又は遺贈(死因贈与を含む。以下同じ。)により相続税法の施行地にある財産を取得した場合	その者が相続又は遺贈により相続税法の施行地にある財産を取得しなかった場合
相続税法	相続税の特例納税義務者に対する相続税法の規定の適用						
	その者が相続又は遺贈(死因贈与を含む。以下同じ。)により相続税法の施行地にある財産を取得した場合	その者が相続又は遺贈により相続税法の施行地にある財産を取得しなかった場合					

改 正 後	改 正 前	
相続税法第2条(( <u>相続税の課税財産の範囲</u> ))	相続又は遺贈により取得した財産の全部	相続又は遺贈により取得した法施行地外の財産の全部
相続税法第11条の2(( <u>相続税の課税価格</u> ))	相続又は遺贈により取得した全部の財産の価額の合計額	相続又は遺贈により取得した法施行地外の財産の価額の合計額
相続税法第13条(( <u>債務控除</u> ))	相続税法第13条第1項各号に定めるもの	相続税法第13条第2項各号に定めるもの
相続税法第19条の3(( <u>未成年者控除</u> ))	適用あり	適用なし
相続税法第19条の4(( <u>障害者控除</u> ))	適用なし	適用なし
相続税法第62条第2項( <u>納税地</u> )	適用あり(注参照)	適用あり(注参照)
(注) 相続税法附則第3項の規定の適用がある場合には、被相続人の死亡の時ににおける住所地在納税地となるのであるから留意する。		
(2) 贈与税		
相続税法措置法	贈与税の特例納税義務者に対する相続税法及び措置法第70条の3の規定の適用	
	その者が贈与により相続税法の施行地にある財産を取得した場合	その者が贈与により相続税法の施行地にある財産を取得しなかった場合
相続税法第2条の2(( <u>贈与税の課税財産の範囲</u> ))	贈与により取得した財産の全部	贈与により取得した法施行地外の財産の全部
相続税法第21条の2(( <u>贈与税の課税価格</u> ))	贈与により取得した全部の財産の価額の合計額(注1参照)	贈与により取得した法施行地外の財産の価額の合計額(注1参照)
相続税法第21条の4(( <u>特別障害者に対する贈与税の非課税</u> ))	適用なし	適用なし
相続税法第62条第2項( <u>納税地</u> )	適用あり	適用あり

改正後	改正前	
<p>〔措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係〕</p> <p>(特例対象宅地等の意義)</p> <p>69の4-1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等(以下69の5-25までにおいて「特例対象宅地等」という。)には、被相続人から贈与(死因贈与を除く。以下同じ。)により取得したものは含まれないため、相続税法(昭和25年法律第75号)第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税(同法第21条の9第3項((相続時精算課税の選択))の規定(措置法第70条の3第1項において準用する場合を含む。))をいう。以下70の6-38までにおいて同じ。)の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4-2 措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等とは、次に掲げる宅地等(土地又は土地の上に存する権利で、措置法規則第23条の2第1項((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する建物又は</p>	<p>措置法第70条の3 ((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))</p>	<p>適用あり(注2参照)</p> <p>適用なし</p>
	<p>(注1) 69-2((相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により国外財産を取得した場合の相続税法第19条第1項の規定の適用))参照。</p> <p>(注2) 措置法第70条の3第1項に規定する住宅取得資金又は第5項に規定する住宅増改築資金(以下69-3において「住宅取得資金等」という。)が法施行地外にある場合であっても、当該住宅取得資金等の受贈者がその年中の贈与により相続税法の施行地にある財産を取得し(当該財産を贈与により取得した時ににおいて当該受贈者の住所が法施行地外にある場合に限る。)、かつ、当該住宅取得資金等について同条第1項、第3項又は第5項の要件を満たしているときには、同条第1項、第3項又は第5項の適用があるのであるから留意する。</p> <p>〔措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係〕</p> <p>(新設)</p> <p>(被相続人等の事業の用に供されていた宅地等の範囲)</p> <p>69の4-1 措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等とは、次に掲げる宅地等(土地又は土地の上に存する権利で、措置法規則第23条の2第1項((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))に規定する建物又は</p>	

改正後	改正前
<p>構築物（以下69の4 25までにおいて「建物等」という。）の敷地の用に供されていたものに限る。以下69の4 26までにおいて同じ。）をいうものとする。</p> <p>(1) 他に貸し付けられていた宅地等（当該貸付けが措置法第69条の4第1項に規定する事業に該当する場合に限る。）</p> <p>(2) (1)に掲げる宅地等を除き、被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族（以下69の4 26までにおいて「被相続人等」という。）の事業（措置法第69条の4第1項に規定する事業をいう。以下69の4 4までにおいて同じ。）の用に供されていた建物等で、被相続人等が所有していたもの又は被相続人の親族（被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族を除く。）が所有していたもの（被相続人等が当該建物等を当該親族から無償（相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。以下69の4 25までにおいて同じ。）で借り受けていた場合における当該建物等に限る。）の敷地の用に供されていたもの</p>	<p>構築物（以下69の4 23までにおいて「建物等」という。）の敷地の用に供されていたものに限る。以下69の4 24までにおいて同じ。）をいうものとする。</p> <p>(1) 他に貸し付けられていた宅地等（当該貸付けが措置法第69条の4第1項に規定する事業に該当する場合に限る。）</p> <p>(2) (1)に掲げる宅地等を除き、被相続人又は被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族（以下69の4 24までにおいて「被相続人等」という。）の事業（措置法第69条の4第1項に規定する事業をいう。以下69の4 3までにおいて同じ。）の用に供されていた建物等で、被相続人等が所有していたもの又は被相続人の親族（被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族を除く。）が所有していたもの（被相続人等が当該建物等を当該親族から無償（相当の対価に至らない程度の対価の授受がある場合を含む。以下69の4 23までにおいて同じ。）で借り受けていた場合における当該建物等に限る。）の敷地の用に供されていたもの</p>
<p>（事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合）</p> <p>69の4 3 事業場の移転又は建替えのため被相続人等の事業の用に供されていた建物等を取り壊し、又は譲渡し、これらの建物等に代わるべき建物等（被相続人又は被相続人の親族の所有に係るものに限る。）の建築中に、又は当該建物等の取得後被相続人等が事業の用に供する前に被相続人について相続が開始した場合で、当該相続開始直前において当該被相続人等の当該建物等に係る事業の準備行為の状況からみて当該建物等を速やかにその事業の用に供することが確実であったと認められるときは、当該建物等の敷地の用に供されていた宅地等は、措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（以下69の4 19までにおいて「事業用宅地等」という。）に該当するものとして取り扱う。</p> <p>なお、当該被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族又は当該建物等若しくは当該建物等の敷地の用に供されていた宅地等を相続若しくは遺贈（死因贈与を含む。以下同じ。）により取得した当該被相続人の親族が、当該建物等を相続税の申告書の提出期限（以下69の4 3において「申告期限」という。）までに事業の用に供しているとき（申告期限において当該建物等を事業の用に供していない場合であっても、それが当該建物等の規模等からみて建築に相当の期間を要することによるものであるときは、当該建物等の完成後速やかに事業の用に供することが確実であると認められるときを含む。）は、当該相続開始直前において当該被相続人等が当該建物等を速やかにその事業の用に供することが確実であったものとして差し支えない。</p>	<p>（事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合）</p> <p>69の4 2 事業場の移転又は建替えのため被相続人等の事業の用に供されていた建物等を取り壊し、又は譲渡し、これらの建物等に代わるべき建物等（被相続人又は被相続人の親族の所有に係るものに限る。）の建築中に、又は当該建物等の取得後被相続人等が事業の用に供する前に被相続人について相続が開始した場合で、当該相続開始直前において当該被相続人等の当該建物等に係る事業の準備行為の状況からみて当該建物等を速やかにその事業の用に供することが確実であったと認められるときは、当該建物等の敷地の用に供されていた宅地等は、措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（以下69の4 17までにおいて「事業用宅地等」という。）に該当するものとして取り扱う。</p> <p>なお、当該被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族又は当該建物等若しくは当該建物等の敷地の用に供されていた宅地等を相続若しくは遺贈により取得した当該被相続人の親族が、当該建物等を相続税の申告書の提出期限（以下69の4 2において「申告期限」という。）までに事業の用に供しているとき（申告期限において当該建物等を事業の用に供していない場合であっても、それが当該建物等の規模等からみて建築に相当の期間を要することによるものであるときは、当該建物等の完成後速やかに事業の用に供することが確実であると認められるときを含む。）は、当該相続開始直前において当該被相続人等が当該建物等を速やかにその事業の用に供することが確実であったものとして差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 当該建築中又は取得に係る建物等のうちに被相続人等の事業の用に供されると認められる部分以外の部分があるときは、事業用宅地等の部分は、当該建物等の敷地のうち被相続人等の事業の用に供されると認められる当該建物等の部分に対応する部分に限られる。</p>	<p>(注) 当該建築中又は取得に係る建物等のうちに被相続人等の事業の用に供されると認められる部分以外の部分があるときは、事業用宅地等の部分は、当該建物等の敷地のうち被相続人等の事業の用に供されると認められる当該建物等の部分に対応する部分に限られる。</p>
<p>(使用人の寄宿舍等の敷地)</p>	<p>(使用人の寄宿舍等の敷地)</p>
<p>69の4 4 (省略)</p>	<p>69の4 3 (同左)</p>
<p>(被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲)</p>	<p>(被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲)</p>
<p>69の4 5 (省略)</p>	<p>69の4 4 (同左)</p>
<p>(居住用建物の建築中等に相続が開始した場合)</p>	<p>(居住用建物の建築中等に相続が開始した場合)</p>
<p>69の4 6 被相続人等の居住の用に供されると認められる建物(被相続人又は被相続人の親族の所有に係るものに限る。)の建築中に、又は当該建物の取得後被相続人等が居住の用に供する前に被相続人について相続が開始した場合には、当該建物の敷地の用に供されていた宅地等が措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(以下69の4 17までにおいて「居住用宅地等」という。)に当たるかどうか及び居住用宅地等の部分については、69の4 3((事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合))に準じて取り扱う。</p>	<p>69の4 5 被相続人等の居住の用に供されると認められる建物(被相続人又は被相続人の親族の所有に係るものに限る。)の建築中に、又は当該建物の取得後被相続人等が居住の用に供する前に被相続人について相続が開始した場合には、当該建物の敷地の用に供されていた宅地等が措置法第69条の4第1項に規定する被相続人等の居住の用に供されていた宅地等(以下69の4 15までにおいて「居住用宅地等」という。)に当たるかどうか及び居住用宅地等の部分については、69の4 2((事業用建物等の建築中等に相続が開始した場合))に準じて取り扱う。</p>
<p>(注) 上記の取扱いは、相続の開始の直前において被相続人等が自己の居住の用に供している建物(被相続人等の居住の用に供されると認められる建物の建築中等に限り一時的に居住の用に供していたにすぎないと認められる建物を除く。)を所有していなかった場合に限り適用があるのであるから留意する。</p>	<p>(注) 上記の取扱いは、相続の開始の直前において被相続人等が自己の居住の用に供している建物(被相続人等の居住の用に供されると認められる建物の建築中等に限り一時的に居住の用に供していたにすぎないと認められる建物を除く。)を所有していなかった場合に限り適用があるのであるから留意する。</p>
<p>(店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除等の適用を受けたものの居住の用に供されていた部分の範囲)</p>	<p>(店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除等の適用を受けたものの居住の用に供されていた部分の範囲)</p>
<p>69の4 7 (省略)</p>	<p>69の4 6 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(「日本郵政公社が設置する郵便局以外の郵便局」の意義)</p>	<p>(「国が設置する郵便局以外の郵便局」の意義)</p>
<p>69の4 8 措置法規則第23条の2第2項に規定する「日本郵政公社が設置する郵便局以外の郵便局」とは、いわゆる特定郵便局をいう。</p>	<p>69の4 7 措置法規則第23条の2第2項に規定する「国が設置する郵便局以外の郵便局」とは、いわゆる特定郵便局をいう。</p>
<p>(国の事業の用に供されている宅地等の範囲)</p>	<p>(国の事業の用に供されている宅地等の範囲)</p>
<p>69の4 9 (省略)</p>	<p>69の4 8 (同左)</p>
<p>(1棟の建物の範囲)</p>	<p>(1棟の建物の範囲)</p>
<p>69の4 10 (省略)</p>	<p>69の4 9 (同左)</p>
<p>(選択特例対象宅地等のうちに特定事業用等宅地等及び特定居住用等宅地等がある場合の限度面積要件)</p>	<p>(選択特例対象宅地等のうちに特定事業用等宅地等及び特定居住用等宅地等がある場合の限度面積要件)</p>
<p>69の4 11 (省略)</p>	<p>69の4 10 (同左)</p>
<p>(限度面積要件を満たさない場合)</p>	<p>(限度面積要件を満たさない場合)</p>
<p>69の4 12 措置法第69条の4第1項に規定する選択特例対象宅地等が同条第2項に規定する限度面積要件を満たしていない場合は、その選択特例対象宅地等のすべてについて同条第1項の適用がないことに留意する。</p> <p>なお、この場合、その後の国税通則法(昭和37年法律第66号)第18条第2項((期限後申告))に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項((修正申告))に規定する修正申告書において、その選択特例対象宅地等が限度面積要件を満たすこととなったときは、その選択特例対象宅地等について措置法第69条の4第1項の適用がある(69の4-13に規定する場合を除く。)ことに留意する。</p>	<p>69の4 11 措置法第69条の4第1項に規定する選択特例対象宅地等が同条第2項に規定する限度面積要件を満たしていない場合は、その選択特例対象宅地等のすべてについて同条第1項の適用がないことに留意する。</p> <p>なお、この場合、その後の国税通則法(昭和37年法律第66号)第18条第2項((期限後申告))に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項((修正申告))に規定する修正申告書において、その選択特例対象宅地等が限度面積要件を満たすこととなったときは、その選択特例対象宅地等について措置法第69条の4第1項の適用がある(措置法第69条の5第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)ことに留意する。</p>
<p>(小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p>	<p>(新規)</p>
<p>69の4-13 措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等(以下69の5-27までにおいて「小規模宅地等」という。)及び措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資</p>	

改正後	改正前
<p><u>産（以下69の5-27までにおいて「選択特定事業用資産」という。）について、措置法第69条の4第1項及び第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その選択特定事業用資産の価額が、措置法令第40条の2の2第24項から第26項までの限度額（69の5-25(2)から(4)まで参照）を超えるときは、その小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p><u>なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 上記の限度額を超える場合には、当該選択特定事業用資産のすべてについて措置法第69条の5第1項の規定の適用もないのであるから留意する（69の5-27参照）。</u></p> <p>(不動産貸付業等の範囲)</p> <p><u>69の4 14 (省略)</u></p> <p>(下宿等)</p> <p><u>69の4 15 (省略)</u></p> <p>(宅地等を取得した親族が申告期限までに死亡した場合)</p> <p><u>69の4 16 被相続人の事業用宅地等を相続又は遺贈により取得した被相続人の親族が当該相続に係る相続税の申告書の提出期限(以下69の4 16において「申告期限」という。)までに死亡した場合には、当該親族から相続又は遺贈により当該宅地等を取得した当該親族の相続人が、措置法第69条の4第3項第1号イの要件を満たせば、当該宅地等は同号に規定する特定事業用宅地等に当たるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該相続人について措置法第69条の4第3項第1号イの要件に該当するかどうかを判定する場合において、同号の申告期限は、相続税法第27条第2項((相続税の申告書))の規定による申告期限をいい、また、被相続人の事業を引き継ぐとは、当該相続人が被相続人の事業を直接引き継ぐ場合も含まれるのであるから留意する。</u></p> <p>(申告期限までに転業又は廃業があった場合)</p>	<p>(不動産貸付業等の範囲)</p> <p><u>69の4 12 (同左)</u></p> <p>(下宿等)</p> <p><u>69の4 13 (同左)</u></p> <p>(宅地等を取得した親族が申告期限までに死亡した場合)</p> <p><u>69の4 14 被相続人の事業用宅地等を相続又は遺贈により取得した被相続人の親族が当該相続に係る相続税の申告書の提出期限(以下69の4 14において「申告期限」という。)までに死亡した場合には、当該親族から相続又は遺贈により当該宅地等を取得した当該親族の相続人が、措置法第69条の4第3項第1号イの要件を満たせば、当該宅地等は同号に規定する特定事業用宅地等に当たるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 当該相続人について措置法第69条の4第3項第1号イの要件に該当するかどうかを判定する場合において、同号の申告期限は、相続税法第27条第2項((相続税の申告書))の規定による申告期限をいい、また、被相続人の事業を引き継ぐとは、当該相続人が被相続人の事業を直接引き継ぐ場合も含まれるのであるから留意する。</u></p> <p>(申告期限までに転業又は廃業があった場合)</p>

改正後	改正前
69の4 17 (省略)	69の4 15 (同左)
(災害のため事業が休止された場合)	(災害のため事業が休止された場合)
69の4 18 (省略)	69の4 16 (同左)
(申告期限までに宅地等の一部の譲渡又は貸付けがあった場合)	(申告期限までに宅地等の一部の譲渡又は貸付けがあった場合)
69の4 19 (省略)	69の4 17 (同左)
(申告期限までに事業用建物等を建て替えた場合)	(申告期限までに事業用建物等を建て替えた場合)
69の4 20 (省略)	69の4 18 (同左)
(宅地等を取得した親族が事業主となっていない場合)	(宅地等を取得した親族が事業主となっていない場合)
69の4 21 (省略)	69の4 19 (同左)
(1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち特定居住用宅地等に該当する部分の範囲)	(1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち特定居住用宅地等に該当する部分の範囲)
69の4 22 (省略)	69の4 20 (同左)
(被相続人の居住用家屋に居住していた者の範囲)	(被相続人の居住用家屋に居住していた者の範囲)
<p>69の4 23 措置法第69条の4第3項第2号イに規定する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者とは、当該被相続人に係る相続の開始の直前において当該家屋で被相続人と共に起居していたものをいうのであるから留意する。この場合において、当該被相続人の居住の用に供されていた家屋については、当該被相続人が建物でその構造上区分された数個の部分の各部分(以下69の4 23において「独立部分」という。)を独立して住居その他の用途に供することができるもの(以下69の4 23において「共同住宅」という。)の独立部分の一に居住していたときは、当該独立部分をいうものとする。</p> <p>なお、同号イに規定する親族で、被相続人の居住に係る共同住宅(その全部を被相続人</p>	<p>69の4 21 措置法第69条の4第3項第2号イに規定する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者とは、当該被相続人に係る相続の開始の直前において当該家屋で被相続人と共に起居していたものをいうのであるから留意する。この場合において、当該被相続人の居住の用に供されていた家屋については、当該被相続人が建物でその構造上区分された数個の部分の各部分(以下69の4 21において「独立部分」という。)を独立して住居その他の用途に供することができるもの(以下69の4 21において「共同住宅」という。)の独立部分の一に居住していたときは、当該独立部分をいうものとする。</p> <p>なお、同号イに規定する親族で、被相続人の居住に係る共同住宅(その全部を被相続人</p>

改正後	改正前
<p>又は被相続人の親族が所有するものに限る。)の独立部分のうち被相続人が当該相続の開始の直前において居住の用に供していた独立部分以外の独立部分に居住していた者がいる場合(当該被相続人の配偶者又は当該被相続人が居住の用に供していた独立部分に共に起居していた当該被相続人の民法(明治29年法律第89号)第5編第2章に規定する相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)がいない場合に限る。)において、その者について同号イに規定する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者に当たる者であるものとして申告があったときは、これを認めるものとする。</p> <p>(注) 措置法第69条の4第3項第2号口に規定する被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族についても、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(「その者の配偶者」の意義) 69の4 24 (省略)</p>	<p>又は被相続人の親族が所有するものに限る。)の独立部分のうち被相続人が当該相続の開始の直前において居住の用に供していた独立部分以外の独立部分に居住していた者がいる場合(当該被相続人の配偶者又は当該被相続人が居住の用に供していた独立部分に共に起居していた当該被相続人の民法(明治29年法律第89号)第5編第2章に規定する相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)がいない場合に限る。)において、その者について同号イに規定する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者に当たる者であるものとして申告があったときは、これを認めるものとする。</p> <p>(注) 措置法第69条の4第3項第2号口に規定する被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた親族についても、上記に準じて取り扱う。</p> <p>(「その者の配偶者」の意義) 69の4 22 (同左)</p>
<p>(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲) 69の4 25 (省略)</p>	<p>(法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲) 69の4 23 (同左)</p>
<p>(法人の社宅等の敷地) 69の4 26 (省略)</p>	<p>(法人の社宅等の敷地) 69の4 24 (同左)</p>
<p>(共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合) 69の4 27 相続又は遺贈により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者(以下69の5 24までにおいて「共同相続人等」という。)によって分割される前に、当該相続(以下69の4 27において「第一次相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した場合において、第一次相続により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が、当該死亡した者の共同相続人等及び第一次相続に係る当該死亡した者以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該死亡した者の取得した特例対象宅地等として確定させたものがあるときは、措置法第69条の4第1項の規定の適用に当</p>	<p>(共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合) 69の4 25 相続又は遺贈により取得した措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等(以下69の5 15までにおいて「特例対象宅地等」という。)の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者(以下69の5 15までにおいて「共同相続人等」という。)によって分割される前に、当該相続(以下69の4 25において「第一次相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した場合において、第一次相続により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が、当該死亡した者の共同相続人等及び第一次相続に係る当該死亡した者以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該死亡した者の取得し</p>

改正後	改正前
<p>たつては、その特例対象宅地等は分割により当該死亡した者が取得したものと取り扱うことができる。</p> <p>(申告書の提出期限後に分割された特例対象宅地等について特例の適用を受ける場合) 69の4 28 (省略)</p>	<p>た特例対象宅地等として確定させたものがあるときは、措置法第69条の4第1項の規定の適用に当たっては、その特例対象宅地等は分割により当該死亡した者が取得したものと取り扱うことができる。</p> <p>(申告書の提出期限後に分割された特例対象宅地等について特例の適用を受ける場合) 69の4 26 (同左)</p>
<p>[措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p>	<p>[措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係]</p>
<p>(特定同族会社株式等の範囲)</p> <p>69の5 1 措置法第69条の5第2項第5号イ及びロの要件を満たす特定株式又は特定出資(以下69の5 26までにおいて「特例対象株式等」という。)に係る法人が2以上ある場合の同号に規定する特定同族会社株式等(以下69の5 25までにおいて「特定同族会社株式等」という。)とは、被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた当該各法人の特例対象株式等の株数又は金額若しくは口数(以下69の5 - 11までにおいて「株数等」という。)のうち当該各法人の発行済株式の総数又は出資金額若しくは出資の総口数(以下69の5 - 26までにおいて「発行済株式総数等」という。)に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した株数等に達するまでの部分をいうのであるから留意する。</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 <math>\frac{2}{3}</math></p> <p>(2) 相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下70の6 - 2の2までにおいて「特定贈与者」という。)であった被相続人が既に贈与(相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下69の5 - 28までにおいて同じ。)をした当該各法人に係る措置法第69条の5第2項第6号イ及びロの要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資(以下69の5 - 26までにおいて「特例対象受贈株式等」という。)がある場合</p> $A = \frac{\frac{2}{3} - A}{\text{当該特例対象受贈株式等の株数等} / \text{当該贈与の直前における当該各法人の発行済株式総数等}}$	<p>(特例対象株式等に係る法人が2以上ある場合の特定同族会社株式等)</p> <p>69の5 1 措置法第69条の5第2項第3号イ及びロの要件を満たす特定株式又は特定出資(以下69の5 1において「特例対象株式等」という。)に係る法人が2以上ある場合の同号に規定する特定同族会社株式等(以下69の5 4までにおいて「特定同族会社株式等」という。)とは、被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた各法人の特例対象株式等の株数又は金額若しくは口数(以下69の5 8までにおいて「株数等」という。)のうち各法人の発行済株式の総数又は出資金額若しくは出資の総口数(以下69の5 8までにおいて「発行済株式の総数又は出資の総口数等」という。)の3分の1に達するまでの部分をいうのであるから留意する。</p> <p>(注) 措置法第69条の5第2項第6号イに掲げる特定事業用資産は、各法人ごとの当該部分の価額の合計額のうち3億円以下の部分であるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>なお、特定贈与者が既に特例対象受贈株式等の贈与を複数回行っているときには、上記に定める割合は、当該贈与ごとにAの割合を算出し、当該算出したAの割合を合計した割合を<math>\frac{2}{3}</math>から控除して求めることに留意する。</p> <p>(注) 1 上記の特例対象受贈株式等は、措置法第69条の5第10項の規定の適用を受けた特定受贈同族会社株式等(同条第2項第6号に規定する特定受贈同族会社株式等をいう。以下69の5-28までにおいて同じ。)をいうものとし、当該特定受贈同族会社株式等には、当該特定受贈同族会社株式等を特定贈与者であった被相続人から贈与により取得した者が、当該贈与の時から当該被相続人に係る相続開始の時までに有しないこととなったものが含まれるのであるから留意する。</p> <p>2 措置法第69条の5第2項第10号イに掲げる特定事業用資産は、各法人ごとの当該部分の価額及び69の5-2に規定する部分(贈与の時から特定贈与者の相続開始の時まで引き続き同項第9号ロ(1)及び(2)の要件を満たす特定事業用資産相続人等が有しているものに限る。)の価額(当該贈与時の価額をいう。)の合計額のうち3億円以下の部分をいうのであるから留意する。</p> <p>(特定受贈同族会社株式等の範囲)</p> <p>69の5-2 特例対象受贈株式等に係る法人が2以上ある場合の特定受贈同族会社株式等とは、特定贈与者が贈与の直前に有していた当該各法人の特例対象受贈株式等の株数等のうち当該各法人の発行済株式総数等に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した株数等に達するまでの部分をいうのであるから留意する。</p> <p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 <math>\frac{2}{3}</math></p> <p>(2) 特定贈与者が既に贈与(以下69の5-2において「従前贈与」という。)をした当該各法人に係る特例対象受贈株式等がある場合</p> $\frac{2}{3} - A$ $A = \frac{\text{当該特例対象受贈株式等の株数等}}{\text{当該従前贈与の直前における当該各法人の発行済株式総数等}}$ <p>なお、特定贈与者が従前贈与を複数回行っているときには、上記に定める割合は、当該従前贈与ごとにAの割合を算出し、当該算出したAの割合を合計した割合を<math>\frac{2}{3}</math>から控除して求めることに留意する。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(注) <u>上記の特例対象受贈株式等とは、措置法第69条の5第10項の規定の適用を受けた特定受贈同族会社株式等をいうものとし、当該特定受贈同族会社株式等には、当該特定受贈同族会社株式等を特定贈与者から従前贈与により取得した者が、当該従前贈与の時から当該贈与の時までに有しないこととなったものが含まれるのであるから留意する。</u></p>	
<p>(議決権に制限のある株式等)</p> <p>69の5 3 措置法規則第23条の2の2第3項に規定する議決権に制限のある株式又は同条第4項に規定する議決権に制限のある出資は、特定同族会社株式等に該当せず、同条第5項の規定により準用される同条第3項に規定する議決権に制限のある株式又は同条第4項に規定する議決権に制限のある出資は、特定受贈同族会社株式等に該当しないことから、これらの議決権に制限のある株式又は出資(以下69の5 11までにおいて「議決権に制限のある株式等」という。)については、措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p>	<p>(議決権に制限のある株式等)</p> <p>69の5 2 措置法規則第23条の2の2第3項に規定する議決権に制限のある株式又は同条第4項に規定する議決権に制限のある出資(以下69の5 8までにおいて「議決権に制限のある株式等」という。)は、特定同族会社株式等に該当しないことから、措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(議決権に制限のある株式等がある場合の特定同族会社株式等の判定)</p> <p>69の5 3 措置法第69条の5第2項第3号に規定する被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた同項第1号に規定する特定株式(以下69の5 8までにおいて「特定株式」という。)又は同項第2号に規定する特定出資(以下69の5 8までにおいて「特定出資」という。)が特定同族会社株式等に該当するかどうかを判定する場合には、議決権に制限のある株式等があるときであっても、同項第3号柱書に規定する「発行済株式の総数又は出資金額」、同号イに規定する「特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額」並びに「発行済株式の総数又は出資金額」及び同号ロの(1)に規定する「発行済株式の総数」若しくは(2)に規定する「出資の総口数」から当該議決権に制限のある株式等の株数等を控除しないのであるから留意する。</p>
<p>(措置法令第40条の2の2第9項及び同条第14項に規定する特定株式等の意義)</p> <p>69の5 - 4 措置法令第40条の2の2第9項柱書及び同項第1号に規定する特定株式又は特定出資とは、同条第5項の要件を満たす特定株式又は特定出資(措置法第69条の5第2項第1号に規定する特定株式又は同項第2号に規定する特定出資をいう。以下69の5 - 10</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>までにおいて同じ。) (69の5 - 12参照) を、措置法令第40条の2の2第14項柱書及び同項第1号に規定する特定受贈株式又は特定受贈出資とは、同条第10項の要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資(措置法第69条の5第2項第3号に規定する特定受贈株式又は同項第4号に規定する特定受贈出資をいう。以下69の5 - 11までにおいて同じ。) (69の5 - 13参照) を、措置法令第40条の2の2第9項第2号及び同条第14項第2号に規定する特定受贈株式又は特定受贈出資とは、措置法第69条の5第10項の規定の適用を受けた特定受贈同族会社株式等をいうのであるから留意する。</p> <p>(措置法令第40条の2の2第9項第1号又は第2号に規定する1株当たりの時価又は1口当たりの時価の算定)</p> <p>69の5 5 措置法令第40条の2の2第9項第1号に規定する特定株式の1株当たりの時価若しくは特定出資の1口当たりの時価又は同項第2号に規定する特定受贈株式の1株当たりの時価若しくは特定受贈出資の1口当たりの時価は、被相続人から当該特定株式又は特定出資を相続又は遺贈により取得した者が、それぞれ昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」(以下「財産評価基本通達」という。)の定めにより算定した1株当たりの価額又は1口当たりの価額をいうことに留意する。</p> <p>なお、同一法人の特定株式又は特定出資を被相続人から相続又は遺贈により取得した者が2人以上いる場合において、財産評価基本通達の定めにより各人が算定した当該特定株式の1株当たりの価額若しくは特定出資の1口当たりの価額又は当該特定受贈株式の1株当たりの価額若しくは特定受贈出資の1口当たりの価額が異なっていたときには、当該異なる価額のうち最も低い価額を当該特定株式の1株当たりの時価若しくは特定出資の1口当たりの時価又は当該特定受贈株式の1株当たりの時価若しくは特定受贈出資の1口当たりの時価として取り扱って差し支えない。</p> <p>(注) 1 上記の特定株式又は特定出資を相続又は遺贈により取得した者がそれぞれ、当該特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価を算定する場合において、当該特定受贈株式又は特定受贈出資が財産評価基本通達188((同族株主等以外の株主等が取得した株式))に規定する(財産評価基本通達194((合名会社等の出資の評価))の規定により準用される場合を含む。)<u>「同族株主以外の株主等が取得した株式等」に該当するか否かの判定は、当該特定受贈株式又は特定受贈出資を贈与した特定贈与者であった被相続人の相続開始の時において当該特定受贈株式又は特定受贈出資を当該被相続人から既に贈与により取得した者が、当該同族株主以外の株主等に該当するか否かにより行うのであるから留意する。</u></p>	<p>(特定株式の1株当たりの時価又は特定出資の1口当たりの時価の算定)</p> <p>69の5 4 措置法第69条の5第2項第3号口に規定する特定株式の1株当たりの時価又は特定出資の1口当たりの時価は、昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」(以下「財産評価基本通達」という。)の定めにより算定した価額をいうことに留意する。</p> <p>なお、同一法人の特定株式又は特定出資を被相続人から相続又は遺贈により取得した者(措置法令第40条の2の2第4項の要件を満たす特定株式又は特定出資を取得した者に限る。)が2人以上いる場合において、財産評価基本通達の定めにより各人が算定した当該特定株式の1株当たりの価額又は特定出資の1口当たりの価額が異なっていたときには、当該異なる価額のうち最も低い価額を当該特定株式の1株当たりの時価又は特定出資の1口当たりの時価として取り扱って差し支えない。</p> <p>(注) 当該特定株式の1株当たりの時価又は特定出資の1口当たりの時価の算定に当たり、<u>財産評価基本通達188 2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))に定める評価方法が適用されることはないのであるから留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p>なお、同一法人の特定受贈株式又は特定受贈出資を当該被相続人から既に贈与により取得した者が2人以上いる場合において、当該特定受贈株式の1株当たりの価額又は特定受贈出資の1口当たりの価額が2以上算定されたときは、当該算定された価額のうち最も低い価額を当該特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価として取り扱って差し支えない。</p> <p>2 当該特定受贈株式又は特定受贈出資を特定贈与者であった被相続人から既に贈与により取得した者が、当該被相続人に係る相続開始の時に当該法人の株式又は出資を有していない場合における当該特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価は、財産評価基本通達188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めにより(財産評価基本通達194の規定により準用される場合を含む。)算定した価額による。</p> <p>(措置法令第40条の2の2第14項第1号又は第2号に規定する1株当たりの時価又は1口当たりの時価の算定)</p> <p>69の5 6 措置法令第40条の2の2第14項第1号又は第2号に規定する特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価は、特定贈与者から同項第1号に規定する対象贈与(以下69の5-6において「対象贈与」という。)により同号の特定受贈株式又は特定受贈出資を取得した者が、それぞれ財産評価基本通達の定めにより算定した1株当たりの価額又は1口当たりの価額をいうことに留意する。</p> <p>(注)1 上記の対象贈与により措置法令第40条の2の2第14項第1号の特定受贈株式又は特定受贈出資を取得した者が、同項第2号の特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価を算定する場合において、当該特定受贈株式又は特定受贈出資が財産評価基本通達188に規定する(財産評価基本通達194の規定により準用される場合を含む。)<u>「同族株主以外の株主等が取得した株式等」に該当するか否かの判定は、当該特定受贈株式又は特定受贈出資の同項第1号に規定する対象贈与の時に当該特定受贈株式又は特定受贈出資を当該特定贈与者から既に贈与により取得した者が、当該同族株主以外の株主等に該当するか否かにより行うのであるから留意する。</u></p> <p>なお、同一法人の同項第2号の特定受贈株式又は特定受贈出資を当該特定贈与者から既に贈与により取得した者が2人以上いる場合において、当該特定受贈株式の1株当たりの価額又は特定受贈出資の1口当たりの価額が2以上算定されたときは、当該算定された価額のうち最も低い価額を当該特定受贈株式の1株当</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価として取り扱って差し支えない。</u></p> <p>2 <u>当該特定受贈株式又は特定受贈出資を特定贈与者から既に贈与により取得した者が、対象贈与の時に於いて当該法人の株式又は出資を有していない場合における当該特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価は、財産評価基本通達188-2の定めにより（財産評価基本通達194の規定により準用される場合を含む。）算定した価額による。</u></p> <p>（特定株式又は特定出資に係る法人が2以上ある場合の20億円未満の判定）</p> <p>69の5 7 <u>措置法令第40条の2の2第9項第1号に規定する特定株式若しくは特定出資に係る法人又は同項第2号に規定する特定受贈株式若しくは特定受贈出資に係る法人がそれぞれ2以上ある場合の同項柱書に規定する合計額は、それぞれ各法人ごとに求めた同条第9項第1号又は第2号に規定する金額を合計した金額となるのであるから留意する。</u></p> <p><u>（注）被相続人が相続開始の直前に有していた同条第5項の要件を満たす特定株式又は特定出資（69の5 - 10参照）である限り、措置法第69条の5第2項第5号イの要件を満たさないものであっても措置法令第40条の2の2第9項第1号の金額の計算の対象に含まれるのであるが、同項第2号の金額の計算の対象となるものは、特定贈与者であった被相続人が既に贈与をした特定受贈同族会社株式等で措置法第69条の5第10項の規定の適用を受けたもののみである（69の5 - 4参照）から留意する。</u></p>	<p>（特定株式又は特定出資に係る法人が2以上ある場合の10億円未満の判定）</p> <p>69の5 5 <u>被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた特定株式又は特定出資（措置法令第40条の2の2第4項の要件を満たす特定株式又は特定出資に限る。）に係る法人が2以上ある場合の措置法第69条の5第2項第3号口の要件の判定は、当該特定株式又は特定出資に係る各法人ごとに、その発行済株式の総数又は出資の総口数等に当該相続開始の時に於ける当該特定株式の1株当たりの時価又は当該特定出資の1口当たりの時価を乗じて得た金額（以下69の5 6までにおいて「法人の発行済株式の総数に1株当たりの時価を乗じて得た金額等」という。）を求め、各法人ごとに求めた当該金額を合計した金額により行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>（注）同号イの要件を満たさない特定株式又は特定出資であっても、措置法令第40条の2の2第4項の要件を満たすもの（69の5 8参照）については、措置法第69条の5第2項第3号口の要件の判定の対象に含まれるのであるから留意する。</u></p>
<p>（特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人が2以上ある場合の20億円未満の判定）</p> <p>69の5 - 8 <u>措置法令第40条の2の2第14項第1号又は第2号に規定する特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人がそれぞれ2以上ある場合等の20億円未満の判定については、69の5 - 7を準用する。</u></p> <p>（削除）</p>	<p>（新設）</p> <p>（自己株式等を有している場合の10億円未満の判定）</p> <p>69の5 6 <u>被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた特定株式又は特定出資（措置法令第40条の2の2第4項の要件を満たす特定株式又は特定出資に限る。）に係る法人のうち商法（明治32年法律第48号）第241条第2項に規定する自己株式又は</u></p>

改正後	改正前
<p>( 払戻請求権がある場合の20億円未満の判定 )</p> <p>69の5 9 措置法令第40条の2の2第36項の規定により特定出資に該当する払戻請求権がある場合の措置法第69条の5第2項第5号口の要件の判定は、当該払戻請求権の価額を基に行うのであるから留意する。</p> <p>(注) 贈与により取得した払戻請求権は、措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</p> <p>( 措置法令第40条の2の2第5項の要件を満たす特定株式又は特定出資 )</p> <p>69の5 10 措置法令第40条の2の2第5項に規定する特定株式又は特定出資とは、次に掲げるすべての要件を満たす者が相続又は遺贈により取得した特定株式又は特定出資( 議決権に制限のある株式等を除く。 )をいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 当該相続の開始の時ににおいて当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式総数等の50%を超えて有している株主関係者グループ( 当該法人の株主の1人又は社員の1人及びその親族並びにこれらの者と措置法第69条の4第3項第4号に規定する特別の関係のある個人又は法人をいう。以下69の5 11までにおいて同じ。 )に属する株主又は社員であること。</p> <p>(2) 当該相続の開始の時ににおいて当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式総数等の5%以上を有している株主又は社員であること。</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)の持株割合又は出資割合を判定する場合には、次の点に留意する。</p>	<p>有限会社法( 昭和13年法律第74号 )第41条において準用する商法第241条第2項の適用を受ける出資( 以下69の5 6において「自己株式等」という。 )を有している法人がある場合の措置法第69条の5第2項第3号口の(1)又は(2)に規定する合計額の計算は、当該自己株式等を有している法人の発行済株式の総数に1株当たりの時価を乗じて得た金額等に代えて当該相続開始の時ににおける当該法人の純資産価額から評価差額に対する法人税額等相当額を控除した金額( 平成2年12月27日付直評23ほか1課共同「相続税及び贈与税における取引相場のない株式等の評価明細書の様式及び記載方法等について」の別紙1の「第5表 1株当たりの純資産価額( 相続税評価額 )の計算明細書」の「3. 1株当たりの純資産価額の計算」欄の欄に記載する金額をいう。 )により行って差し支えないものとする。</p> <p>( 払戻請求権がある場合の10億円未満の判定 )</p> <p>69の5 7 措置法令第40条の2の2第11項の規定により特定出資に該当する払戻請求権がある場合の措置法第69条の5第2項第3号口の要件の判定は、当該払戻請求権の価額を基に行うのであるから留意する。</p> <p>( 措置法令第40条の2の2第4項の要件を満たす特定株式又は特定出資 )</p> <p>69の5 8 措置法令第40条の2の2第4項に規定する要件を満たす特定株式又は特定出資とは、次に掲げるすべての要件を満たす者が相続又は遺贈により取得した特定株式又は特定出資( 議決権に制限のある株式等を除く。 )をいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 当該相続の開始の時ににおいて当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総口数等の50%以上を有している同族関係者グループ( 当該法人の株主の1人又は社員の1人及び当該株主又は社員と法人税法施行令( 昭和40年政令第97号 )第4条に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下69の5 8において同じ。 )に属する株主又は社員であること。</p> <p>(2) 当該相続の開始の時ににおいて当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総口数等の5%以上を有している株主又は社員であること。</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)の持株割合又は出資割合を判定する場合には、次の点に留意する。</p>

改正後	改正前
<p>1 <u>株主関係者グループ又は当該株主関係者グループに属する株主若しくは社員が有する特定株式又は特定出資の株数等は、当該相続又は遺贈により当該特定株式又は特定出資を取得した後の当該特定株式又は特定出資の株数等によること。</u></p> <p>2 <u>特定株式又は特定出資の株数等及び当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式総数等には、議決権に制限のある株式等の株数等が含まれないこと。</u></p>	<p>1 <u>同族関係者グループ又は当該同族関係者グループに属する株主若しくは社員が有する特定株式又は特定出資の株数等は、当該相続又は遺贈により当該特定株式又は特定出資を取得した後の当該特定株式又は特定出資の株数等によること。</u></p> <p>2 <u>特定株式又は特定出資の株数等及び当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総口数等には、議決権に制限のある株式等の株数等が含まれないこと。</u></p>
<p>(措置法令第40条の2の2第10項の要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資)</p>	<p>(新設)</p>
<p>69の5 11 <u>措置法令第40条の2の2第10項に規定する特定受贈株式又は特定受贈出資とは、(1)に掲げる要件を満たし、かつ、(2)又は(3)に掲げる要件のいずれかを満たす者が贈与により取得した特定受贈株式又は特定受贈出資(議決権に制限のある株式等を除く。)をいうのであるから留意する。</u></p> <p><u>(1) 当該贈与の時ににおいて当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式総数等の50%を超えて有している株主関係者グループに属する株主又は社員であること。</u></p> <p><u>(2) 当該贈与の時ににおいて当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式総数等の5%以上を有している株主又は社員であること。</u></p> <p><u>(3) 当該贈与の時ににおいて当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の中心的な同族個人株主(当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式総数等の25%以上を当該株主又は社員並びに当該株主又は社員の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族で有している場合の当該株主又は社員をいう。)であること。</u></p> <p><u>(注) 上記(1)から(3)までの持株割合又は出資割合を判定する場合には、次の点に留意する。</u></p> <p>1 <u>(1)から(3)までに規定する特定受贈株式又は特定受贈出資の株数等は、当該贈与により当該特定受贈株式又は特定受贈出資を取得した直後の当該特定受贈株式又は特定受贈出資の株数等によること。</u></p> <p>2 <u>特定受贈株式又は特定受贈出資の株数等及び当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式総数等には、議決権に制限のある株式等の株数等が含まれないこと。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(役員である期間の意義)</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>69の5 - 12 措置法第69条の5第2項第9号口(2)に規定する政令で定める期間において、  <u>特定受贈同族会社株式等に係る法人の措置法規則第23条の2の2第7項に規定する役員</u>  <u>(以下69の5 - 12において「役員」という。)</u>としての地位を有しているかどうかは、役員  であった期間(当該特定受贈同族会社株式等の贈与の時以後の期間に限る。)を合計した  期間が当該政令で定める期間以上の期間であるかどうかで判定するのであるから留意す  る。</p> <p>(注) 当該特定受贈同族会社株式等の贈与が複数回あるため上記の政令で定める期間が  異なることとなる場合には、各贈与に係る当該政令で定める期間ごとに上記の判定を  行うのであるから留意する。</p> <p>(特定贈与者の死亡以前に特定事業用資産相続人等が死亡した場合の特定事業用資産相続  人等)</p> <p>69の5 - 13 特定受贈同族会社株式等の贈与の時から当該贈与に係る特定贈与者の相続開  始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈同族会社株式等を贈与により取得した特  定事業用資産相続人等が死亡した場合には、当該特定事業用資産相続人等の納税義務等承  継人(相続税法第21条の17又は第21条の18((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承  継等))の規定により同法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者(以下70の6  - 2の2までにおいて「<u>相続時精算課税適用者</u>」という。))が有していた相続時精算課税  の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税  適用者の相続人(包括受遺者を含む。)をいう。以下69の5 - 21までにおいて同じ。)を  当該死亡の時から措置法第69条の5第2項第9号口(1)及び(2)に掲げる要件を満たす特  定事業用資産相続人等に該当するものとして取り扱うものとする。この場合、当該納税義  務等承継人が当該特定受贈同族会社株式等を選択特定事業用資産として選択をしたとき  (納税義務等承継人が2人以上いる場合には、その全員が共同して選択したときに限る。)  において、当該納税義務等承継人(納税義務等承継人が2人以上いる場合には、そのうち  のいずれかの者)が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き有して  いる当該特定受贈同族会社株式等については、措置法第69条の5第2項第10号イに規定す  る特定受贈同族会社株式等に該当するのであるから留意する。</p> <p>(注) 上記の場合において、当該特定贈与者の相続開始の時から当該相続に係る相続税  の申告期限までの間に、納税義務等承継人が当該相続開始の時に有していた特定受贈  同族会社株式等について一部でも有しないこととなるときは、当該特定受贈同族会社  株式等のすべてについて、措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>留意する。</u></p> <p>(特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産)</p> <p>69の5 14 措置法第69条の5第2項第10号口(1)に掲げる特定事業用資産とは、同項第7号に規定する特定森林施業計画対象山林(以下69の5 28までにおいて「特定森林施業計画対象山林」という。)のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものを用いものであるから留意する。</p> <p>(1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に同号に規定する市町村長等の認定(以下69の5 21までにおいて「市町村長等の認定」という。)を受けていた森林法(昭和26年法律第249号)第11条第1項に規定する森林施業計画(以下69の5 21までにおいて「森林施業計画」という。)の定められていた区域内に存するものであること。</p> <p>(2) 措置法第69条の5第1項に規定する申告期限(以下69の5 21までにおいて「相続税の申告期限」という。)において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)であること。</p> <p>被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</p> <p>被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定(木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第10条の規定を含む。次の並びに69の5 - 15 及び(注)1において同じ。)による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</p> <p>被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に措置法令第40条の2の2第19項第2号の市町村長等の新認定(以下69の5 15までにおいて「市町村長等の新認定」と</p>	<p>(特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産)</p> <p>69の5 9 措置法第69条の5第2項第6号口に掲げる特定事業用資産(以下69の5 12までにおいて「特定事業用資産」という。)とは、同項第4号に規定する特定森林施業計画対象山林(以下69の5 12までにおいて「特定森林施業計画対象山林」という。)のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものを用いものであるから留意する。</p> <p>(1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に同号に規定する市町村長等の認定(以下69の5 12までにおいて「市町村長等の認定」という。)を受けていた森林法(昭和26年法律第249号)第11条第1項に規定する森林施業計画(以下69の5 12までにおいて「森林施業計画」という。)の定められていた区域内に存するものであること。</p> <p>(2) 措置法第69条の5第1項に規定する申告期限(以下69の5 12までにおいて「申告期限」という。)において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)であること。</p> <p>被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</p> <p>被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から申告期限までの間に森林法第12条の規定(木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第10条の規定を含む。次のにおいて同じ。)による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</p> <p>被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から申告期限までの間に措置法令第40条の2の2第5項第2号の市町村長等の新認定(以下69の5 9において「市町村長等の新認定」という。)を受</p>

改正後	改正前
<p>いう。)を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画  被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続の開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画  被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該相続の開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該相続の開始の時から相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画  被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該相続の開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該相続の開始の時から相続税の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>(3) <u>相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林施業計画において、特定森林施業計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。</u></p> <p>(注) 被相続人に係る相続開始の時から相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、同項の規定の適用を受けようとする当該被相続人の親族が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定森林施業計画対象山林については、特定事業用資産に該当しないのであるから留意する。</p> <p>(特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産)</p>	<p>けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画  被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続の開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画  被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該相続の開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該相続の開始の時から申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画  被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該相続の開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該相続の開始の時から申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</p> <p>(3) 申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林施業計画において、特定森林施業計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。</p> <p>(注) 被相続人に係る相続開始の時から申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、同項の規定の適用を受けようとする当該被相続人の親族が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定森林施業計画対象山林については、特定事業用資産に該当しないのであるから留意する。</p> <p>(新設)</p>
<p>69の5 15 <u>措置法第69条の5第2項第10号ロ(2)に掲げる特定事業用資産とは、同項第8号に規定する特定受贈森林施業計画対象山林(以下69の5 28までにおいて「特定受贈森林施業計画対象山林」という。)のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものをいうのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画の定められていた区域内に存するものであること。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(2) <u>措置法令第40条の2の2第21項に規定する贈与税等の申告期限（以下69の5 - 15までにおいて「贈与税等の申告期限」という。）において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であること。</u></p> <p>— <u>特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</u></p> <p>— <u>特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者からの贈与により当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（納税義務等承継人のうち当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した者（以下69の5 - 21までにおいて「特定受贈森林施業計画対象山林承継人」という。）を含む。）が、当該贈与の時から贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</u></p> <p>— <u>特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が、当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画</u></p> <p>— <u>特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が当該贈与の時から贈与税等の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画</u></p> <p>— <u>特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が当該贈与の時から贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画</u></p> <p>(3) <u>特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林施業計画において、特定受贈森林施業計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされて</u></p>	

改正後	改正前
<p>いる区域内に存するものであること。</p> <p>(注) 1 <u>贈与税等の申告期限から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間に、当該特定贈与者又は特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)</u>が上記(2)に掲げる森林施業計画について、市町村長等の新認定又は森林法第12条の規定による変更の認定を受けた場合であっても、当該新認定又は変更の認定後の森林施業計画の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、下記(注) 2 に該当しない限り、措置法第69条の5 第2項第10号ロ(2)に掲げる特定事業用資産に該当するのであるから留意する。</p> <p>2 <u>特定贈与者が特定受贈森林施業計画対象山林を贈与した時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、措置法第69条の5 第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)</u>が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、措置法第69条の5 第2項第10号ロ(2)に掲げる特定事業用資産に該当しないのであるから留意する。</p> <p>(共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画)</p> <p>69の5 16 <u>措置法第69条の5 第2項第10号ロ(1)及び(2)並びに措置法令第40条の2の2第19項から第21項までに規定する森林施業計画には、被相続人若しくは特定贈与者が他の個人若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画又は当該被相続人の親族若しくは特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)</u>が他の個人(当該被相続人又は特定贈与者を除く。)若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画がそれぞれ含まれるのであるから留意する。</p> <p>(特定森林施業計画対象山林を取得した被相続人の親族が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分)</p> <p>69の5 17 <u>措置法令第40条の2の2第20項に規定する「相続開始の時から相続税の申告期限までの間に当該特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は</u></p>	<p>いる区域内に存するものであること。</p> <p>(注) 1 <u>贈与税等の申告期限から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間に、当該特定贈与者又は特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)</u>が上記(2)に掲げる森林施業計画について、市町村長等の新認定又は森林法第12条の規定による変更の認定を受けた場合であっても、当該新認定又は変更の認定後の森林施業計画の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、下記(注) 2 に該当しない限り、措置法第69条の5 第2項第10号ロ(2)に掲げる特定事業用資産に該当するのであるから留意する。</p> <p>2 <u>特定贈与者が特定受贈森林施業計画対象山林を贈与した時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、措置法第69条の5 第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)</u>が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、措置法第69条の5 第2項第10号ロ(2)に掲げる特定事業用資産に該当しないのであるから留意する。</p> <p>(共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画)</p> <p>69の5 10 <u>措置法第69条の5 第2項第6号ロ、措置法令第40条の2の2第5項各号及び同条第6項に規定する森林施業計画には、被相続人が他の個人若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画又は当該被相続人の親族が他の個人(当該被相続人を除く。)</u>若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画がそれぞれ含まれるのであるから留意する。</p> <p>(特定森林施業計画対象山林を取得した被相続人の親族が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分)</p> <p>69の5 11 <u>措置法令第40条の2の2第6項に規定する「相続開始の時から申告期限までの間に当該特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「被相続人</u></p>

改正後	改正前
<p>「被相続人に係る相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」(以下69の5 17において「効力を有する森林施業計画」という。)が、同項に規定する特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定森林施業計画対象山林のうち効力を有する森林施業計画において被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の5 第2 項第10号口(1)に掲げる特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>(特定受贈森林施業計画対象山林を取得した特定贈与者の推定相続人が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分)</p>	<p>に係る申告期限を経過する時に<u>において</u>現に効力を有する森林施業計画」(以下69の5 11において「効力を有する森林施業計画」という。)が、同項に規定する特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定森林施業計画対象山林のうち効力を有する森林施業計画において被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>(新設)</p>
<p>69の5 18 措置法令第40条の2の2第22項に規定する「贈与の時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限までの間に当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」(以下69の5 - 18において「効力を有する受贈森林施業計画」という。)が、同項に規定する特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定受贈森林施業計画対象山林のうち効力を有する受贈森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の5 第2 項第10号口(2)に掲げる特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>(相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5 第2 項第9号イに規定する特定事業用資産相続人等の判定)</p>	<p>(相続開始の時から申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の特定事業用資産相続人等の判定)</p>
<p>69の5 19 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈(措置法令第40条の2の2第38項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。)により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該特定森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認</p>	<p>69の5 12 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈(措置法令第40条の2の2第12項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。)により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該相続の開始の前に当該特定森林施業計画対象山林</p>

改正後	改正前
<p>定を受けていた森林施業計画（以下69の5 19において「消滅前計画」という。）の効力が当該相続の開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5 19において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条第1項に規定する認定請求書及び森林施業計画書（当該特定森林施業計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第9号イ(4)の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日（当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定森林施業計画対象山林（当該認定を受けた森林施業計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う。</p> <p>（注）（省略）</p>	<p>に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画（以下69の5 12において「旧計画」という。）の効力が当該相続の開始の時から申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5 12において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条第1項に規定する認定請求書及び森林施業計画書（当該特定森林施業計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第5号ニの要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日（当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。）まで引き続き旧計画に基づき当該特定森林施業計画対象山林（当該認定を受けた森林施業計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。）について施業を行っていたものとして取り扱う。</p> <p>（注）（同上）</p>
<p>（贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第9号ロに規定する特定事業用資産相続人等の判定）</p>	<p>（新設）</p>
<p>69の5 20 特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。以下69の5 - 20において同じ。）が当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画（以下69の5 20において「消滅前計画」という。）の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日（以下69の5 - 20において「効力消滅日」という。）の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第9条第1項に規定する認定請求書及び森林施業計画書（当該特定受贈森林施業計画対象山林に係るものに限る。）を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第9号ロ(4)の要件の判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日（当該特定贈与者の死亡により開始した相</p>	

改正後	改正前
<p> <u>続に係る相続税の申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。)まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林施業計画対象山林(当該認定を受けた森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。)について施業を行っていたものとして取り扱う(措置法令第40条の2の2第39項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。)</u>  <u>(注) 上記の取扱いは、特定受贈森林施業計画対象山林の判定に当たっては適用がないのであるから留意する。</u> </p> <p> <u>(特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の特定事業用資産相続人等)</u>  <u>69の5 - 21 特定受贈森林施業計画対象山林の贈与の時から当該贈与に係る特定贈与者の相続開始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈森林施業計画対象山林を贈与により取得した相続時精算課税適用者が死亡した場合には、当該相続時精算課税適用者の納税義務等承継人(当該納税義務等承継人のうちに特定受贈森林施業計画対象山林承継人がおり、かつ、当該特定受贈森林施業計画対象山林承継人が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き当該特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っている場合に限る。)を当該死亡の時から同法第69条の5第2項第9号ロ(3)及び(4)に掲げる要件を満たす特定事業用資産相続人等に該当するものとして取り扱うものとする。</u>  <u>(注) 上記の場合において、当該特定贈与者の相続開始の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に納税義務等承継人が当該相続開始の時に有していた特定受贈森林施業計画対象山林の一部でも有しないこととなるときには、当該特定受贈森林施業計画対象山林のすべてについて、措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u> </p> <p> <u>(共同相続人等が特定事業用資産の分割前に死亡している場合)</u>  <u>69の5 - 22 相続又は遺贈により取得した措置法第69条の5第2項第10号に規定する特定事業用資産(以下69の5 - 28までにおいて「特定事業用資産」という。)の全部又は一部が共同相続人等によって分割される前に当該相続(以下69の5 - 22において「第一次相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれか(当該被相続人の親族に限る。)が死亡し</u> </p>	<p>(新設)</p> <p>(共同相続人等が特定事業用資産の分割前に死亡している場合)</p> <p>69の5 - 13 相続又は遺贈により取得した措置法第69条の5第2項第6号に規定する特定事業用資産(以下69の5 - 15までにおいて「特定事業用資産」という。)の全部又は一部が共同相続人等によって分割される前に当該相続(以下69の5 - 13において「第一次相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれか(当該被相続人の親族に限る。)が死亡し</p>

改正後	改正前
<p>た場合において、第一次相続により取得した特定事業用資産の全部又は一部が、当該親族の共同相続人等及び第一次相続に係る当該親族以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該親族の取得した特定事業用資産として確定させたものがあるときは、措置法第69条の5第1項の規定の適用に当たっては、その特定事業用資産は分割により当該親族が取得したものとして取り扱うことができる。</p>	<p>た場合において、第一次相続により取得した特定事業用資産の全部又は一部が、当該親族の共同相続人等及び第一次相続に係る当該親族以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該親族の取得した特定事業用資産として確定させたものがあるときは、措置法第69条の5第1項の規定の適用に当たっては、その特定事業用資産は分割により当該親族が取得したものとして取り扱うことができる。</p>
<p>(申告書の提出期限後に分割された特定事業用資産について特例の適用を受ける場合)</p>	<p>(申告書の提出期限後に分割された特定事業用資産について特例の適用を受ける場合)</p>
<p>69の5 23 相続税法第27条の規定による申告書の提出期限後に特定事業用資産の全部又は一部が分割された場合には、当該分割された日において他に分割されていない特定事業用資産又は特例対象宅地等があるときであっても、当該分割された特定事業用資産の全部又は一部について、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるために同条第8項において準用する相続税法第32条の規定による更正の請求を行うことができるのは、当該分割された日の翌日から4月以内に限られており、当該期間経過後において当該分割された特定事業用資産について同条の規定による更正の請求をすることはできないのであるから留意する。</p>	<p>69の5 14 相続税法第27条の規定による申告書の提出期限後に特定事業用資産の全部又は一部が分割された場合には、当該分割された日において他に分割されていない特定事業用資産又は特例対象宅地等があるときであっても、当該分割された特定事業用資産の全部又は一部について、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるために同条第6項において準用する相続税法第32条の規定による更正の請求を行うことができるのは、当該分割された日の翌日から4月以内に限られており、当該期間経過後において当該分割された特定事業用資産について同条の規定による更正の請求をすることはできないのであるから留意する。</p>
<p>(申告書の提出期限から3年以内に特定事業用資産の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請)</p>	<p>(申告書の提出期限から3年以内に特定事業用資産の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請)</p>
<p>69の5 24 相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない特定事業用資産及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない特定事業用資産又は特例対象宅地等が分割された後に、措置法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第23項及び措置法令第40条の2第12項においてそれぞれ準用する相続税法施行令(昭和25年3月31日政令第71号)第4条の2第2項((配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例))に規定する承認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。</p> <p>(注) 措置法令第40条の2の2第27項各号かつこ書及び措置法令第40条の2第13項かつこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り扱う。</p>	<p>69の5 15 相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない特定事業用資産及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない特定事業用資産又は特例対象宅地等が分割された後に、措置法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第7項及び措置法令第40条の2第10項においてそれぞれ準用する相続税法施行令(昭和25年3月31日政令第71号)第4条の2第2項((配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例))に規定する承認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。</p> <p>(注) 措置法令第40条の2の2第8項各号かつこ書及び措置法令第40条の2第11項かつこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>(特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等)</p> <p>69の5 - 25 措置法第69条の5第5項又は第7項の規定の適用を受ける場合に選択特定事業用資産の価額とみなされる価額は、次に掲げる選択特定事業用資産の区分に応じ次に定める価額を超えない価額であることに留意する。</p> <p>(1) 特定同族会社株式等若しくは特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産(以下「選択株式等」という。)及び特定森林施業計画対象山林若しくは特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産(以下「選択山林」という。)について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受ける場合(4)に規定する場合を除く。)の選択山林</p> $A \times \frac{B - D}{B}$ <p>(2) 小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用を受け、選択株式等について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受ける場合(4)に規定する場合を除く。)の選択株式等</p> $B \times \frac{400\text{m}^2 - C}{400\text{m}^2}$ <p>(3) 小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用を受け、選択山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受ける場合(4)に規定する場合を除く。)の選択山林</p> $A \times \frac{400\text{m}^2 - C}{400\text{m}^2}$ <p>(4) 小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用を受け、選択株式等及び選択山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受ける場合(選択株式等の価額が(2)に定める金額未満である場合に限る。)の選択山林</p> $A \times \frac{B \times \left( \frac{400\text{m}^2 - C}{400\text{m}^2} \right) - D}{B \times \left( \frac{400\text{m}^2 - C}{400\text{m}^2} \right)} \times \left( \frac{400\text{m}^2 - C}{400\text{m}^2} \right)$	<p>(新設)</p>
<p>(注) 1 措置法第69条の5第5項又は第7項の規定により、選択株式等、選択山林又は小規模宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合の上記に定める計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。</p> $C + \left( 400\text{m}^2 \times \frac{D}{B} \right) + \left( 400\text{m}^2 \times \frac{E}{A} \right) \leq 400\text{m}^2$ <p>2 算式中の符号は次のとおりである。</p> <p>Aは、相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与を含む。以下69の5 - 26</p>	

改正後	改正前
<p>までにおいて同じ。)により財産を取得した者に係るすべての特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産の価額の合計額</p> <p>Bは、措置法第69条の5第5項に規定するいずれか低い金額</p> <p>Cは、措置法第69条の4第2項第4号イから八までに掲げる面積の合計(同項第4号の要件を満たす場合に限る。)</p> <p>Dは、相続又は遺贈により財産を取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</p> <p>Eは、相続又は遺贈により財産を取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての選択山林の価額の合計額</p> <p>(措置法第69条の5第5項に規定する割合の計算)</p> <p>69の5-26 措置法第69条の5第5項に規定する割合は、次の算式により算出しても差し支えない。なお、下記の(2)及び(3)の「特例対象受贈株式等」は、当該特例対象受贈株式のうち同条第10項の規定の適用を受けた特定受贈同族会社株式等とし、当該特定受贈同族会社株式等には、当該特定受贈同族会社株式等を特定贈与者であった被相続人から贈与により取得した者が、当該贈与の時から当該被相続人に係る相続開始の直前までに有しないこととなった特定受贈同族会社株式等も含まれるのであるから留意する。</p> $\frac{\text{各法人ごとのAの合計額}}{\text{各法人ごとのBの合計額と3億円のうち低い金額}}$ <p>A及びBは、次に掲げる各法人の区分に応じ次のとおりである。</p> <p>(1) 特例対象株式等に係る法人( (3)に掲げる法人を除く。 )</p> $A = \left( a \times b \times \frac{2}{3} \right) - c$ $B = a \times b \times \frac{2}{3}$ <p>(注) aは、相続開始の時ににおける当該特例対象株式等の1株又は1口当たりの時価</p> <p>bは、相続開始の直前ににおける当該特例対象株式等に係る法人の発行済株式総数等</p> <p>cは、相続又は遺贈により財産を取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 特例対象受贈株式等に係る法人( (3)に掲げる法人を除く。 )</p> $A = ( h + ( d \times e \times f ) ) - g$ $B = h + ( d \times e \times f )$ <p>(注) d は、贈与(相続開始の時までに特定贈与者であった被相続人から複数回贈与があった場合には、そのうち当該相続開始の時に最も近い贈与時の贈与をいう。以下69の5-26において「最終贈与」という)の時ににおける当該特例対象受贈株式等の1株又は1口当たりの時価</p> <p>e は、最終贈与の直前ににおける当該特例対象受贈株式等に係る法人の発行済株式総数等</p> <p>f は、最終贈与の直前ににおける措置法令第40条の2の2第11項第1号に掲げる割合から同項第2号に掲げる割合を控除した割合</p> <p>g は、相続又は遺贈により財産を取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</p> <p>h は、特定贈与者であった被相続人から最終贈与以外の贈与により取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての特例対象受贈株式等の価額の合計額</p> <p>(3) 特例対象株式等及び特例対象受贈株式等に係る法人</p> $A = ( m + ( i \times j \times k ) ) - l$ $B = m + ( i \times j \times k )$ <p>(注) i は、相続開始の時ににおける当該特例対象株式等の1株又は1口当たりの時価</p> <p>j は、相続開始の直前ににおける当該特例対象株式等に係る法人の発行済株式総数等</p> <p>k は、相続開始の直前ににおける措置法令第40条の2の2第6項第1号に掲げる割合から同項第2号に掲げる割合を控除した割合</p> <p>l は、相続又は遺贈により財産を取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</p> <p>m は、特定贈与者であった被相続人から贈与により取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての特例対象受贈株式等の価額の合計額</p> <p>(特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)</p> <p>69の5 - 27 小規模宅地等及び選択特定事業用資産について、措置法第69条の4第1項及び第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その選択特定事業用資産</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>の価額が措置法令第40条の2の2第24項から第26項までの限度額（69の5-25(1)から(4)まで参照）を超えるときは、その選択特定事業用資産のすべてについて措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p><u>なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その選択特定事業用資産について措置法第69条の5第1項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 上記の限度額を超える場合には、当該小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用もないのであるから留意する（69の4-13参照）。</u></p> <p><u>(特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産について措置法第69条の5第1項の適用を受けるための手続)</u></p> <p><u>69の5-28 特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林の贈与に係る相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出期限（措置法令第40条の2の2第32項、第34項又は第35項の規定の適用がある場合には、それぞれに定める期限）までに措置法第69条の5第10項に規定する書類の提出をしなければ、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる当該特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産について、同条第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p>〔措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係〕</p> <p>(特定非営利活動法人に対する贈与)</p> <p>70 1 4 措置法第70条第10項の規定は、財産の贈与の時ににおいて特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち措置法第66条の11の2第3項に規定する国税庁長官の認定を受けているもの(当該認定の有効期間が終了したものを除く。以下70 1 13までにおいて「認定特定非営利活動法人」という。)について適用があることに留意する。</p> <p>(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)</p>	<p>〔措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係〕</p> <p>(特定非営利活動法人に対する贈与)</p> <p>70 1 4 措置法第70条第10項の規定は、財産の贈与の時ににおいて特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち措置法第66条の11の2第2項に規定する国税庁長官の認定を受けているもの(当該認定の有効期間が終了したものを除く。以下70 1 13までにおいて「認定特定非営利活動法人」という。)について適用があることに留意する。</p> <p>(「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲)</p>

改正後	改正前
<p>70 1 5 措置法第70条第1項又は第10項の規定の適用がある「相続又は遺贈により取得した財産」には、相続税法第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))、第4条((贈与又は遺贈に因り取得したものとみなす場合))及び第7条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))から第9条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))までの規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた財産を含み、相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により取得した財産で相続税法第19条の規定によりその価額が相続税の課税価格に加算されるもの並びに相続時精算課税の適用を受ける財産で同法第21条の15第1項の規定により相続税の課税価格に加算されるもの及び同法第21条の16第1項の規定により相続又は遺贈により取得したとみなされるものは含まないのであるから留意する。</p> <p>なお、相続税の申告書の提出期限後において、相続税法第3条第1項第2号の規定の適用がある退職手当金等(以下70 3 1までにおいて「退職手当金等」という。)の支給の確定があった場合におけるその支給の確定により取得した退職手当金等については、措置法第70条第1項中「同法第3条の2」とあるのは「同法第3条第1項第2号」と、「同法第31条第2項の規定による申告書。」とあるのは「国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書又は同法第19条第3項に規定する修正申告書。」として措置法第70条第1項の規定を適用することに取り扱うものとする。</p> <p>〔措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係〕</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の3 1 措置法第70条の3第1項第1号、第2号及び第3号に規定する「当該特定受贈者の居住の用に供したとき」、又は「同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき」とは、同条第3項第5号に規定する住宅取得等資金(以下70の3-12までにおいて「住宅取得等資金」という。)の贈与を受け、その全額を充てて住宅用家屋等(住宅用家屋、既存住宅用家屋又は増改築対象家屋をいう。以下70の3-3において同じ。)の新築等(新築、取得又は増改築等(同項第4号に規定する増改築等をいう。以下70の3-10までにおいて同じ。)をいう。以下70の3-3までにおいて同じ。)をした者が、当該住宅用家屋等を現にその居住の用に供したとき、又は当該住宅用家屋等をその居住の用に供することが確実であると見込まれるときをいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その</p>	<p>70 1 5 措置法第70条第1項又は第10項の規定の適用がある「相続又は遺贈により取得した財産」には、相続税法第3条((相続又は遺贈により取得したものとみなす場合))、第4条((贈与又は遺贈に因り取得したものとみなす場合))及び第7条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))から第9条((贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合))までの規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた財産を含み、相続開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により取得した財産で、相続税法第19条の規定によりその価額が相続税の課税価格に加算されるものは含まないのであるから留意する。</p> <p>なお、相続税の申告書の提出期限後において、相続税法第3条第1項第2号の規定の適用がある退職手当金等(以下70 3 1までにおいて「退職手当金等」という。)の支給の確定があった場合におけるその支給の確定により取得した退職手当金等については、措置法第70条第1項中「同法第3条の2」とあるのは「同法第3条第1項第2号」と、「同法第31条第2項の規定による申告書。」とあるのは「国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書又は同法第19条第3項に規定する修正申告書。」として措置法第70条第1項の規定を適用することに取り扱うものとする。</p> <p>〔措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の特例))関係〕</p> <p>(居住の用に供したとき等)</p> <p>70の3 1 措置法第70条の3第1項に規定する「当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき」とは、同条第1項に規定する住宅取得資金(以下70の3-15までにおいて「住宅取得資金」という。)の贈与を受け、その全額を充てて住宅用家屋の新築等をした者が、当該住宅用家屋を現にその居住の用に供したとき、又は当該住宅用家屋をその居住の用に供することが確実であると見込まれるときをいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族(以下70の3-1において「生計を一にする親族」という。)と日常の起居を共にしていない場合において、その者と生計を一にする親族が居住の用に供し、又は居住の用に供することが確実であると見込まれるとき(その贈与を受けた年の翌年の12月31日までに、当</p>

改正後	改正前
<p>他その者と生計を一にする親族(以下70の3 1において「生計を一にする親族」という。)と日常の起居を共にしていない場合において、その者と生計を一にする親族が居住の用に供し、又は居住の用に供することが確実であると見込まれるときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共に当該住宅用家屋等に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとして取り扱う。</p> <p>なお、この取扱いの適用がある場合において、同条第7項の規定により贈与税の申告書に添付して提出しなければならないとされている措置法規則第23条の6第6項第1号イ(2)、第2号イ(2)又は第3号イ(2)に掲げる書類にあっては、住宅取得等資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、同項第1号ロ(3)又は第2号ロ(3)に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋等をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の住民票の写しの提出を約するもので差し支えない。</p> <p>(注)1 <u>上記の住宅用家屋とは、措置法第70条の3第3項第2号に規定する住宅用家屋(以下70の3-8までにおいて「住宅用家屋」という。)を、既存住宅用家屋とは、同項第3号に規定する既存住宅用家屋(以下70の3-8までにおいて「既存住宅用家屋」という。)を、増改築対象家屋とは、同項第1号に規定する特定受贈者(以下70の3-12までにおいて「特定受贈者」という。)が居住の用に供している住宅用の家屋をいうのであるから留意する。</u></p> <p>2 <u>上記の取扱いは、その者と生計を一にする親族が当該住宅用家屋等を居住の用に供する前に、そのやむを得ない事情が解消している場合には、適用がないのであるから留意する。</u></p> <p>3 <u>措置法第70条の3第1項第3号に規定する「当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋」の判定については、上記に準じて取り扱う。</u></p> <p>(住宅用家屋の新築又は取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等)</p> <p>70の3 2 <u>措置法第70条の3第1項第1号に規定する住宅用家屋の新築又は取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利とは、住宅用家屋の新築の場合にあっては、家屋の新築請負契約と同時に締結された売買契約又は家屋の新築請負契約を締結することを条件とする売買契約によって取得した土地又は土地の上に存する権利(以下70の3-2において「土地等」という。)をいい、住宅用家屋の取得の場合にあっては、家屋とその敷地を同時に取得する売買契約によって取得したいわゆる建売住宅、分譲マンションの土地等をいうのであるから留意する。</u></p>	<p><u>当該親族が当該住宅用家屋を居住の用に供していない場合を除く。)で、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共に当該住宅用家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>なお、この取扱いの適用がある場合において、同条第10項の規定により贈与税の申告書に添付して提出しなければならないとされている措置法規則第23条の6第7項第1号二に掲げる書類にあっては、<u>住宅取得資金を贈与により取得した日以後に作成されたもので、また、同項第2号八に掲げる書類にあっては、当該住宅用家屋をその者と生計を一にする親族の居住の用に供すること及びその居住の用に供したときは遅滞なくその生計を一にする親族の住民票の写しの提出を約するもので差し支えない。</u></p> <p>(注)1 <u>上記の取扱いは、その者と生計を一にする親族が当該住宅用家屋を居住の用に供する前に、そのやむを得ない事情が解消している場合には、適用がないのであるから留意する。</u></p> <p>2 <u>措置法第70条の3第5項に規定する「その者の居住の用に供している家屋」の判定については、上記に準じて取り扱う。</u></p> <p>3 <u>住宅取得資金の贈与を受けた者が、措置法第70条の3第2項第4号イ又はロに掲げる者のいずれに該当するかについては、上記に準じて判定して差し支えない。</u></p> <p>(住宅用家屋の新築等とともに取得するその敷地の用に供されている土地等)</p> <p>70の3 2 <u>措置法第70条の3第1項に規定する住宅用家屋の新築又は取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利とは、住宅用家屋の新築の場合にあっては、家屋の新築請負契約と同時に締結された売買契約又は家屋の新築請負契約を締結することを条件とする売買契約によって取得した土地又は土地の上に存する権利(以下70の3 10までにおいて「土地等」という。)をいい、住宅用家屋の取得の場合にあっては、家屋とその敷地を同時に取得する売買契約によって取得したいわゆる建売住宅、分譲マンションの土地等をいうのであるから留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 <u>措置法第70条の3第1項第2号に規定する既存住宅用家屋の取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利とは、上記に準じた土地等をいうのであるから留意する。</u></p> <p>2 <u>上記本文及び(注)1に該当する土地等以外の土地等の取得のための金銭(以下70の3-2において「土地等取得資金」という。)は、住宅取得等資金には該当しないことになるが、当該土地等取得資金を贈与により取得した同一年中に住宅取得等資金を当該贈与をした者より取得し、措置法第70条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、当該土地等取得資金についても相続時精算課税の適用となるのであるから留意する(70の3-4参照)。この場合において、同法第70条の3の2第1項を適用するときは、当該土地等取得資金は、同条第2項第2号かつこ書に規定する「住宅取得等資金に係る部分に相当するもの」には該当しないのであるから留意する。</u></p>	
<p>(住宅取得等資金が法施行地外にある場合等)</p> <p>70の3-3 <u>特定受贈者が贈与により取得した住宅取得等資金について、措置法第70条の3第1項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該住宅取得等資金により新築等する住宅用家屋等の所在地は相続税法の施行地内でなければならないが、当該住宅取得等資金の所在地は同法の施行地内又は施行地外のいずれでもよいのであるから留意する。</u></p> <p>(注) <u>上記の取扱いは、特定受贈者が措置法第70条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合又は所得税法等の一部を改正する法律(平成15年法律第8号)附則第123条第7項に規定する特定受贈者等が同条第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の措置法第70条の3第1項の規定の適用を受ける場合について準用する。</u></p>	(新設)
<p>(住宅取得等資金を贈与により取得した年分以降に財産の贈与を受けた場合の取扱い)</p> <p>70の3-4 <u>措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けた者が、住宅取得等資金を贈与により取得した年分以降に当該住宅取得等資金の贈与をした者から財産の贈与を受けた場合には、当該財産の贈与をした者が当該贈与をした年の1月1日において65歳未満であっても、当該財産については相続時精算課税が適用されるのであるから留意する。</u></p> <p>(注) <u>同一の者から同一年中に住宅取得等資金の贈与とそれ以外の財産の贈与があった場合において、当該住宅取得等資金以外の財産の贈与が当該住宅取得等資金の贈与前にあったとしても、当該住宅取得等資金について同項の規定の適用を受けるときに</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>は、当該住宅取得等資金以外の財産についても相続時精算課税が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(削除)</p>	<p>(父等の範囲)</p> <p>70の3 3 措置法第70条の3第1項に規定する「当該特定受贈者の父若しくは母又は祖父若しくは祖母」又は同条第5項に規定する「その者の父若しくは母又は祖父若しくは祖母」には、養親及びその養親の父母は含まれるが、次に掲げるものはこれに含まれないのであるから留意する。</p> <p>(1) 当該個人の配偶者の父母及びその祖父母(民法第727条((縁組による親族関係の発生))に規定する親族関係がある場合を除く。(2)において同じ。)</p> <p>(2) 当該個人のその親が養子の縁組により養子となる前に出生した子である場合のその親の養親</p> <p>(3) 当該個人が民法第817条の2第1項((特別養子縁組の成立))に規定する特別養子縁組による養子である場合のその実方の父母及び実方の祖父母</p>
<p>(床面積の意義)</p> <p>70の3 5 措置法令第40条の5第1項第1号に規定する家屋の床面積とは、家屋の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(登記簿上表示される床面積)をいい、その家屋が2以上の階を有する家屋であるときは、各階の床面積の合計となる。</p> <p>また、同項第2号に規定する区分所有する部分の床面積とは、建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。</p> <p>(注)1 措置法令第40条の5第4項第2号に規定する床面積についても、上記に準じて取り扱う。</p> <p>2 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の床面積は含まれない。</p>	<p>(床面積の意義)</p> <p>70の3 4 措置法令第40条の5第1項第1号に規定する家屋の床面積とは、家屋の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(登記簿上表示される床面積)をいい、その家屋が2以上の階を有する家屋であるときは、各階の床面積の合計となる。</p> <p>また、同項第2号に規定する区分所有する部分の床面積とは、建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。</p> <p>(注)1 措置法令第40条の5第9項及び第10項第2号に規定する床面積についても、上記に準じて取り扱う。</p> <p>2 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の床面積は含まれない。</p>
<p>(店舗兼住宅等の場合の床面積基準の判定)</p>	<p>(店舗兼住宅等の場合の床面積基準の判定)</p>

改正後	改正前
<p>70の3 6 措置法令第40条の5第1項に規定する床面積基準の判定に当たり、次に掲げる家屋については、それぞれに掲げる床面積により行うのであるから留意する。</p> <p>(1) その一部が住宅取得等資金の贈与を受けた者の居住の用以外の用に供されている家屋(措置法令第40条の5第1項第2号に規定する家屋にあつては、その者の区分所有する部分。以下70の3 6において同じ。)</p> <p>当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めた家屋全体の床面積</p> <p>(2) 2人以上の者で共有されている家屋</p> <p>当該家屋全体の床面積</p> <p>(注) 措置法令第40条の5第4項第2号に規定する床面積基準の判定についても、上記に準じて行う。</p> <p>(定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合)</p>	<p>70の3 5 措置法令第40条の5第1項に規定する床面積基準の判定に当たり、次に掲げる家屋については、それぞれに掲げる床面積により行うのであるから留意する。</p> <p>(1) その一部が住宅取得資金の贈与を受けた者の居住の用以外の用に供されている家屋(措置法令第40条の5第1項第2号に規定する家屋にあつては、その者の区分所有する部分。以下70の3 5において同じ。)</p> <p>当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めた家屋全体の床面積</p> <p>(2) 2人以上の者で共有されている家屋</p> <p>当該家屋全体の床面積</p> <p>(注) 措置法令第40条の5第9項及び第10項第2号に規定する床面積基準の判定についても、上記に準じて行う。</p> <p>(定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合)</p>
<p>70の3 7 借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)第22条((定期借地権))及び第23条((建物譲渡特約付借地権))に規定する借地権をいう。以下70の3 7において「定期借地権等」という。)の設定に際し、借地権者から借地権設定者に対し、保証金、敷金などその名称のいかんを問わず借地契約の終了の時に返還を要するものとされる金銭等(以下70の3 7において「保証金等」という。)の預託があつた場合において、その保証金等につき定期借地権等を設定した日における基準年利率(財産評価基本通達4 4((基準年利率))に定める年利率をいう。以下70の3 7において同じ。)未満の利率(以下70の3 7において「約定利率」という。)による利息の支払いがあるとき又は支払うべき利息がないときには、次の算式により計算した金額が、措置法第70条の3第1項又は第3項第5号イから八までに規定する土地の上に存する権利の取得の対価に該当するものとする。</p> <p>(算式)</p> $\text{保証金等の額に相当する金額(a)} = \left\{ \begin{array}{l} \text{定期借地権等の設定期間年数} \\ (a) \times \text{に} \text{応} \text{じ} \text{る} \text{基} \text{準} \text{年} \text{利} \text{率} \text{の} \text{複} \text{利} \text{原} \\ \text{価} \text{率} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{定期借地権等々の設定期間} \\ (a) \times \text{約} \text{定} \text{利} \text{率} \times \text{年} \text{数} \text{に} \text{に} \text{応} \text{じ} \text{る} \text{基} \text{準} \text{年} \text{利} \text{率} \text{の} \\ \text{複} \text{利} \text{年} \text{金} \text{原} \text{価} \text{率} \end{array} \right\}$ <p>(住宅用家屋の取得の意義)</p>	<p>70の3 6 借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)第22条((定期借地権))及び第23条((建物譲渡特約付借地権))に規定する借地権をいう。以下70の3 6において「定期借地権等」という。)の設定に際し、借地権者から借地権設定者に対し、保証金、敷金などその名称のいかんを問わず借地契約の終了の時に返還を要するものとされる金銭等(以下70の3 6において「保証金等」という。)の預託があつた場合において、その保証金等につき定期借地権等を設定した日における基準年利率(財産評価基本通達4 4((基準年利率))に定める年利率をいう。以下70の3 6において同じ。)未満の利率(以下70の3 6において「約定利率」という。)による利息の支払いがあるとき又は支払うべき利息がないときには、次の算式により計算した金額が、措置法第70条の3第1項又は第5項に規定する土地の上に存する権利の取得の対価に該当するものとする。</p> <p>(算式)</p> $\text{保証金等の額に相当する金額(a)} = \left\{ \begin{array}{l} \text{定期借地権等の設定期間年数} \\ (a) \times \text{に} \text{応} \text{じ} \text{る} \text{基} \text{準} \text{年} \text{利} \text{率} \text{の} \text{複} \text{利} \text{原} \\ \text{価} \text{率} \end{array} \right\} + \left\{ \begin{array}{l} \text{定期借地権等々の設定期間} \\ (a) \times \text{約} \text{定} \text{利} \text{率} \times \text{年} \text{数} \text{に} \text{に} \text{応} \text{じ} \text{る} \text{基} \text{準} \text{年} \text{利} \text{率} \text{の} \\ \text{複} \text{利} \text{年} \text{金} \text{原} \text{価} \text{率} \end{array} \right\}$ <p>(住宅用家屋の取得の意義)</p>

改正後	改正前
<p>70の3 8 措置法第70条の3第1項第1号に規定する住宅用家屋の取得又は同項第2号に規定する既存住宅用家屋の取得とは、売主から住宅用家屋の引渡しを受けたことをいうものとする。したがって、いわゆる建売住宅や分譲マンションについては、売買契約が締結されている場合又はこれらの建物が措置法規則第23条の6第1項に規定する新築に準ずる状態にある場合であっても、その引渡しを受けていない限り、措置法第70条の3第1項第1号に規定する住宅用家屋の取得には該当しないことに留意する。</p> <p>(削除)</p>	<p>70の3 7 措置法第70条の3第1項に規定する住宅用家屋の取得とは、売主から住宅用家屋の引渡しを受けたことをいうものとする。したがって、いわゆる建売住宅や分譲マンションについては、売買契約が締結されている場合又はこれらの建物が措置法規則第23条の6第4項に規定する新築に準ずる状態にある場合であっても、その引渡しを受けていない限り、措置法第70条の3第1項に規定する住宅用家屋の取得には該当しないことに留意する。</p> <p>(措置法第35条第1項に規定する居住用財産の譲渡がある場合の所得要件)</p> <p>70の3 8 措置法第70条の3第2項第2号に規定する要件を満たすかどうかの判定は、その者の住宅取得資金の贈与を受けた年の年分の所得税に係る所得税法第2条第1項第30号の合計所得金額(以下70の3 8及び70の3 15において「合計所得金額」という。)により行うのであるが、次に掲げるいずれかの場合に該当するときには、それぞれに掲げる金額の合計額(当該合計額が3,000万円を超えるときは、3,000万円)を合計所得金額から控除した金額(以下70の3 8及び70の3 15において「合計所得金額から特別控除額を控除した金額」という。)によることに留意する。</p> <p>(1) 住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に措置法第35条第1項((居住用財産の譲渡所得の特別控除))に規定するその居住の用に供している家屋の譲渡若しくは当該家屋とともにするその敷地の用に供されている土地等の譲渡(以下70の3 8及び70の3 15において「居住の用に供されている家屋等の譲渡」という。)をした場合又は災害により滅失した当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡若しくは当該家屋で当該個人の居住の用に供されなくなったものの譲渡若しくは当該家屋で当該個人の居住の用に供されなくなったものとともにするその敷地の用に供されている土地等の譲渡(以下70の3 8及び70の3 15において「居住の用に供されなくなった家屋等の譲渡」という。)をした場合において、その譲渡について措置法第35条第1項の規定の適用を受けたとき</p> <p>その譲渡に係る措置法第35条第1項第1号に規定する金額及び同項第2号に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額</p> <p>(注) 居住の用に供されなくなった家屋等の譲渡には、その者が居住の用に供している家屋又は居住の用に供されなくなった家屋を取り壊した後にするその家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡(その取り壊し後、当該土地等の上はその土地等の所有者が建物等を建築し、当該建物等とともに譲渡するものを除く。)で、次に掲げるすべての要件を満たすものを含むものとして取り扱う(以下70の3</p>

改正後	改正前
	<p>8及び70の3 15において同じ。 )。</p> <p>— 当該土地等の譲渡に関する契約が、その家屋を取り壊した日から1年以内に締結されていること。</p> <p>— その家屋を取り壊した後譲渡に関する契約を締結した日まで、貸付けその他の用に供していない当該土地等の譲渡であること。</p> <p>(2) 住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に居住の用に供されている家屋等の譲渡又は居住の用に供されなくなった家屋等の譲渡(その家屋等の譲渡は、当該個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間になされたものに限る。)をした場合において、その譲渡について措置法第33条の4の規定の適用を受けたとき</p> <p>その譲渡に係る措置法第33条の4第1項第1号に規定する金額及び同項第2号に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額(これらの金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円)</p> <p>(3) 住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に上記(2)に掲げる家屋等の譲渡をした場合において、その譲渡について措置法第31条((長期譲渡所得の課税の特例))又は同法第41条((住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除))の規定の適用を受けたとき</p> <p>その譲渡について措置法第35条第1項の規定を適用するとした場合における同項第1号に規定する金額及び同項第2号に規定する短期譲渡所得の金額から控除することとなる金額</p> <p>(4) 住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に居住の用に供されなくなった家屋等の譲渡(その家屋等は、その贈与を受けた日前5年以内において当該個人の居住の用に供されていたもので、かつ、その譲渡は、当該個人の居住の用に供されなくなった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日後になされたものに限る。)をした場合</p> <p>その譲渡について措置法第35条第1項の規定を適用するとした場合における同項第1号に規定する金額及び同項第2号に規定する短期譲渡所得の金額から控除することとなる金額</p> <p>(注) 住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に上記(2)に掲げる家屋等の譲渡をした場合において、その譲渡について措置法第34条第1項((特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除))又は同法第34条の2第1項((特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除))の規定の適用を受けたときには、措置法第41条の規定の適用を</p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>受けない限り、上記の判定は、合計所得金額により行うことになるのであるから留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(「その者の配偶者」の意義)</u>  70の3 9 措置法第70条の3第2項第4号イ及びロに規定する「その者の配偶者」とは、  <u>住宅取得資金の贈与を受けた時におけるその者の配偶者をいうのであるから留意する。</u></p>
(削除)	<p><u>(住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住の用に供されていた家屋を滅失させた場合)</u>  70の3 10 住宅取得資金の贈与を受けた者又はその配偶者が、措置法第70条の3第2項第4号ロに規定する「住宅用の家屋及び土地」のうち住宅用の家屋を滅失させ、その家屋の敷地の用に供されていた土地等(その者又はその配偶者の所有に係るものに限る。)をその贈与を受けた年の翌年の12月31日までに譲渡をしていない場合(その贈与を受けた年の翌年の3月15日までに、その土地等に同条第1項の規定の適用を受けるその者の住宅用家屋の新築(措置法規則第23条の6第4項に規定する準ずる状態を含む。)をしている場合を除く。)には、措置法第70条の3第1項又は第3項の規定の適用はないのであるから留意する。</p>
(削除)	<p><u>(住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住の用に供されていた家屋等を贈与又は特殊関係者に譲渡した場合)</u>  70の3 11 住宅取得資金の贈与を受けた者又はその配偶者が、その贈与の日前5年前の応答日からその贈与を受けた年の12月31日まで(措置法第70条の3第3項の規定の適用を受ける場合には、その贈与を受けた年の翌年の12月31日まで)の間に、同条第2項第4号ロに規定する「住宅用の家屋及び土地」を贈与又は措置法令第40条の5第5項各号に掲げるその者と特別の関係のある者に譲渡をした場合には、措置法第70条の3第1項又は第3項の規定の適用はないのであるから留意する。</p>
(削除)	<p><u>(特殊関係者に対する譲渡の判定時期)</u>  70の3 12 措置法第70条の3第2項第4号ロに規定する譲渡が措置法令第40条の5第5</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p>	<p>項各号に掲げる者に対する譲渡に該当するかどうかは、当該譲渡をした時において判定する。ただし、当該譲渡が同項第2号に規定する「当該個人と当該家屋に居住をするもの」に対する譲渡に該当するかどうかは、当該譲渡がされた後の状況により判定する。</p> <p>(同居の親族)</p> <p>70の3 13 措置法令第40条の5第5項第2号に規定する「当該個人の親族で当該個人が居住の用に供していた家屋の譲渡がされた後当該個人と当該家屋に居住をするもの」とは、住宅取得資金の贈与を受けた者又はその配偶者により当該家屋(その敷地の用に供されている土地等を含む。)の譲渡がされた後において、住宅取得資金の贈与を受けた者及び当該家屋の譲受者である当該個人の親族(当該個人の配偶者及び直系血族並びに当該譲渡の時において当該個人と生計を一にしている親族を除く。)が共に当該家屋に居住する場合における当該譲受者をいうことに留意する。</p>
<p>(「特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義)</p> <p>70の3 9 措置法令第40条の5第5項第4号に規定する「当該特定受贈者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」とは、当該特定受贈者から給付を受ける金銭その他の財産又は給付を受けた金銭その他の財産の運用によって生ずる収入を日常生活の資の主要部分としている者をいうのであるが、当該特定受贈者から離婚に伴う財産分与、損害賠償その他これらに類するものとして受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者は含まれないものとして取り扱う。</p>	<p>(「個人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義)</p> <p>70の3 14 措置法令第40条の5第5項第4号に規定する「当該個人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」とは、当該個人から給付を受ける金銭その他の財産又は給付を受けた金銭その他の財産の運用によって生ずる収入を日常生活の資の主要部分としている者をいうのであるが、当該個人から離婚に伴う財産分与、損害賠償その他これらに類するものとして受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者は含まれないものとして取り扱う。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(住宅取得資金の贈与を受けた日前5年以内に居住の用に供されていた家屋等の全部又は一部をその贈与を受けた年の翌年に譲渡した場合の所得要件)</p> <p>70の3 15 住宅取得資金の贈与を受けた者又はその配偶者が、措置法第70条の3第2項第4号口に規定するすべての住宅用の家屋及び土地(以下70の3 15において「すべての住宅用の家屋等」という。)をその贈与を受けた年の翌年の12月31日までに譲渡(同号口に規定する譲渡をいう。以下70の3 15において同じ。)をした場合(その贈与を受けた年の12月31日までにすべての住宅用の家屋等の譲渡をした場合を除く。)又は譲渡をする見込である場合において、同条第3項の規定の適用を受けるためには、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる要件を満たさなければならないのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(店舗兼住宅等の場合の増改築等の工事に要した費用の額の判定)</p> <p>70の3 10 措置法第70条の3 第3項第4号イに規定する工事に要した費用の額(以下70の3 10において「当該工事に要した費用の額」という。)の判定は、家屋の増改築等の工事に要した費用の総額により行うのであるから留意する。</p> <p>(注)1 その家屋(措置法令第40条の5 第3項第2号に規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下70の3 10において同じ。)の一部が措置法第70条の3 第3項第5号に規定する増改築等の対価に充てるための金銭(以下70の3 - 10において「住宅増改築資金」という。)の贈与を受けた者の居住の用以外の用に供されているもの又は供されるものである場合には、当該工事に要した費用の額には、その居住の用に供されていない部分又は供されない部分の工事に要した費用の額も含まれることに留意する。</p> <p>2 その家屋が2人以上の者で共有されているものにあつては、住宅増改築資金の贈与を受けた者以外の共有者の共有持分の部分の工事に要した費用の額も当該工</p>	<p>(1) <u>住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に居住の用に供されている家屋等の譲渡又は居住の用に供されなくなった家屋等(その家屋等は、その贈与の日前5年以内に当該個人の居住の用に供されていたものに限る。)</u>の譲渡をした場合に掲げるいずれかの要件を満たしていること。</p> <p>— <u>その贈与を受けた年の年分のその者の合計所得金額が1,200万円以下であり、かつ、その翌年の年分のその者の合計所得金額又は合計所得金額から特別控除額を控除した金額が1,200万円以下となる見込みであること。</u></p> <p>— <u>その贈与を受けた年の年分のその者の合計所得金額から特別控除額を控除した金額が1,200万円以下であり、かつ、その翌年の年分のその者の合計所得金額が1,200万円以下となる見込みであること。</u></p> <p>(2) <u>住宅取得資金の贈与を受けた者が、その贈与を受けた年に上記(1)に掲げる家屋等の譲渡をしていない場合又は措置法第70条の3 第2項第4号口に規定する譲渡に含まれる住宅用の家屋を滅失させた場合(その贈与を受けた年に上記(1)に掲げる家屋等の譲渡をしていない場合に限る。)</u></p> <p>次に掲げるすべての要件を満たしていること。</p> <p>— <u>その贈与を受けた年の年分のその者の合計所得金額が1,200万円以下であること。</u></p> <p>— <u>その贈与を受けた年の翌年の年分のその者の合計所得金額又は合計所得金額から特別控除額を控除した金額が1,200万円以下となる見込みであること。</u></p> <p>(店舗兼住宅等の場合の増改築等の工事に要した費用の額の判定)</p> <p>70の3 16 措置法第70条の3 第6項第1号に規定する工事に要した費用の額(以下70の3 16において「当該工事に要した費用の額」という。)の判定は、家屋の増改築等の工事に要した費用の総額により行うのであるから留意する。</p> <p>(注)1 その家屋(措置法令第40条の5 第8項第2号に規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下70の3 16において同じ。)の一部が措置法第70条の3 第5項に規定する住宅増改築資金の贈与を受けた者の居住の用以外の用に供されているもの又は供されるものである場合には、当該工事に要した費用の額には、その居住の用に供されていない部分又は供されない部分の工事に要した費用の額も含まれることに留意する。</p> <p>2 その家屋が2人以上の者で共有されているものにあつては、住宅増改築資金の贈与を受けた者以外の共有者の共有持分の部分の工事に要した費用の額も当該工事に要した費用の額に含まれることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>事に要した費用の額に含まれることに留意する。</p> <p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)</p> <p>70の3 11 措置法規則第23条の6第5項第1号イから<u>二</u>までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第5項の証明の申請を受けた建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、木造以外の住宅に係る工事にあつては一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)が、平成15年4月10日付国土交通省告示第418号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第3項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第4号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいうのであるから留意する。</p> <p>(削除)</p> <p>(修正申告書の提出期限)</p> <p>70の3 - 12 住宅取得等資金を贈与により取得をした日の属する年の翌年3月15日後遅滞なく特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより措置法第70条の3第1項の規定の適用を受けた者が、同条第4項各号に該当する場合において、同号の規定により当該取得をした日の属する年分の贈与税についての修正申告書を提出しなければならない期限は、当該取得をした日の属する年の翌年の12月31日から2か月を経</p>	<p>(国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)</p> <p>70の3 17 措置法規則第23条の6第5項第1号イから<u>八</u>までに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類とは、措置法第70条の3第5項の規定により準用する同条第1項の規定の適用を受けようとする者から措置法規則第23条の6第5項の証明の申請を受けた建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、木造以外の住宅に係る工事にあつては一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)が、平成13年3月30日付国土交通省告示第399号の別表で定める書式により、当該申請に係る工事が相続税法の施行地内で行われるもので、措置法令第40条の5第8項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第3号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証するものをいうのであるから留意する。</p> <p>(住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住の用に供されていたすべての家屋等をその贈与を受けた年の翌年の12月31日までに譲渡していない場合等の修正申告等に係る延滞税)</p> <p>70の3 18 措置法第70条の3第4項の規定の適用により、同条第1項の規定の適用を受けることができないこととなった者から同条第13項に規定する修正申告書の提出があった場合又はその修正申告書の提出がなかったことによりその者について同条第14項の規定により更正をした場合において、当該修正申告書の提出又は当該更正による納付すべき税額に対する延滞税の額は、相続税法第33条((納付))に規定する納期限の翌日を起算日として計算するのであるから留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>過する日とするものとする。</u></p> <p>(注) 1 <u>上記の修正申告書に係る贈与税は、相続税法基本通達21の2 - 3 ((相続又は遺贈により財産を取得しなかった者の贈与税の課税価格))に規定する暦年課税(以下70の4 - 36の2までにおいて「暦年課税」という。)により計算することとなるのであるから留意する。</u></p> <p>2 <u>当該贈与の属する年の翌年以降に贈与により財産を取得した場合において、当該財産について相続時精算課税の適用を受けようとするときは、相続税法第21条の9第2項の届出書の提出が再度必要となるのであるから留意する。</u></p>	
<p><u>(期限後申告等に係る「特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用)</u></p> <p>70の3 - 13 <u>措置法第70条の3第1項の規定は、期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定に係る贈与税については、適用がないことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(措置法第70条の3の2 ((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係)</u></p>	(新設)
<p><u>(相続時精算課税の特別控除額と住宅資金特別控除額の控除する順序)</u></p> <p>70の3の2 - 1 <u>措置法第70条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合においては、同項に規定する住宅資金贈与者からの贈与により取得をした財産に係る贈与税の課税価格から同条第2項に規定する住宅資金特別控除額を控除し、その残額から相続税法第21条の12第1項((相続時精算課税に係る贈与税の特別控除))に規定する金額を控除するのであるから留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(修正申告書の提出期限)</u></p> <p>70の3の2 - 2 <u>措置法第70条の3の2第3項に規定する修正申告書の提出期限については、70の3 - 12 ((注)1及び2を除く。)に準じて取り扱う。</u></p>	(新設)
<p><u>(期限後申告に係る「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>特別控除の特例」の適用)  70の3の2-3 措置法第70条の3の2第1項の規定は、期限後申告又は決定に係る贈与税については、適用がないことに留意する。なお、修正申告又は更正に係る贈与税については、同条第7項に該当する場合にのみ同条第1項の規定の適用があることに留意する。</p>	
<p>〔旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係〕</p>	(新設)
<p>(旧措置法第70条の3の取扱い)</p> <p>旧70の3 1 所得税法等の一部を改正する法律附則第123条第8項、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第139号)附則第37条及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成15年財務省令第34号)附則第14条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の措置法(以下「旧措置法」という。)第70条の3、改正前の措置法令第40条の5及び改正前の措置法規則第23条の6の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、平成15年6月24日付課資2-3ほか2課共同「租税特別措置法(相続税法の特例のうち延納の特例関係以外)の取扱いについて」の一部改正について(法令解釈通達)による改正前の「租税特別措置法(相続税法の特例のうち延納の特例関係以外)の取扱いについて」の取扱いの例による。</p>	(新設)
<p>(平成14年12月31日までに旧措置法第70条の3の規定の適用を受けた場合の相続時精算課税の適用等)</p> <p>旧70の3 2 平成11年1月1日から平成14年12月31日までの間に旧措置法第70条の3第8項に規定する住宅取得資金等(以下「住宅取得資金等」という。)を取得し、当該住宅取得資金等について同条第1項又は第5項の規定の適用を受けた者が、平成15年1月1日以後に贈与により財産を取得し、当該財産について相続時精算課税の適用を受けない場合には、当該取得をした年分の贈与税は、同条第8項の規定により計算するのであるから留意する。この場合において、同項第1号及び第2号中「相続税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律第3条による改正後の相続税法」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。</p> <p>(注)1 当該財産について相続時精算課税の適用を受ける場合の贈与税については、相続税法第2章第2節及び第3節の規定の適用をして贈与税額を計算することとなる。</p>	(新設)

改正後	改正前
<p>2 <u>租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成13年法律第7号)附則第32条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の措置法第70条の3第2項の規定を読み替えて適用する場合は、上記本文又は(注)1の取扱いに準じて計算するものとする。</u></p> <p>(平成15年1月1日以後に旧措置法第70条の3の規定の適用を受けた場合の相続時精算課税の適用)</p> <p>旧70の3 3 <u>平成15年1月1日以後に住宅取得資金等を贈与により取得し、当該住宅取得資金等について旧措置法第70条の3第1項又は第5項の規定の適用を受けた場合には、当該贈与により住宅取得資金等の取得をした日の属する年の翌年以後4年内に当該住宅取得資金等の贈与者から贈与により財産を取得したときは、当該財産について相続時精算課税の適用はできないのであるから留意する。なお、当該住宅取得資金等の贈与者以外の者から贈与により財産を取得した場合には、当該財産については相続時精算課税の適用はできるのであるから留意する。</u></p> <p>〔措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係〕</p> <p>(従前採草放牧地の意義等)</p> <p>70の4-6の2 <u>措置法令第40条の6第2項に規定する「従前採草放牧地」とは、次に掲げる採草放牧地をいうのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>同項に規定する対象年(以下70の4-6の2において「対象年」という。)の前年以前において、同項に規定する贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの</u></p> <p>(2) <u>対象年において、当該贈与者が当該贈与(以下70の4-6の2において「対象贈与」という。)以外の贈与により採草放牧地の贈与をしている場合における当該採草放牧地</u></p> <p>(注) <u>上記(2)の対象贈与以外の採草放牧地の贈与がある場合には、対象贈与に係る採草放牧地の面積が当該対象贈与をした者が当該対象贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地、上記(1)及び(2)の面積の合計面積の3分の2以上の面積であっても、措置法令第40条の6第1項第2号の規定により、当該対象贈与により採草放牧地を取得した者の贈与税について、措置法第70の4第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>〔措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係〕</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(従前準農地の意義等)</p> <p>70の4 - 6の3 措置法令第40条の6第4項に規定する「従前準農地」の意義等については、<u>70の4 - 6の2を準用する。</u></p> <p>(贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p>70の4 7 措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人で政令で定める者」とは、同項に規定する農地及び採草放牧地の贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人をいうのであるが、その贈与をした者が、その贈与をした日まで引き続き農業を営んでいない場合であつても、既往において引き続き3年以上農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実がある場合において、当該贈与がその贈与に係る農地又は採草放牧地について現に農業を営んでいる者に対して行われたものであるときは、当該贈与をした者は、同項に規定する農業を営む個人に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) 贈与者が老齢又は病弱のため、当該贈与の日前において、その者と住居及び生計を一にする親族に農業経営を移譲していたこと。</p> <p>(注) 贈与者とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法(昭和27年法律第229号)第2条第6項((世帯員の定義))に掲げる事由に該当するものであるときには、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱うものとする。</p> <p>(2) 贈与者が独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第18条第2号((給付の種類))に規定する特例付加年金又は同法附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)附則第8条第1項に規定する経営移譲年金の支給を受けるため、当該贈与の日前に、その者の親族に農業経営を移譲していたこと。</p> <p>(農地等の贈与の日)</p> <p>70の4 8 農地等に係る措置法第70条の4第1項に規定する「贈与の日」とは、相続税法基本通達1の3・1の4共 10((農地等の贈与による財産取得の時期))の定めによる農地等</p>	<p>(新設)</p> <p>(贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p>70の4 7 措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人で政令で定める者」とは、同項に規定する農地及び採草放牧地の贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人をいうのであるが、その贈与をした者が、その贈与をした日まで引き続き農業を営んでいない場合であつても、既往において引き続き3年以上農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実がある場合において、当該贈与がその贈与に係る農地又は採草放牧地について現に農業を営んでいる者に対して行われたものであるときは、当該贈与をした者は、同項に規定する農業を営む個人に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1) 贈与者が老齢又は病弱のため、当該贈与の日前において、その者と住居及び生計を一にする親族に農業経営を移譲していたこと。</p> <p>(注) 贈与者とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法(昭和27年法律第229号)第2条第6項((世帯員の定義))に掲げる事由に該当するものであるときには、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱うものとする。</p> <p>(2) 贈与者が農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第29条第2号((給付の種類))に規定する特例付加年金又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号)附則第8条第1項に規定する経営移譲年金の支給を受けるため、当該贈与の日前に、その者の親族に農業経営を移譲していたこと。</p> <p>(農地等の贈与の日)</p> <p>70の4 8 農地等に係る措置法第70条の4第1項に規定する「贈与の日」とは、相続税法基本通達1・1の2共 9((農地等の贈与による財産取得の時期))の定めによる農地等</p>

改正後	改正前
<p>等の贈与による取得の日をいう。</p> <p>この場合において、<u>同一の贈与により取得した農地又は採草放牧地が、受贈者の住所のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれているため、その所有権等の移転について都道府県知事と農業委員会の双方の許可を要する場合において、これらの許可があつた日が年を異にしているときは、当該農地又は採草放牧地のうち、面積の多い方の許可があつた日をもつて、当該農地又は採草放牧地の全部に係る贈与の日として取り扱うことができる。</u></p> <p>なお、農地又は採草放牧地とともに準農地の贈与が行われており、かつ、当該農地又は採草放牧地の贈与の日と当該準農地の贈与の日とが年を異にするときは、当該準農地についても、当該農地又は採草放牧地の贈与の日とその贈与があつたものとして取り扱うこととする。</p> <p>(農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与)</p> <p>70の4 14 農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与について、土地所有者の承諾が得られない場合においては、当該権利が土地所有者又は贈与者による解約(その解約について農地法第20条((農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限))の規定による都道府県知事の許可を要する場合には、その許可を受けて解約したときに限る。)により消滅したときに限り、当該権利がはじめからなかつたものとして、措置法第70条の4第1項の規定による農地若しくは農地の上に存する権利の全部又は採草放牧地若しくは採草放牧地の上に存する権利のうち措置法令第40条の6第2項に規定する3分の2以上の面積となる部分を贈与したかどうかの判定をすることができるものとして取り扱う。</p> <p>(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の4 19 措置法第70条の4第1項に規定する農地の全部並びに採草放牧地の措置法令第40条の6第2項に規定する3分の2以上の面積となる部分及び準農地の同条第4項に規定する3分の2以上の面積となる部分の贈与(以下「贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与」という。)に係る贈与者が、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、次に掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) 贈与者が当該農地等の贈与があつた日の属する年に死亡した場合 イ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続により財産を取得したとき</p>	<p>贈与による取得の日をいう。</p> <p>この場合において、贈与により取得した農地又は採草放牧地が、受贈者の住所のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれているため、その所有権等の移転について都道府県知事と農業委員会の双方の許可を要する場合において、これらの許可があつた日が年を異にしているときは、当該農地又は採草放牧地のうち、面積の多い方の許可があつた日をもつて、当該農地又は採草放牧地の全部に係る贈与の日として取り扱うことができる。</p> <p>なお、農地又は採草放牧地とともに準農地の贈与が行われており、かつ、当該農地又は採草放牧地の贈与の日と当該準農地の贈与の日とが年を異にするときは、当該準農地についても、当該農地又は採草放牧地の贈与の日とその贈与があつたものとして取り扱うこととする。</p> <p>(農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与)</p> <p>70の4 14 農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与について、土地所有者の承諾が得られない場合においては、当該権利が土地所有者又は贈与者による解約(その解約について農地法第20条((農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限))の規定による都道府県知事の許可を要する場合には、その許可を受けて解約したときに限る。)により消滅したときに限り、当該権利がはじめからなかつたものとして、措置法第70条の4第1項の規定による農地若しくは農地の上に存する権利の全部又は採草放牧地若しくは採草放牧地の上に存する権利を面積的に3分の2以上贈与したかどうかの判定をすることができるものとして取り扱う。</p> <p>(農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p> <p>70の4 19 措置法第70条の4第1項に規定する農地の全部並びに採草放牧地及び準農地の各3分の2以上の部分の贈与(以下「贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与」という。)に係る贈与者が、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に、かつ、受贈者による当該申告書の提出前に死亡した場合における同項の規定の適用については、次に掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) 贈与者が当該農地等の贈与があつた日の属する年に死亡した場合 イ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続により財産を取得したとき 当該農地等については、相続税法第21条の2第4項の規定により贈与税の課税</p>

改正後	改正前
<p>当該農地等については、相続税法第21条の2第4項の規定に該当する場合には贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されないので、措置法第70条の4第1項の規定の適用はない。</p> <p>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該農地等は、措置法令第40条の7第3項の規定により、受贈者が贈与者から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得したものとみなされることから措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>□ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続により財産を取得しなかつたとき 受贈者が、当該農地等について措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したときは、当該申告書は、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書となるのであるから留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第28項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があつた時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>(2) 贈与者が当該農地等の贈与があつた日の属する年の翌年に死亡した場合 上記(1)の口を準用する。</p> <p>(農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p>	<p>価格の計算の基礎に算入されないので、措置法第70条の4第1項の規定の適用はない。</p> <p>(注) 上記の場合、贈与者の死亡に係る相続税については、当該農地等は、措置法令第40条の7第3項の規定により、受贈者が贈与者から相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得したものとみなされることから措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができることに留意する。</p> <p>□ 受贈者が贈与者の死亡に係る相続により財産を取得しなかつたとき 受贈者が、当該農地等について措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書を提出したときは、当該申告書は、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書となるのであるから留意する。</p> <p>この場合において、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件のうち担保の提供については、その提供を要しないものとし、同条第27項の規定による贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があつた時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p> <p>(2) 贈与者が当該農地等の贈与があつた日の属する年の翌年に死亡した場合 上記(1)の口を準用する。</p> <p>(農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合)</p>
<p>70の4 20 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与に係る受贈者が、当該農地等の贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該受贈者の取得した農地等に係る贈与税について措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の申告書を提出したときは、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件(担保の提供に係る要件及び受贈者の要件のうち措置法令第40条の6第5項第3号に掲げるものを除く。)を満たしている場合に限り、当該申告書を措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書として取り扱つて差し支えない。</p> <p>この場合において、同条第28項の贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があつた時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p>	<p>70の4 20 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与に係る受贈者が、当該農地等の贈与を受けた日の属する年の中途において死亡した場合又は当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合において、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)が当該受贈者の取得した農地等に係る贈与税について措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の申告書を提出したときは、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用要件(担保の提供に係る要件及び受贈者の要件のうち措置法令第40条の6第5項第3号に掲げるものを除く。)を満たしている場合に限り、当該申告書を措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用のある申告書として取り扱つて差し支えない。</p> <p>この場合において、同条第27項の贈与税の免除の規定の適用に当たっては、当該贈与税の申告書の提出があつた時に免除の効果が生ずるものとして取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合)</p> <p>70の4 21 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与に係る受贈者が、措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前に当該贈与を受けた農地等につき、同項第1号の規定による譲渡等(以下70の5 5までにおいて「譲渡等」という。)をしている場合における同項の規定による当該贈与税の納税の猶予の適用については、次による。</p> <p>(1) 同項第1号の規定を準用して計算した当該譲渡等に係る農地等の面積が、当該贈与を受けた農地等の面積の100分の20を超える場合には、当該贈与税の納税猶予の適用は受けられない。</p> <p>(2) 同号の規定を準用して計算した当該譲渡等に係る農地等の面積が当該贈与を受けた農地等の面積の100分の20以下の場合には、当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該譲渡等をした農地等の譲渡等がなかつたものとして措置法令第40条の6第6項の規定を適用して計算した金額から当該譲渡等があつた農地等の価額に対応する贈与税額として同条第11項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該譲渡等があつた農地等の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(3) (1)又は(2)の場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもつて、当該贈与税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があつた日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに同条第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があつた場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の4第15項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(注)1 上記(1)から(3)までにより納税猶予の適用が受けられない贈与税については、措置法第70条の4第27項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項((延納))の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。</p> <p>2 上記(2)のなお書により期限内納付の対象となる贈与税額に対応する譲渡等があつた農地等の面積は、その後における措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算上の譲渡等の面積に含めるのであるから留意する。</p>	<p>(申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合)</p> <p>70の4 21 贈与税の納税猶予の対象となる農地等の贈与に係る受贈者が、措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前に当該贈与を受けた農地等につき、同項第1号の規定による譲渡等(以下70の5 5までにおいて「譲渡等」という。)をしている場合における同項の規定による当該贈与税の納税の猶予の適用については、次による。</p> <p>(1) 同項第1号の規定を準用して計算した当該譲渡等に係る農地等の面積が、当該贈与を受けた農地等の面積の100分の20を超える場合には、当該贈与税の納税猶予の適用は受けられない。</p> <p>(2) 同号の規定を準用して計算した当該譲渡等に係る農地等の面積が当該贈与を受けた農地等の面積の100分の20以下の場合には、当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該譲渡等をした農地等の譲渡等がなかつたものとして措置法令第40条の6第6項の規定を適用して計算した金額から当該譲渡等があつた農地等の価額に対応する贈与税額として同条第11項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該譲渡等があつた農地等の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(3) (1)又は(2)の場合において、当該譲渡等に係る対価の全部又は一部をもつて、当該贈与税の申告書の提出期限までに農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は当該譲渡等があつた日から1年以内に農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであるときは、当該農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに同条第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出があつた場合に限り、当該農地等の譲渡等について措置法第70条の4第14項の規定の適用があるものとする。</p> <p>(注)1 上記(1)から(3)までにより納税猶予の適用が受けられない贈与税については、措置法第70条の4第26項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項((延納))の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。</p> <p>2 上記(2)のなお書により期限内納付の対象となる贈与税額に対応する譲渡等があつた農地等の面積は、その後における措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算上の譲渡等の面積に含めるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p>70の4 22 贈与により取得した農地又は採草放牧地につき措置法第70条の4第1項に規定する受贈者が、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前に同条第5項に規定する買取りの申出等(以下70の5 5までにおいて「買取りの申出等」という。)があった場合における同条第1項の規定による当該贈与税の納税猶予の適用については、次による。</p> <p>(1) 買取りの申出等があった場合においても当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該買取りの申出等のあった農地又は採草放牧地の買取りの申出等がなかったものとして措置法令第40条の6第6項の規定を適用して計算した金額から当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額として同条第11項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(2) (1)の場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の6第39項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の4第20項の規定の適用があるものとする。</p> <p>イ 当該買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地(以下70の5 5までにおいて「特定農地等」という。)の譲渡等をし、かつ、当該譲渡等に係る対価の全部若しくは一部をもって、当該贈与税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第1項に規定する農地若しくは採草放牧地を取得している場合又は当該買取りの申出等があった日から1年以内に譲渡等をする見込み(当該贈与税の申告書の提出期限までに譲渡等をしている場合を含む。)であり、かつ、当該譲渡等があった日から1年以内に当該農地若しくは採草放牧地を取得する見込みである場合</p> <p>ロ 措置法第70条の4第5項に規定する告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が当該贈与税の申告書の提出期限までに都市営農農地等に該当することとなった場合又は当該告示があっ</p>	<p>(申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合)</p> <p>70の4 22 贈与により取得した農地又は採草放牧地につき措置法第70条の4第1項に規定する受贈者が、同項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受ける旨の贈与税の申告書の提出前に同条第4項に規定する買取りの申出等(以下70の5 5までにおいて「買取りの申出等」という。)があった場合における同条第1項の規定による当該贈与税の納税猶予の適用については、次による。</p> <p>(1) 買取りの申出等があった場合においても当該贈与税の納税猶予の適用を受けられることとし、この場合における納税猶予税額は、当該買取りの申出等のあった農地又は採草放牧地の買取りの申出等がなかったものとして措置法令第40条の6第6項の規定を適用して計算した金額から当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額として同条第11項の規定に準じて計算した金額を控除した金額とする。</p> <p>なお、当該買取りの申出等があった農地又は採草放牧地の価額に対応する贈与税額については、当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに納付しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(2) (1)の場合において、次のいずれかの場合に該当するときは、当該農地又は採草放牧地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限までに措置法令第40条の6第39項の規定による代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書の提出があった場合に限り、当該農地又は採草放牧地の買取りの申出等について措置法第70条の4第19項の規定の適用があるものとする。</p> <p>イ 当該買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地(以下70の5 5までにおいて「特定農地等」という。)の譲渡等をし、かつ、当該譲渡等に係る対価の全部若しくは一部をもって、当該贈与税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第1項に規定する農地若しくは採草放牧地を取得している場合又は当該買取りの申出等があった日から1年以内に譲渡等をする見込み(当該贈与税の申告書の提出期限までに譲渡等をしている場合を含む。)であり、かつ、当該譲渡等があった日から1年以内に当該農地若しくは採草放牧地を取得する見込みである場合</p> <p>ロ 措置法第70条の4第4項に規定する告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が当該贈与税の申告書の提出期限までに都市営農農地等に該当することとなった場合又は当該告示があっ</p>

改正後	改正前
<p>た日若しくは当該事由が生じた日から1年以内に都市営農農地等に該当することとなる見込みである場合</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)により納税猶予の適用が受けられない贈与税については、措置法第70条の4第4項第1号に係る部分についても同条第27項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の4 23 特例適用農地等の譲渡があった場合における措置法第70条の4第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」(以下70の4 23において「その事実が生じた日」という。)及び同条第4項、第15項又は第20項に規定する「譲渡等があった日」(以下70の4 23において「譲渡等があった日」という。)とは、次の(1)又は(2)に掲げる日とする。</p> <p>(1) 農地法第3条第1項本文((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可又は同項第3号の規定による届出を要する農地又は採草放牧地の譲渡については、当該許可又は届出の効力が生じた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</p> <p>(2) (1)に該当しない農地若しくは採草放牧地又は準農地の譲渡については、これらの土地の引渡しがあった日</p> <p>(注) 次のいずれかに該当する場合には、上記(1)又は(2)にかかわらず、それぞれに掲げる日をもって、「その事実が生じた日」又は「譲渡等があった日」として取り扱って差し支えない。</p> <p>1 特例適用農地等の譲渡の対価の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであることにつき、措置法第70条の4第15項又は第20項の規定による税務署長の買換えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする措置法令第40条の6第25項又は同条第39項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</p> <p>2 措置法第70条の7第1項((農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例))の規定の適用を受ける場合において、特例適用農地等の譲渡に関する契約の効力の発生した日をもって当該譲渡があった日とする同条第2項に規</p>	<p>た日若しくは当該事由が生じた日から1年以内に都市営農農地等に該当することとなる見込みである場合</p> <p>(注) 上記(1)及び(2)により納税猶予の適用が受けられない贈与税については、措置法第70条の4第4項第1号に係る部分についても同条第26項の規定の適用はなく、相続税法第38条第3項の規定による延納の適用を受けることができるのであるから留意する。</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の4 23 特例適用農地等の譲渡があった場合における措置法第70条の4第1項第1号に規定する「その事実が生じた日」(以下70の4 23において「その事実が生じた日」という。)及び同条第3項、第14項又は第19項に規定する「譲渡等があった日」(以下70の4 23において「譲渡等があった日」という。)とは、次の(1)又は(2)に掲げる日とする。</p> <p>(1) 農地法第3条第1項本文((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可又は同項第3号の規定による届出を要する農地又は採草放牧地の譲渡については、当該許可又は届出の効力が生じた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</p> <p>(2) (1)に該当しない農地若しくは採草放牧地又は準農地の譲渡については、これらの土地の引渡しがあった日</p> <p>(注) 次のいずれかに該当する場合には、上記(1)又は(2)にかかわらず、それぞれに掲げる日をもって、「その事実が生じた日」又は「譲渡等があった日」として取り扱って差し支えない。</p> <p>1 特例適用農地等の譲渡の対価の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得する見込みであることにつき、措置法第70条の4第14項又は第19項の規定による税務署長の買換えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする措置法令第40条の6第25項又は同条第39項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</p> <p>2 措置法第70条の7第1項((農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例))の規定の適用を受ける場合において、特例適用農地等の譲渡に関する契約の効力の発生した日をもって当該譲渡があった日とする同条第2項に規</p>

改正後	改正前
<p>定する届出書が提出されたとき（当該譲渡により納付すべき納税猶予税額及び当該猶予税額に係る利子税の額が、上記(1)又は(2)に掲げる日までに納付された場合に限る。）当該契約の効力の発生した日</p> <p>（譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算）</p> <p>70の4 26 措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる算式により行うのであるから留意する。</p> <p>(1) 既往において同条第15項第3号又は第20項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地（以下70の5 5までにおいて「代替取得農地等」という。）を取得していない場合</p> $\frac{B + C}{A}$ <p>(2) 既往において、同条第15項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> $\frac{B + C}{A + (F - D + E)}$ <p>(3) 既往において、同条第20項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> $\frac{B + C}{A + (F - D + E')}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積をいう。</p> <p>Bは、今回譲渡等をした特例適用農地等の面積をいう。</p> <p>この場合の譲渡等には、措置法第70条の4第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の6第8項に規定する譲渡又は設定（以下「収用交換等による譲渡等」という。）を含まない。</p> <p>Cは、既往において譲渡等（収用交換等による譲渡等を除く。）をした特例適用農地等の面積をいい、この面積は、措置法第70条の4第15項第1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされるものの面積を除き、同項第2号の規定により譲渡等がされたものとみなされるものの面積を含む。</p> <p>Dは、既往において同項第1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p>	<p>定する届出書が提出されたとき（当該譲渡により納付すべき納税猶予税額及び当該猶予税額に係る利子税の額が、上記(1)又は(2)に掲げる日までに納付された場合に限る。）当該契約の効力の発生した日</p> <p>（譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算）</p> <p>70の4 26 措置法第70条の4第1項第1号に規定する100分の20を超えるかどうかの計算は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる算式により行うのであるから留意する。</p> <p>(1) 既往において同条第14項第3号又は第19項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地（以下70の5 5までにおいて「代替取得農地等」という。）を取得していない場合</p> $\frac{B + C}{A}$ <p>(2) 既往において、同条第14項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> $\frac{B + C}{A + (F - D + E)}$ <p>(3) 既往において、同条第19項第3号の規定に該当する代替取得農地等を取得している場合</p> $\frac{B + C}{A + (F - D + E')}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積をいう。</p> <p>Bは、今回譲渡等をした特例適用農地等の面積をいう。</p> <p>この場合の譲渡等には、措置法第70条の4第1項第1号に規定する収用交換等による譲渡その他措置法令第40条の6第8項に規定する譲渡又は設定（以下「収用交換等による譲渡等」という。）を含まない。</p> <p>Cは、既往において譲渡等（収用交換等による譲渡等を除く。）をした特例適用農地等の面積をいい、この面積は、措置法第70条の4第14項第1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされるものの面積を除き、同項第2号の規定により譲渡等がされたものとみなされるものの面積を含む。</p> <p>Dは、既往において同項第1号の規定により譲渡等がなかつたものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>譲渡等をした 譲渡等の対価の額のうち代替取得 特例適用農地× 農地等の取得に充てる見込金額 等の面積 譲渡等をした特例適用農地等の 対価の額</p> <p>E は、D の面積のうち、同項第 2 号の規定によりその後譲渡等がされたものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $D \text{ の面積} \times \frac{\text{D の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{\text{D の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ <p>F は、代替取得農地等の面積をいう。</p> <p>D は、既往において同条第20項第 1 号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の見積額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の対価の見積額}}$ <p>E は、D の面積のうち、同項第 2 号八の規定によりその後買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $D \text{ の面積} \times \frac{\text{D の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{\text{D の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ <p>( 具体的計算例 )</p> <p>例 1 既往において代替取得農地等を取得していない場合 贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積 10ヘクタール 今回譲渡等( 収用交換等による譲渡等を除く。 )をした特例適用農地等の面積 2ヘクタール 既往において譲渡等( 収用交換等による譲渡等を除く。 )をした特例適用農地等の面積 0.5ヘクタール</p> <p>( 計算 )</p> <p>イ 「 A 」の数値 ( ) 10ヘクタール ロ 「 B 」の数値 ( ) 2ヘクタール</p>	<p>譲渡等をした 譲渡等の対価の額のうち代替取得 特例適用農地× 農地等の取得に充てる見込金額 等の面積 譲渡等をした特例適用農地等の 対価の額</p> <p>E は、D の面積のうち、同項第 2 号の規定によりその後譲渡等がされたものとみなされた特例適用農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $D \text{ の面積} \times \frac{\text{D の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{\text{D の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ <p>F は、代替取得農地等の面積をいう。</p> <p>D は、既往において同条第19項第 1 号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の面積} \times \frac{\text{譲渡等の対価の見積額のうち代替取得農地等の取得に充てる見込金額}}{\text{譲渡等をする見込みである特定農地等の対価の見積額}}$ <p>E は、D の面積のうち、同項第 2 号八の規定によりその後買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積をいい、次の算式により計算する。</p> $D \text{ の面積} \times \frac{\text{D の面積に係る譲渡等の対価の額のうち代替取得農地等の取得に充てられなかった金額}}{\text{D の面積に係る譲渡等の対価の額}}$ <p>( 具体的計算例 )</p> <p>例 1 既往において代替取得農地等を取得していない場合 贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積 10ヘクタール 今回譲渡等( 収用交換等による譲渡等を除く。 )をした特例適用農地等の面積 2ヘクタール 既往において譲渡等( 収用交換等による譲渡等を除く。 )をした特例適用農地等の面積 0.5ヘクタール</p> <p>( 計算 )</p> <p>イ 「 A 」の数値 ( ) 10ヘクタール ロ 「 B 」の数値 ( ) 2ヘクタール</p>

改正後	改正前
<p>ハ 「C」の数値( ) 0.5ヘクタール            ニ 100分の20を超えるかどうかの計算  <math display="block">\frac{B+C}{A} = \frac{2+0.5}{10} = \frac{2.5}{10} &gt; \frac{20}{100}</math>           この場合には、措置法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。</p> <p>例2 既往において、措置法第70条の4第15項第3号の規定に該当する代替取得農地等            取得している場合            贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積 20ヘクタール            既往において譲渡等をした特例適用農地等の面積 4ヘクタール            うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積 0.5ヘクタール            差引 3.5ヘクタール            のうち措置法第70条の4第15項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特例適用農地等の面積 3ヘクタール            のうち同項第2号の規定により譲渡等があつたものとみなされた特例適用農地等の面積 2ヘクタール            代替取得農地等の面積 2.5ヘクタール            今回譲渡等をした特例適用農地等の面積 1ヘクタール            うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積 0            差引 1ヘクタール</p> <p>(計算)</p> <p>イ 「A」の数値( ) 20ヘクタール            ロ 「B」の数値( ) 1ヘクタール            ハ 「C」の数値( - + =3.5 - 3 + 2 ) 2.5ヘクタール            ニ 「D」の数値( ) 3ヘクタール            ホ 「E」の数値( ) 2ヘクタール            ヘ 「F」の数値( ) 2.5ヘクタール            ト 100分の20を超えるかどうかの計算  <math display="block">\frac{B+C}{A+(F-D+E)} = \frac{1+2.5}{20+(2.5-3+2)} = \frac{3.5}{21.5} &lt; \frac{20}{100}</math>           この場合には、措置法第70条の4第1項第1号の規定に該当しない。</p> <p>例3 既往において、措置法第70条の4第20項第3号の規定に該当する代替取得農地等            取得している場合            贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積 20ヘクタール            既往において買取りの申出等があつた特定農地等の面積 4ヘクタール</p>	<p>ハ 「C」の数値( ) 0.5ヘクタール            ニ 100分の20を超えるかどうかの計算  <math display="block">\frac{B+C}{A} = \frac{2+0.5}{10} = \frac{2.5}{10} &gt; \frac{20}{100}</math>           この場合には、措置法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。</p> <p>例2 既往において、措置法第70条の4第14項第3号の規定に該当する代替取得農地等            取得している場合            贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積 20ヘクタール            既往において譲渡等をした特例適用農地等の面積 4ヘクタール            うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積 0.5ヘクタール            差引 3.5ヘクタール            のうち措置法第70条の4第14項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特例適用農地等の面積 3ヘクタール            のうち同項第2号の規定により譲渡等があつたものとみなされた特例適用農地等の面積 2ヘクタール            代替取得農地等の面積 2.5ヘクタール            今回譲渡等をした特例適用農地等の面積 1ヘクタール            うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積 0            差引 1ヘクタール</p> <p>(計算)</p> <p>イ 「A」の数値( ) 20ヘクタール            ロ 「B」の数値( ) 1ヘクタール            ハ 「C」の数値( - + =3.5 - 3 + 2 ) 2.5ヘクタール            ニ 「D」の数値( ) 3ヘクタール            ホ 「E」の数値( ) 2ヘクタール            ヘ 「F」の数値( ) 2.5ヘクタール            ト 100分の20を超えるかどうかの計算  <math display="block">\frac{B+C}{A+(F-D+E)} = \frac{1+2.5}{20+(2.5-3+2)} = \frac{3.5}{21.5} &lt; \frac{20}{100}</math>           この場合には、措置法第70条の4第1項第1号の規定に該当しない。</p> <p>例3 既往において、措置法第70条の4第19項第3号の規定に該当する代替取得農地等            取得している場合            贈与により取得した特例適用農地等の受贈時の面積 20ヘクタール            既往において買取りの申出等があつた特定農地等の面積 4ヘクタール</p>

改正後	改正前
<p>うち譲渡等に係る特定農地等の面積 3.5ヘクタール  うち措置法第70条の4第20項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積 3ヘクタール  のうち同項第2号口又はハの規定により買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積 1ヘクタール  代替取得農地等の面積 4ヘクタール  今回譲渡等をした特例適用農地等の面積 4.5ヘクタール  うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積 0  差引き 4.5ヘクタール</p> <p>(計算)</p> <p>イ 「A」の数値( ) 20ヘクタール  ロ 「B」の数値( ) 4.5ヘクタール  ハ 「C」の数値 0  ニ 「D」の数値( ) 3ヘクタール  ホ 「E」の数値( ) 1ヘクタール  ヘ 「F」の数値( ) 4ヘクタール  ト 100分の20を超えるかどうかの計算</p> $\frac{B+C}{A+(F-D'+E')} = \frac{4.5+0}{20+(4-3+1)} = \frac{4.5}{22} > \frac{20}{100}$ <p>この場合には、措置法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。</p>	<p>うち譲渡等に係る特定農地等の面積 3.5ヘクタール  うち措置法第70条の4第19項第1号の規定により譲渡等がなかったものとみなされた特定農地等の面積 3ヘクタール  のうち同項第2号口又はハの規定により買取りの申出等があったものとみなされた特定農地等の面積 1ヘクタール  代替取得農地等の面積 4ヘクタール  今回譲渡等をした特例適用農地等の面積 4.5ヘクタール  うち収用交換等による譲渡等に係る特例適用農地等の面積 0  差引き 4.5ヘクタール</p> <p>(計算)</p> <p>イ 「A」の数値( ) 20ヘクタール  ロ 「B」の数値( ) 4.5ヘクタール  ハ 「C」の数値 0  ニ 「D」の数値( ) 3ヘクタール  ホ 「E」の数値( ) 1ヘクタール  ヘ 「F」の数値( ) 4ヘクタール  ト 100分の20を超えるかどうかの計算</p> $\frac{B+C}{A+(F-D'+E')} = \frac{4.5+0}{20+(4-3+1)} = \frac{4.5}{22} > \frac{20}{100}$ <p>この場合には、措置法第70条の4第1項第1号の規定に該当する。</p>
<p>(買取りの申出等があった場合)</p> <p>70の4 31 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地について  買取りの申出等があった場合における当該買取りの申出等に係る特定農地等の面積は、同項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子に該当する譲渡等の面積に含まれないのであるが、当該買取りの申出等は、同条第5項の規定により納税猶予の期限の確定事由に該当し、当該買取りの申出等に係る特定農地等の価額の対応する贈与税の額(当該贈与税の額に係る利子税の額を含む。)は納付を要するのであるから留意する。  なお、買取りの申出等があった特定農地等についてその後譲渡等があった場合には、当該譲渡等は納税猶予の期限が確定する贈与税の額を計算するときの譲渡等には含まれないのであるから留意する。</p>	<p>(買取りの申出等があった場合)</p> <p>70の4 31 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地について  買取りの申出等があった場合における当該買取りの申出等に係る特定農地等の面積は、同項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子に該当する譲渡等の面積に含まれないのであるが、当該買取りの申出等は、同条第4項の規定により納税猶予の期限の確定事由に該当し、当該買取りの申出等に係る特定農地等の価額の対応する贈与税の額(当該贈与税の額に係る利子税の額を含む。)は納付を要するのであるから留意する。  なお、買取りの申出等があった特定農地等についてその後譲渡等があった場合には、当該譲渡等は納税猶予の期限が確定する贈与税の額を計算するときの譲渡等には含まれないのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用)</p> <p>70の4 32 措置法第70条の4第4項に規定する「準農地(同日前に……転用がされたものを除く。)」の「転用」には、同項の規定による譲渡等が該当する準農地の転用のほか、当該譲渡等に該当しない同条第1項第1号の規定による準農地の採草放牧地又は農地への転用その他措置法令第40条の6第7項の規定による受贈者(措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者にあつては、その受贈者の推定相続人を含む。)の耕作又は養畜の事業に係る事務所等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。</p>	<p>(申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用)</p> <p>70の4 32 措置法第70条の4第3項に規定する「準農地(同日前に……転用がされたものを除く。)」の「転用」には、同項の規定による譲渡等が該当する準農地の転用のほか、当該譲渡等に該当しない同条第1項第1号の規定による準農地の採草放牧地又は農地への転用その他措置法令第40条の6第7項の規定による受贈者(措置法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者にあつては、その受贈者の推定相続人を含む。)の耕作又は養畜の事業に係る事務所等の施設の敷地にするための転用が含まれるのであるから留意する。</p>
<p>(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)</p> <p>70の4 33 特例適用農地等について交換又は換地処分が行われた場合で、当該交換又は換地処分が所得税法第58条((固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例))又は措置法第33条の3((換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例))の規定により所得税の課税上譲渡がなかつたものとみなされたときであつても、当該交換又は換地処分は、措置法第70条の4第1項第1号又は第4項の規定による譲渡等に該当するのであるから留意する。</p> <p>したがつて、当該交換又は換地処分により取得した農地又は採草放牧地につき、同条第15項の規定の適用を受ける場合には、当該交換又は換地処分があつた日から1月以内に措置法令第40条の6第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出を要することとなる。</p>	<p>(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)</p> <p>70の4 33 特例適用農地等について交換又は換地処分が行われた場合で、当該交換又は換地処分が所得税法第58条((固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例))又は措置法第33条の3((換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例))の規定により所得税の課税上譲渡がなかつたものとみなされたときであつても、当該交換又は換地処分は、措置法第70条の4第1項第1号又は第3項の規定による譲渡等に該当するのであるから留意する。</p> <p>したがつて、当該交換又は換地処分により取得した農地又は採草放牧地につき、同条第14項の規定の適用を受ける場合には、当該交換又は換地処分があつた日から1月以内に措置法令第40条の6第25項の規定による代替農地等の取得に関する承認申請書の提出を要することとなる。</p>
<p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の4 36 措置法第70条の4第25項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合には、当該担保不足に対応する納税猶予税額だけでなく納税猶予税額の全額(既に同条第4項又は第5項の規定により、納税猶予の期限が到来しているものを除く。)について納税猶予の期限を繰り上げるのであるから留意する。</p>	<p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の4 36 措置法第70条の4第24項の規定により、増担保命令等に応じないため納税の猶予に係る期限を繰り上げる場合には、当該担保不足に対応する納税猶予税額だけでなく納税猶予税額の全額(既に同条第3項又は第4項の規定により、納税猶予の期限が到来しているものを除く。)について納税猶予の期限を繰り上げるのであるから留意する。</p>
<p>(相続時精算課税適用者等に係る贈与税の納税猶予)</p> <p>70の4 - 36の2 措置法第70条の4第3項各号に掲げる者が特定贈与者から贈与により取得した農地等について同条第1項の規定の適用を受ける場合には、当該贈与により取得した農地等に係る贈与税については、暦年課税により計算するのであるから留意する。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)</p> <p>70の4 37 措置法第70条の4第4項又は第5項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における贈与税の額の計算は、次の算式により行うのであるから留意する。</p> <p>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残るのであるから留意する。</p> $\text{納税猶予の適用を受けた贈与税の額(A)} = \frac{\text{譲渡等又は買取りの申出等があった特例適用農地等の贈与時の価額(B)} \times \text{贈与により取得したすべての特例適用農地等の贈与時の価額の合計額}}{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}}$ <p>(注) 1 上記算式中の(A)の金額は、措置法第70条の4第1項の規定による納税猶予の適用を受けた当初の納税猶予税額をいう。したがって、その後当該納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定している場合であつても、当初の納税猶予税額によることとなる。</p> <p>2 上記算式中の(B)の金額は、譲渡等又は買取りの申出等があつた特例適用農地等が代替取得農地等である場合には、次の算式により計算した金額による。</p> $\text{贈与により取得した特例適用農地等で買換えの承認に係る譲渡等があつたものの贈与時の価額} \times \frac{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}}{\text{贈与により取得した特例適用農地等で買換えの承認に係る譲渡等の対価の額(C)}}$	<p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)</p> <p>70の4 37 措置法第70条の4第3項又は第4項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における贈与税の額の計算は、次の算式により行うのであるから留意する。</p> <p>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残るのであるから留意する。</p> $\text{納税猶予の適用を受けた贈与税の額(A)} = \frac{\text{譲渡等又は買取りの申出等があった特例適用農地等の贈与時の価額(B)} \times \text{贈与により取得したすべての特例適用農地等の贈与時の価額の合計額}}{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}}$ <p>(注) 1 上記算式中の(A)の金額は、措置法第70条の4第1項の規定による納税猶予の適用を受けた当初の納税猶予税額をいう。したがって、その後当該納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定している場合であつても、当初の納税猶予税額によることとなる。</p> <p>2 上記算式中の(B)の金額は、譲渡等又は買取りの申出等があつた特例適用農地等が代替取得農地等である場合には、次の算式により計算した金額による。</p> $\text{贈与により取得した特例適用農地等で買換えの承認に係る譲渡等があつたものの贈与時の価額} \times \frac{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}}{\text{贈与により取得した特例適用農地等で買換えの承認に係る譲渡等の対価の額(C)}}$
<p>(使用貸借による権利の設定の日)</p> <p>70の4 38 措置法第70条の4第6項に規定する「当該設定の日」とは、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地に係る使用貸借による権利の設定につき農地法第3条第1項の規定による許可があつた日をいうものとして取り扱う。この場合において、農地又は採草放牧地が、受贈者の推定相続人の住所のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれているため、その設定について農業委員会と都道府県知事との双方の許可を要するときにおいて、これらの許可があつた日が異なるとき</p>	<p>(使用貸借による権利の設定の日)</p> <p>70の4 38 措置法第70条の4第5項に規定する「当該設定の日」とは、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地に係る使用貸借による権利の設定につき農地法第3条第1項の規定による許可があつた日をいうものとして取り扱う。この場合において、農地又は採草放牧地が、受贈者の推定相続人の住所のある市町村の区域内にあるものとその他の区域内にあるものとに分かれているため、その設定について農業委員会と都道府県知事との双方の許可を要するときにおいて、これらの許可があつた日が異なるとき</p>

改正後	改正前
<p>は、これらの許可があつた日のうち最も遅い日をもって当該設定の日として取り扱うものとする。</p> <p>(使用貸借による権利の設定に関する届出書)</p> <p>70の4 39 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けようとする受贈者は、同項に規定する届出書を使用貸借による権利の設定の日から2か月を経過する日まで(以下70の4 39において「期限内」という。)に提出しなければならないが、期限内に提出された届出書についてその記載又は添付すべき書類の不備が軽微なもので、速やかに補完されると認められる場合には、当分の間、同項の規定の適用があるものとして取り扱つて差し支えない。</p> <p>(注) 当該受贈者が届出書を期限内に提出しなかつた場合には、同項の規定の適用は受けられず、同条第1項ただし書の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p> <p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4 40 措置法令第40条の6第13項に規定する「当該権利の設定の時の直前において同項の受贈者が有する農地等で同条第1項本文の規定の適用を受けているもののすべて」とは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの(代替取得農地等を含む。)のみをいう。したがつて、当該受贈者が有する農地等であつても特例適用農地等以外のもの、及び特例適用農地等であつても措置法第70条の4第8項に規定する貸付特例適用農地等又は措置法令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地は、これに含まれないことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた場合における農地等以外の農業用財産等)</p> <p>70の4 43 受贈者が措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けた場合における農業用財産等の取扱いについては、70の4 15((農地等以外の農業用財産等))と同様とする。</p>	<p>は、これらの許可があつた日のうち最も遅い日をもって当該設定の日として取り扱うものとする。</p> <p>(使用貸借による権利の設定に関する届出書)</p> <p>70の4 39 措置法第70条の4第5項の規定の適用を受けようとする受贈者は、同項に規定する届出書を使用貸借による権利の設定の日から2か月を経過する日まで(以下70の4 39において「期限内」という。)に提出しなければならないが、期限内に提出された届出書についてその記載又は添付すべき書類の不備が軽微なもので、速やかに補完されると認められる場合には、当分の間、同項の規定の適用があるものとして取り扱つて差し支えない。</p> <p>(注) 当該受贈者が届出書を期限内に提出しなかつた場合には、同項の規定の適用は受けられず、同条第1項ただし書の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p> <p>(使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4 40 措置法令第40条の6第13項に規定する「当該権利の設定の時の直前において同項の受贈者が有する農地等で同条第1項本文の規定の適用を受けているもののすべて」とは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの(代替取得農地等を含む。)のみをいう。したがつて、当該受贈者が有する農地等であつても特例適用農地等以外のもの、及び特例適用農地等であつても措置法第70条の4第7項に規定する貸付特例適用農地等又は措置法令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地は、これに含まれないことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の4第5項の適用を受けた場合における農地等以外の農業用財産等)</p> <p>70の4 43 受贈者が措置法第70条の4第5項の規定の適用を受けた場合における農業用財産等の取扱いについては、70の4 15((農地等以外の農業用財産等))と同様とする。</p>

改正後	改正前
<p>(措置法第70条の4第6項の使用貸借による権利の設定があつた場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の4 44 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第6項に規定する使用貸借による権利の設定があつたときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。</p>	<p>(措置法第70条の4第5項の使用貸借による権利の設定があつた場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の4 44 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例適用農地等につき同条第5項に規定する使用貸借による権利の設定があつたときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。</p>
<p>(使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>70の4 45 措置法令第40条の6第15項第1号に規定する措置法第70条の4第1項第1号の読替規定中「当該権利が設定されている農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」は、同条第6項の規定の適用を受けている受贈者が特例適用農地等の譲渡等をしたことに伴い、その特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利が同時に消滅する場合には、同一の特例適用農地等につき、同条第1項第1号に規定する「当該譲渡等に係る土地の面積」が二重に計算されることになるので、この二重計算を排除するために設けられているものであるから留意する。</p> <p>なお、受贈者が特例適用農地等の譲渡又は贈与をしたことに伴い、同条第7項第1号に規定する被設定者(以下70の4 55までにおいて「被設定者」という。)がその特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利について譲渡又は贈与をした場合には、上記の当該権利の消滅の場合の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>	<p>(使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>70の4 45 措置法令第40条の6第15項第1号に規定する措置法第70条の4第1項第1号の読替規定中「当該権利が設定されている農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」は、同条第5項の規定の適用を受けている受贈者が特例適用農地等の譲渡等をしたことに伴い、その特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利が同時に消滅する場合には、同一の特例適用農地等につき、同条第1項第1号に規定する「当該譲渡等に係る土地の面積」が二重に計算されることになるので、この二重計算を排除するために設けられているものであるから留意する。</p> <p>なお、受贈者が特例適用農地等の譲渡又は贈与をしたことに伴い、同条第6項第1号に規定する被設定者(以下70の4 55までにおいて「被設定者」という。)がその特例適用農地等の上に存する使用貸借による権利について譲渡又は贈与をした場合には、上記の当該権利の消滅の場合の取扱いに準じて取り扱うものとする。</p>
<p>(使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価)</p> <p>70の4 46 特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅があつた場合における当該権利の譲渡又は消滅の対価の額は、措置法第70条の4第15項又は第20項の規定の適用上零であるものとして取り扱う。</p>	<p>(使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価)</p> <p>70の4 46 特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅があつた場合における当該権利の譲渡又は消滅の対価の額は、措置法第70条の4第14項又は第19項の規定の適用上零であるものとして取り扱う。</p>
<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあつた場合)</p> <p>70の4 47 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合には、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設</p>	<p>(措置法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあつた場合)</p> <p>70の4 47 措置法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、特例適用農地等及び当該特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合には、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設</p>

改正後	改正前
<p>定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第25項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかつたものとして取り扱う。</p>	<p>定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第25項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特例適用農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかつたものとして取り扱う。</p>
<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の4 48 措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、同条第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第5項の買取りの申出等があった場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部の譲渡等をする見込みであるときには、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって同条第1項に規定する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第39項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特定農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかつたものとして取り扱う。</p>	<p>(措置法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあった場合)</p> <p>70の4 48 措置法第70条の4第5項の規定の適用を受けている受贈者及び被設定者が、同条第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第4項の買取りの申出等があった場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部の譲渡等をする見込みであるときには、当該受贈者が、その譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって同条第1項に規定する農地又は採草放牧地を取得する見込みであり、かつ、当該取得に係る農地又は採草放牧地のすべてについて、当該被設定者に対し当該取得の日から2か月以内に再び使用貸借による権利を設定する旨並びに当該被設定者の氏名及び住所を付記した措置法令第40条の6第39項の申請書を提出し承認を受けたときに限り、当該取得に係る農地又は採草放牧地に相当する当該譲渡等をした特定農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等はなかつたものとして取り扱う。</p>
<p>(措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p>70の4 49 受贈者が70の4 47((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあつた場合))又は70の4 48((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあつた場合))により措置法令第40条の6第25項又は第39項の申請書を提出し、措置法第70条の4第15項又は第20項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する措置法規則第23条の7第20項又は第27項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。</p> <p>(1) 使用貸借による権利の設定を行つた年月日、当該権利を設定した農地又は採草放牧地の地目、面積及びその所在場所その他の明細並びに当該権利の設定を受ける被設定</p>	<p>(措置法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類)</p> <p>70の4 49 受贈者が70の4 47((措置法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあつた場合))又は70の4 48((措置法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあつた場合))により措置法令第40条の6第25項又は第39項の申請書を提出し、措置法第70条の4第14項又は第19項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する措置法規則第23条の7第20項又は第27項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。</p> <p>(1) 使用貸借による権利の設定を行つた年月日、当該権利を設定した農地又は採草放牧地の地目、面積及びその所在場所その他の明細並びに当該権利の設定を受ける被設定</p>

改 正 後	改 正 前
<p>者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) (1)に掲げる権利の設定に係る契約書及び農地法第3条第1項の許可に関する書類の写し</p> <p>(被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場合)</p> <p>70の4 51 被設定者がその使用貸借による権利の設定されている農地等に係る農業経営の廃止をした場合(被設定者の死亡により当該農業経営の廃止をした場合を除く。)には、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けた受贈者が再び農業経営を開始したときにおいても、同条第1項ただし書の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p> <p>(注) 被設定者が、死亡によりその農業経営の廃止をした場合には、措置法令第40条の6第15項第2号又は第3号の規定に該当するときを除き、受贈者に係る贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定することとなる。</p> <p>(受贈者の推定相続人に該当しないこととなった場合)</p> <p>70の4 55 措置法第70条の4第7項第2号に規定する「被設定者が当該受贈者の推定相続人に該当しないこととなった場合」とは、次に掲げる場合などをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 被設定者が受贈者の養子である場合において、養子縁組の取消し又は離縁が行われたとき。</p> <p>(2) 被設定者が民法第892条の規定に基づき廃除された場合</p> <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4 56 措置法第70条の4第8項に規定する「同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地」には、措置法令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定が行われたものは含まれないのであるから留意する。</p>	<p>者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) (1)に掲げる権利の設定に係る契約書及び農地法第3条第1項の許可に関する書類の写し</p> <p>(被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場合)</p> <p>70の4 51 被設定者がその使用貸借による権利の設定されている農地等に係る農業経営の廃止をした場合(被設定者の死亡により当該農業経営の廃止をした場合を除く。)には、措置法第70条の4第5項の規定の適用を受けた受贈者が再び農業経営を開始したときにおいても、同条第1項ただし書の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p> <p>(注) 被設定者が、死亡によりその農業経営の廃止をした場合には、措置法令第40条の6第15項第2号又は第3号の規定に該当するときを除き、受贈者に係る贈与税の納税猶予税額の全部について、納税猶予の期限が確定することとなる。</p> <p>(受贈者の推定相続人に該当しないこととなった場合)</p> <p>70の4 55 措置法第70条の4第6項第2号に規定する「被設定者が当該受贈者の推定相続人に該当しないこととなった場合」とは、次に掲げる場合などをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 被設定者が受贈者の養子である場合において、養子縁組の取消し又は離縁が行われたとき。</p> <p>(2) 被設定者が民法第892条の規定に基づき廃除された場合</p> <p>(貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4 56 措置法第70条の4第7項に規定する「同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地」には、措置法令第40条の6第45項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の4第5項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年法律第55号)附則第36条第3項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定が行われたものは含まれないのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件)</p> <p>70の4 57 措置法第70条の4第9項に規定する届出書(以下70の4 66までにおいて「借換届出書」という。)は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第20条に規定する農用地利用集積計画(以下70の4 58までにおいて「農用地利用集積計画」という。)の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権(以下70の4 65までにおいて「賃借権等」という。)の設定に基づき貸し付けた措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が二以上ある場合には、当該農用地利用集積計画において定められている賃借権等の存続期間(始期及び終期)が同一であるものごとに提出しなければならないのであるから留意する。したがって、その賃借権等の存続期間を異にする場合には、それぞれの貸付けごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>なお、二以上の農用地利用集積計画によりその貸付けが行われた場合には、それぞれの農用地利用集積計画ごとに、かつ、その貸付けに係る賃借権等の存続期間が同一であるものごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>(注) 同条第8項に規定する面積要件及び同項に規定する政令で定める期間要件の判定も借換届出書ごとに行うのであるから留意する。</p>	<p>(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件)</p> <p>70の4 57 措置法第70条の4第8項に規定する届出書(以下70の4 66までにおいて「借換届出書」という。)は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第20条に規定する農用地利用集積計画(以下70の4 58までにおいて「農用地利用集積計画」という。)の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権(以下70の4 65までにおいて「賃借権等」という。)の設定に基づき貸し付けた措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が二以上ある場合には、当該農用地利用集積計画において定められている賃借権等の存続期間(始期及び終期)が同一であるものごとに提出しなければならないのであるから留意する。したがって、その賃借権等の存続期間を異にする場合には、それぞれの貸付けごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>なお、二以上の農用地利用集積計画によりその貸付けが行われた場合には、それぞれの農用地利用集積計画ごとに、かつ、その貸付けに係る賃借権等の存続期間が同一であるものごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>(注) 同条第7項に規定する面積要件及び同項に規定する政令で定める期間要件の判定も借換届出書ごとに行うのであるから留意する。</p>
<p>(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書)</p> <p>70の4 59 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けようとする受贈者は、借換届出書を同項に規定する貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定をした日から2月以内(以下70の4 59において「期限内」という。)に提出しなければならないのであるが、期限内に提出された借換届出書についてその記載又は添付すべき書類の不備が軽微なもので、速やかに補完される場合には、同項の規定の適用があるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(注) 当該受贈者が借換届出書を期限内に提出しなかった場合には、同項の規定の適用は受けられず、同条第1項ただし書又は同条第4項の規定の適用によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p>	<p>(貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書)</p> <p>70の4 59 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受けようとする受贈者は、借換届出書を同項に規定する貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定をした日から2月以内(以下70の4 59において「期限内」という。)に提出しなければならないのであるが、期限内に提出された借換届出書についてその記載又は添付すべき書類の不備が軽微なもので、速やかに補完される場合には、同項の規定の適用があるものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>(注) 当該受贈者が借換届出書を期限内に提出しなかった場合には、同項の規定の適用は受けられず、同条第1項ただし書又は同条第3項の規定の適用によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p>
<p>(措置法第70条の4第8項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の4 60 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている</p>	<p>(措置法第70条の4第7項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の4 60 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている</p>

改正後	改正前
<p>場合において、その特例適用農地等につき同条第8項に規定する賃借権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する贈担保の提供等を命ずる必要はないものであるから留意する。</p>	<p>場合において、その特例適用農地等につき同条第7項に規定する賃借権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する贈担保の提供等を命ずる必要はないものであるから留意する。</p>
<p>(貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合)</p>	<p>(貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合)</p>
<p>70の4 61 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第10項各号のいずれかに該当することとなったときには、同条第11項の規定の適用がある場合を除き、当該貸付特例適用農地等の全部について賃借権等の設定があったものとして同条第1項ただし書又は同条第4項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p>	<p>70の4 61 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第9項各号のいずれかに該当することとなったときには、同条第10項の規定の適用がある場合を除き、当該貸付特例適用農地等の全部について賃借権等の設定があったものとして同条第1項ただし書又は同条第3項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p>
<p>(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)</p>	<p>(借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎)</p>
<p>70の4 62 措置法第70条の4第10項第1号に規定する「当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の合計」には、当該借受代替農地等のうち農地又は採草放牧地として受贈者の農業の用に供されていない部分又は賃借権等が消滅した部分に係る土地の面積は含まれず、また、「当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積」とは、同条第8項の規定の適用を受けた当該貸付特例適用農地等の面積をいうのであるから留意する。</p>	<p>70の4 62 措置法第70条の4第9項第1号に規定する「当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてに係る土地の面積の合計」には、当該借受代替農地等のうち農地又は採草放牧地として受贈者の農業の用に供されていない部分又は賃借権等が消滅した部分に係る土地の面積は含まれず、また、「当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積」とは、同条第7項の規定の適用を受けた当該貸付特例適用農地等の面積をいうのであるから留意する。</p>
<p>(注) 同条第10項第1号に規定する100分の80の計算は、借換届出書ごとに行うのであるから留意する。</p>	<p>(注) 同条第9項第1号に規定する100分の80の計算は、借換届出書ごとに行うのであるから留意する。</p>
<p>(借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合)</p>	<p>(借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合)</p>
<p>70の4 63 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の一部について、農地又は採草放牧地として受贈者の農業の用に供されていないもの又は賃借権等が消滅したものがあっても、当該部分を除いた土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が100分の80以上となる場合には、同条第1項ただし書又は同条第4項の規定の適用はないのであるから留意する。</p>	<p>70の4 63 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の一部について、農地又は採草放牧地として受贈者の農業の用に供されていないもの又は賃借権等が消滅したものがあっても、当該部分を除いた土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が100分の80以上となる場合には、同条第1項ただし書又は同条第3項の規定の適用はないのであるから留意する。</p>
<p>(貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合)</p>	<p>(貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合)</p>

改正後	改正前
<p>70の4 64 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、同条第10項第2号に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)</p>	<p>70の4 64 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、同条第9項第2号に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>(貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合)</p>
<p>70の4 65 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第10項第2号に該当した場合には、受贈者が、その事実を知った日から2月を経過する日までに、当該貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等を消滅させ(貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合を除く。)、かつ、同条第11項に規定する変更の届出書を提出しない限り、当該貸付特例適用農地等の全部について賃借権等の設定があったものとして同条第1項ただし書又は同条第4項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p> <p>(注) 同条第11項に規定する変更の届出書を提出する場合には、措置法令第40条の6第24項に規定する届出書の提出は要しないのであるから留意する。</p> <p>(貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間)</p>	<p>70の4 65 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等について、同条第9項第2号に該当した場合には、受贈者が、その事実を知った日から2月を経過する日までに、当該貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等を消滅させ(貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合を除く。)、かつ、同条第10項に規定する変更の届出書を提出しない限り、当該貸付特例適用農地等の全部について賃借権等の設定があったものとして同条第1項ただし書又は同条第3項の規定によりその贈与税の納税猶予税額の全部又は一部について、納税猶予の期限が確定するのであるから留意する。</p> <p>(注) 同条第10項に規定する変更の届出書を提出する場合には、措置法令第40条の6第24項に規定する届出書の提出は要しないのであるから留意する。</p> <p>(貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間)</p>
<p>70の4 66 措置法第70条の4第12項に規定する届出書(以下70の4 66において「継続届出書」という。)は、借換届出書を提出した日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(注) 同条第11項に規定する変更の届出書を提出した場合であっても、継続届出書の提出期限は、借換届出書を提出した日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)</p>	<p>70の4 66 措置法第70条の4第11項に規定する届出書(以下70の4 66において「継続届出書」という。)は、借換届出書を提出した日の翌日から起算して1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(注) 同条第10項に規定する変更の届出書を提出した場合であっても、継続届出書の提出期限は、借換届出書を提出した日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるから留意する。</p> <p>(譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)</p>
<p>70の4 67 措置法第70条の4第15項の規定による特例適用農地等の買換えに係る承認に当たり、特例適用農地等の譲渡等があつた日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡等に関する契約又は収用等についての事業認</p>	<p>70の4 67 措置法第70条の4第14項の規定による特例適用農地等の買換えに係る承認に当たり、特例適用農地等の譲渡等があつた日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合においては、その取得に関する契約が譲渡等に関する契約又は収用等についての事業認</p>

改正後	改正前
<p>定があつた日以後に行われていると認められるときに限り、同項の規定の適用があるものとして取り扱う。同条第20項の規定による特定農地等の買換えについてもこの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>これらの場合又は70の4 68((対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合))において、農地又は採草放牧地の取得について、都道府県知事又は農業委員会の許可を要するときにおける当該農地又は採草放牧地の取得の日は、当該許可のあつた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあつた日とのうち、いずれか遅い日に行われたこととするのであるから留意する。</p> <p>(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)</p> <p>70の4 68 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第3条の都道府県知事又は農業委員会の許可を要するものについては、その許可がない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であつても、措置法第70条の4 第15項第2号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第20項第2号八に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当するのであるから留意する。ただし、譲渡等があつた日から1年を経過する日までに農地又は採草放牧地の取得について都道府県知事又は農業委員会の許可がない場合であつても、同日までに農地又は採草放牧地の取得についての都道府県知事又は農業委員会に対する許可申請書が提出されており、かつ、農地又は採草放牧地の取得代金の過半が支払われているときは、同日までに農地又は採草放牧地の取得が行われたものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>(仲介料、登記費用等の費用)</p> <p>70の4 69 措置法第70条の4 第15項又は第20項の規定による買換えの承認を受けている場合においてこれらの規定に規定する特例適用農地等若しくは特定農地等の譲渡等又は農地若しくは採草放牧地の取得に要した仲介料、登記費用等の費用があるときは、次により取り扱う。</p> <p>(1) 同条第15項又は第20項に規定する特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該譲渡等の対価の額から当該譲渡等に要した費用の額を控除した金額をもって同条第15項第2号及び第3号又は第20項第2号八及び第3号に規定する「譲渡等の対価の額」とする。</p>	<p>定があつた日以後に行われていると認められるときに限り、同項の規定の適用があるものとして取り扱う。同条第19項の規定による特定農地等の買換えについてもこの取扱いに準ずるものとする。</p> <p>これらの場合又は70の4 68((対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合))において、農地又は採草放牧地の取得について、都道府県知事又は農業委員会の許可を要するときにおける当該農地又は採草放牧地の取得の日は、当該許可のあつた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあつた日とのうち、いずれか遅い日に行われたこととするのであるから留意する。</p> <p>(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)</p> <p>70の4 68 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第3条の都道府県知事又は農業委員会の許可を要するものについては、その許可がない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であつても、措置法第70条の4 第14項第2号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第19項第2号八に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当するのであるから留意する。ただし、譲渡等があつた日から1年を経過する日までに農地又は採草放牧地の取得について都道府県知事又は農業委員会の許可がない場合であつても、同日までに農地又は採草放牧地の取得についての都道府県知事又は農業委員会に対する許可申請書が提出されており、かつ、農地又は採草放牧地の取得代金の過半が支払われているときは、同日までに農地又は採草放牧地の取得が行われたものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>(仲介料、登記費用等の費用)</p> <p>70の4 69 措置法第70条の4 第14項又は第19項の規定による買換えの承認を受けている場合においてこれらの規定に規定する特例適用農地等若しくは特定農地等の譲渡等又は農地若しくは採草放牧地の取得に要した仲介料、登記費用等の費用があるときは、次により取り扱う。</p> <p>(1) 同条第14項又は第19項に規定する特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該譲渡等の対価の額から当該譲渡等に要した費用の額を控除した金額をもって同条第14項第2号及び第3号又は第19項第2号八及び第3号に規定する「譲渡等の対価の額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 同条第15項第3号又は第20項第3号に規定する農地又は採草放牧地の取得について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該費用の額は、当該農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとする。</p>	<p>(2) 同条第14項第3号又は第19項第3号に規定する農地又は採草放牧地の取得について仲介料、登記費用等の費用を要した場合には、当該費用の額は、当該農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとする。</p>
<p>(農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合)</p>	<p>(農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合)</p>
<p>70の4 70 措置法第70条の4 第15項又は第20項の規定による買換えの承認を受けている場合において、農地又は採草放牧地の取得と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得したときは、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額は、まず農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとして取り扱う。</p>	<p>70の4 70 措置法第70条の4 第14項又は第19項の規定による買換えの承認を受けている場合において、農地又は採草放牧地の取得と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得したときは、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額は、まず農地又は採草放牧地の取得に充てられたものとして取り扱う。</p>
<p>(譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があつた場合)</p>	<p>(譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があつた場合)</p>
<p>70の4 71 措置法第70条の4 第15項第3号又は第20項第3号の規定の適用に当たり、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額を超える対価で同条第1項に規定する農地又は採草放牧地の取得があつた場合には、その取得した農地又は採草放牧地のうち、次の算式により計算した部分を同条第15項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地等とみなす」又は同条第20項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地とみなす」ものとして取り扱う。</p>	<p>70の4 71 措置法第70条の4 第14項第3号又は第19項第3号の規定の適用に当たり、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額を超える対価で同条第1項に規定する農地又は採草放牧地の取得があつた場合には、その取得した農地又は採草放牧地のうち、次の算式により計算した部分を同条第14項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地等とみなす」又は同条第19項第3号に規定する「第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地とみなす」ものとして取り扱う。</p>
<p>この場合において、当該部分の面積については、分筆等により特定させる必要があることに留意する。</p>	<p>この場合において、当該部分の面積については、分筆等により特定させる必要があることに留意する。</p>
$A \times \frac{C}{B}$	$A \times \frac{C}{B}$
<p>(注) Aは、取得した農地又は採草放牧地の面積 Bは、取得した農地又は採草放牧地の対価の額(70の4 69((仲介料、登記費用等の費用))により取得に要した費用の額を含む。) Cは、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額(70の4 69により譲渡等に要した費用の額を除く。)</p>	<p>(注) Aは、取得した農地又は採草放牧地の面積 Bは、取得した農地又は採草放牧地の対価の額(70の4 69((仲介料、登記費用等の費用))により取得に要した費用の額を含む。) Cは、譲渡等をした特例適用農地等又は特定農地等の対価の額(70の4 69により譲渡等に要した費用の額を除く。)</p>
<p>(継続届出書の提出期間)</p>	<p>(継続届出書の提出期間)</p>
<p>70の4 72 措置法第70条の4 第22項に規定する届出書は、特例適用農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに提出しなければならぬのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の</p>	<p>70の4 72 措置法第70条の4 第21項に規定する届出書は、特例適用農地等の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して毎3年を経過するごとの日までに提出しなければならぬのであるが、その提出期間は、当該3年を経過するごとの日の属する月の</p>

改正後	改正前
<p>前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4 73 措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等(以下70の4 79までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の4 78までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、措置法令第40条6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの(受贈者が当該設定に係る特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するためにその権利を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。</p> <p>(主務大臣の認定を要しない事業)</p> <p>70の4 74 措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等に係る事業が同項に規定する道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業である場合には、同項に規定する事業に係る主務大臣の認定は要しないのであるから留意する。ただし、その場合であっても、一時的道路用地等として地上権等の設定に基づき貸し付けられる特例適用農地等が同項に規定する代替性のない施設の用地であること的主務大臣の認定は必要である。</p> <p>(一時的道路用地等としての貸付先)</p> <p>70の4 75 措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けは、当該一時的道路用地等に係る事業の施行者に対して行わなければならないのであるから留意する。</p> <p>したがって、その事業の施行者から業務を請け負った業者等に対してその貸付けを行った場合には、同条第16項の規定の適用はない。</p> <p>(措置法第70条の4第16項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の4 76 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている</p>	<p>前々月の初日から当該3年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p> <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4 73 措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等(以下70の4 79までにおいて「一時的道路用地等」という。)の用に供するための地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の4 78までにおいて「地上権等」という。)の設定に基づく貸付けの対象となる特例適用農地等には、同条第7項に規定する貸付特例適用農地等は含まれないが、措置法令第40条6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地及び措置法第70条の4第5項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われたもの(受贈者が当該設定に係る特例適用農地等の全部又は一部について一時的道路用地等の用に供するためにその権利を消滅させたものに限る。)は含まれるのであるから留意する。</p> <p>(主務大臣の認定を要しない事業)</p> <p>70の4 74 措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等に係る事業が同項に規定する道路に関する事業、河川に関する事業及び鉄道事業である場合には、同項に規定する事業に係る主務大臣の認定は要しないのであるから留意する。ただし、その場合であっても、一時的道路用地等として地上権等の設定に基づき貸し付けられる特例適用農地等が同項に規定する代替性のない施設の用地であることの主務大臣の認定は必要である。</p> <p>(一時的道路用地等としての貸付先)</p> <p>70の4 75 措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供するための地上権等の設定に基づく貸付けは、当該一時的道路用地等に係る事業の施行者に対して行わなければならないのであるから留意する。</p> <p>したがって、その事業の施行者から業務を請け負った業者等に対してその貸付けを行った場合には、同条第15項の規定の適用はない。</p> <p>(措置法第70条の4第15項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の4 76 特例適用農地等が措置法第70条の4第1項に規定する担保に提供されている</p>

改正後	改正前
<p>場合において、その特例適用農地等につき同条第16項に規定する地上権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。</p>	<p>場合において、その特例適用農地等につき同条第15項に規定する地上権等の設定があったときにおいても、その担保を提供した受贈者に対して国税通則法第51条第1項に規定する増担保の提供等を命ずる必要はないのであるから留意する。</p>
<p>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</p>	<p>(一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間)</p>
<p>70の4 77 措置法第70条の4 第17項に規定する届出書は、同条第16項の承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p>	<p>70の4 77 措置法第70条の4 第16項に規定する届出書は、同条第15項の承認を受けた日の翌日から起算して毎1年を経過するごとの日までに提出しなければならないのであるが、その提出期間は、当該1年を経過するごとの日の属する月の前々月の初日から当該1年を経過するごとの日までの期間として取り扱う。</p>
<p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p>	<p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p>
<p>70の4 78 措置法第70条の4 第16項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の4 79までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等を自己の農業の用(当該受贈者が措置法第70条の4 第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等に係る措置法令第40条の6 第16項に規定する特定推定相続人の農業の用。以下70の4 78において同じ。)に供しなければならないのであるが、この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、その特例適用農地等を自己の農業の用(措置法令第40条の6 第45項第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。)に供する限り、措置法第70条の4 第16項第2号の規定の適用はないのであるから留意する。</p>	<p>70の4 78 措置法第70条の4 第15項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の4 79までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等を自己の農業の用(当該受贈者が措置法第70条の4 第5項の規定の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等に係る措置法令第40条の6 第16項に規定する特定推定相続人の農業の用。以下70の4 78において同じ。)に供しなければならないのであるが、この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、その特例適用農地等を自己の農業の用(措置法令第40条の6 第45項第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。)に供する限り、措置法第70条の4 第15項第2号の規定の適用はないのであるから留意する。</p>
<p>(貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合)</p>	<p>(貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合)</p>
<p>70の4 79 措置法第70条の4 第17項に規定する届出書、措置法令第40条の6 第33項に規定する届出書又は同条第35項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の4 第28項の規定により同条第1項に規定する贈与税が免除された場合には、その提出を要しないのであるから留意する。 (注) 当該受贈者の相続人又は当該受贈者が、当該特例適用農地等について措置法第70</p>	<p>70の4 79 措置法第70条の4 第16項に規定する届出書、措置法令第40条の6 第33項に規定する届出書又は同条第35項に規定する届出書は、一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等に係る貸付期限の到来前に措置法第70条の4 第27項の規定により同条第1項に規定する贈与税が免除された場合には、その提出を要しないのであるから留意する。 (注) 当該受贈者の相続人又は当該受贈者が、当該特例適用農地等について措置法第70</p>

改正後	改正前
<p>条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用を受ける場合には、措置法第70条の6第21項に規定する届出書、措置法令第40条の7第36項に規定する届出書又は同条第38項に規定する届出書の提出を要するのであるから留意する。</p> <p>〔措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の特例))関係〕</p> <p>(当該農地等)</p> <p>70の5 2 措置法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、措置令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれるのであるから留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権については、上記の「当該農地等」に含まれないのであるから留意する。</p> <p>(一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の5 3 措置法第70条の4第16項第1号の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡した場合において、措置法第70条の5第1項の規定の適用を受ける措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等(以下70の5 3において「一時的道路用地等」という。)の用に供されている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る受贈者が当該農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける場合 措置法第70条の5第1項後段かっこ書きに定める価額</p> <p>(注) 措置法第70条の5第1項後段かっこ書きに定める「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとしたときにおける当該農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の当該贈与者の死亡の日における当該農地等としての価額をいう。</p> <p>(2) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る受贈者が当該農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けない場合</p>	<p>条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用を受ける場合には、措置法第70条の6第21項に規定する届出書、措置法令第40条の7第36項に規定する届出書又は同条第38項に規定する届出書の提出を要するのであるから留意する。</p> <p>〔措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の特例))関係〕</p> <p>(当該農地等)</p> <p>70の5 2 措置法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、措置令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれるのであるから留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権については、上記の「当該農地等」に含まれないのであるから留意する。</p> <p>(一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の5 3 措置法第70条の4第15項第1号の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡した場合において、措置法第70条の5第1項の規定の適用を受ける措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等(以下70の5 3において「一時的道路用地等」という。)の用に供されている農地等の相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る受贈者が当該農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける場合 措置法第70条の5第1項後段かっこ書きに定める価額</p> <p>(注) 措置法第70条の5第1項後段かっこ書きに定める「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとしたときにおける当該農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の当該贈与者の死亡の日における当該農地等としての価額をいう。</p> <p>(2) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る受贈者が当該農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けない場合</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="232 181 719 209">贈与者の死亡の日における当該農地等の時価</p> <p data-bbox="136 296 557 323">(買換えの承認に係る特例適用農地等)</p> <p data-bbox="129 336 1111 627">70の5 4 特例適用農地等の譲渡等につき措置法第70条の4 第15項の規定による買換えの承認を受けている場合において、代替取得農地等を取得する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る譲渡等をした特例適用農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特例適用農地等は、措置法第70条の5 第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、かつ、当該譲渡等に係る特例適用農地等は、措置法第70条の4 第15項の規定により譲渡等がなかつたものとみなされることから、当該譲渡等に係る特例適用農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。</p> <p data-bbox="159 639 1111 778">(注) 上記の譲渡等に係る特例適用農地等について、措置法第70条の6 第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、同項の規定により当該特例適用農地等は、相続又は遺贈により取得した農地等に含まれることから相続税の納税猶予の適用を受けることができることとなる。</p> <p data-bbox="215 791 1111 930">なお、この場合において、当該譲渡等があつた日から1年以内に代替取得農地等を取得しなかつたときには、その譲渡等があつた日から1年を経過する日において譲渡等があつたものとみなされ、当該譲渡等に係る農地等の価額に対応する部分の相続税の納税猶予税額は、納付を要することになる。</p> <p data-bbox="136 1019 819 1046">(措置法第70条の4 第20項の規定による承認に係る特定農地等)</p> <p data-bbox="129 1059 1111 1425">70の5 5 措置法第70条の4 第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第20項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等に係る代替取得農地等を取得する前に又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地が同項の規定による都市営農農地等に該当する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る特定農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特定農地等は、措置法第70条の5 第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、かつ、当該承認に係る特定農地等は、措置法第70条の4 第20項の規定により買取りの申出等及び譲渡等はなかつたものとみなされることから、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。</p>	<p data-bbox="1211 181 1697 209">贈与者の死亡の日における当該農地等の時価</p> <p data-bbox="1117 296 1538 323">(買換えの承認に係る特例適用農地等)</p> <p data-bbox="1111 336 2092 627">70の5 4 特例適用農地等の譲渡等につき措置法第70条の4 第14項の規定による買換えの承認を受けている場合において、代替取得農地等を取得する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る譲渡等をした特例適用農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特例適用農地等は、措置法第70条の5 第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、かつ、当該譲渡等に係る特例適用農地等は、措置法第70条の4 第14項の規定により譲渡等がなかつたものとみなされることから、当該譲渡等に係る特例適用農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。</p> <p data-bbox="1144 639 2092 778">(注) 上記の譲渡等に係る特例適用農地等について、措置法第70条の6 第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、同項の規定により当該特例適用農地等は、相続又は遺贈により取得した農地等に含まれることから相続税の納税猶予の適用を受けることができることとなる。</p> <p data-bbox="1200 791 2092 930">なお、この場合において、当該譲渡等があつた日から1年以内に代替取得農地等を取得しなかつたときには、その譲渡等があつた日から1年を経過する日において譲渡等があつたものとみなされ、当該譲渡等に係る農地等の価額に対応する部分の相続税の納税猶予税額は、納付を要することになる。</p> <p data-bbox="1117 1019 1800 1046">(措置法第70条の4 第19項の規定による承認に係る特定農地等)</p> <p data-bbox="1111 1059 2092 1425">70の5 5 措置法第70条の4 第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第19項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等に係る代替取得農地等を取得する前に又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地が同項の規定による都市営農農地等に該当する前に贈与者が死亡したときにおける当該承認に係る特定農地等に係る相続税の課税に当たっては、当該特定農地等は、措置法第70条の5 第1項の規定により受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされ、かつ、当該承認に係る特定農地等は、措置法第70条の4 第19項の規定により買取りの申出等及び譲渡等はなかつたものとみなされることから、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額が相続税の課税価格の計算の基礎に算入されることになるのであるから留意する。</p>

改正後	改正前
<p>なお、この場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額は、当該贈与者の死亡の日における現況によるのであるから留意する。</p> <p>(注) 上記の買取りの申出等に係る特定農地等について、措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、同項の規定により当該特定農地等は、相続又は遺贈により取得した農地等に含まれることから相続税の納税猶予の適用を受けることができることとなる。</p> <p>なお、この場合において、当該買取りの申出等があった日から1年以内に譲渡等をしなかったとき若しくは都市営農農地等に該当することとならなかったとき又は当該日から1年以内に譲渡等をした場合において当該譲渡等があった日から1年以内に代替取得農地等を取得しなかったときには、当該買取りの申出等があった日から1年を経過する日又は当該譲渡等があった日から1年を経過する日において買取りの申出等があったものとみなされ、当該買取りの申出等に係る特定農地等の価額に対応する部分の相続税の納税猶予税額は、納付を要することとなる。</p> <p>〔措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係〕</p> <p>(措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの)</p> <p>70の6 2 措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例適用農地等のうち、次に掲げるものは、措置法第70条の6第1項に規定する農地、採草放牧地及び準農地には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(1) 措置法令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) 措置法令第40条の6第45項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地</p> <p>(3) 当該農地等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和50年法律第16号)による改正前の租税特別措置法(以下「昭和50年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の適用を受けているもの又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成3年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているものであり、かつ、当該農地等のうちに、当該取得したも</p>	<p>なお、この場合において、当該買取りの申出等に係る特定農地等の当該贈与者の死亡の日における価額は、当該贈与者の死亡の日における現況によるのであるから留意する。</p> <p>(注) 上記の買取りの申出等に係る特定農地等について、措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、同項の規定により当該特定農地等は、相続又は遺贈により取得した農地等に含まれることから相続税の納税猶予の適用を受けることができることとなる。</p> <p>なお、この場合において、当該買取りの申出等があった日から1年以内に譲渡等をしなかったとき若しくは都市営農農地等に該当することとならなかったとき又は当該日から1年以内に譲渡等をした場合において当該譲渡等があった日から1年以内に代替取得農地等を取得しなかったときには、当該買取りの申出等があった日から1年を経過する日又は当該譲渡等があった日から1年を経過する日において買取りの申出等があったものとみなされ、当該買取りの申出等に係る特定農地等の価額に対応する部分の相続税の納税猶予税額は、納付を要することとなる。</p> <p>〔措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係〕</p> <p>(措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの)</p> <p>70の6 2 措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例適用農地等のうち、次に掲げるものは、措置法第70条の6第1項に規定する農地、採草放牧地及び準農地には含まれないのであるから留意する。</p> <p>(1) 措置法令第40条の6第45項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) 措置法令第40条の6第45項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地</p> <p>(3) 当該農地等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和50年法律第16号)による改正前の租税特別措置法(以下「昭和50年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項の規定による贈与税の納期限の延長の適用を受けているもの又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成3年法律第16号)による改正前の租税特別措置法(以下「平成3年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているものであり、かつ、当該農地等のうちに、当該取得したも</p>

改正後	改正前
<p>のとみなされた時において特定市街化区域農地等に該当するものがある場合には、当該特定市街化区域農地等に該当するもの</p> <p>(相続時精算課税適用者が特定贈与者より贈与により取得した農地等に係る措置法第70条の6第1項の適用)</p> <p>70の6 - 2の2 <u>相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した農地等については、当該農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例適用農地等に該当しない限り同法第70条の6第1項の規定の適用はないのであるから留意する。</u></p> <p>(被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p>70の6 6 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人として政令で定める者」とは、措置令第40条の7第1項に規定する者をいうのであるが、同項第1号に規定する「その生前において有していた法第70条の6第1項に規定する農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人」には、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいなかった場合においても既往において相当の期間農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実があるときは、その者もこれに含まれるものとして取り扱う。</p> <p>(1) 被相続人が老齢又は病弱のため、生前において、その者と住居及び生計を一にする親族に農業経営を移譲していたこと。</p> <p>(注) 被相続人とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法第2条第6項((世帯員の定義))に掲げる事由に該当するときには、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱うものとする。</p> <p>(2) 被相続人が独立行政法人農業者年金基金法第18条第2号に規定する特例付加年金又は同法附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第8条第1項に規定する経営移譲年金の支給を受けるため、相続開始の前日に、その者の親族に農業経営を移譲していたこと。</p> <p>(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)</p>	<p>のとみなされた時において特定市街化区域農地等に該当するものがある場合には、当該特定市街化区域農地等に該当するもの</p> <p>(新設)</p> <p>(被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い)</p> <p>70の6 6 措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人として政令で定める者」とは、措置令第40条の7第1項に規定する者をいうのであるが、同項第1号に規定する「その生前において有していた法第70条の6第1項に規定する農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人」には、被相続人が、死亡の日まで農業を営んでいなかった場合においても既往において相当の期間農業を営んでおり、かつ、次の(1)又は(2)に掲げる事実があるときは、その者もこれに含まれるものとして取り扱う。</p> <p>(1) 被相続人が老齢又は病弱のため、生前において、その者と住居及び生計を一にする親族に農業経営を移譲していたこと。</p> <p>(注) 被相続人とその親族が住居又は生計を一にしない場合であっても、その住居又は生計を一にしない理由が農地法第2条第6項((世帯員の定義))に掲げる事由に該当するときには、当該事由に基づき住居又は生計を一にしない期間は、なお、住居又は生計を一にしているものとして取り扱うものとする。</p> <p>(2) 被相続人が農業者年金基金法第29条第2号に規定する特例付加年金又は農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第8条第1項に規定する経営移譲年金の支給を受けるため、相続開始の前日に、その者の親族に農業経営を移譲していたこと。</p> <p>(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)</p>

改正後	改正前
<p>70の6 13 措置法第70条の6第1項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地として取り扱うものについては、70の4 12((贈与者の農業の用に供している農地又は採草放牧地))及び70の4 13((請負耕作に係る農地))を準用する。</p> <p>なお、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる農地又は採草放牧地については、同項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地としてみなされるのであるから留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p> <p>当該農業相続人を被相続人とする相続に係る相続税法第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限(以下70の6 78までにおいて「相続税の申告書の提出期限」という。)までに措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権(以下70の6 13において「賃借権等」という。)が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(2) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>当該受贈者が被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(3) 措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合</p> <p>当該贈与者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(4) 措置法第70条の6第20項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p> <p>措置法令第40条の7第50項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地(同条第34項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。)</p> <p>(5) 措置法第70条の4第16項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>措置法令第40条の6第45項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されてい</p>	<p>70の6 13 措置法第70条の6第1項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地として取り扱うものについては、70の4 12((贈与者の農業の用に供している農地又は採草放牧地))及び70の4 13((請負耕作に係る農地))を準用する。</p> <p>なお、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる農地又は採草放牧地については、同項に規定する被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地としてみなされるのであるから留意する。</p> <p>(1) 措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p> <p>当該農業相続人を被相続人とする相続に係る相続税法第27条第1項の規定による相続税の申告書の提出期限(以下70の6 78までにおいて「相続税の申告書の提出期限」という。)までに措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る使用貸借による権利又は賃借権(以下70の6 13において「賃借権等」という。)が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(2) 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>当該受贈者が被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第7項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(3) 措置法第70条の4第7項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第7項に規定する貸付特例適用農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合</p> <p>当該贈与者を被相続人とする相続に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第7項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した農地又は採草放牧地</p> <p>(4) 措置法第70条の6第20項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合</p> <p>措置法令第40条の7第50項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地(同条第34項に規定する一時的道路用地等の用に供している敷地又は用地を除く。)</p> <p>(5) 措置法第70条の4第15項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合</p> <p>措置法令第40条の6第45項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されてい</p>

改正後	改正前
<p>る農地又は採草放牧地(同項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第16項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地を除く。次の(6)において同じ。)</p> <p>(6) 措置法第70条の4第16項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第16項に規定する一時的道路用地の用に供されている農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合</p> <p>措置法令第40条の6第45項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</p> <p>(注) 上記(1)から(3)に掲げる農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得した措置法第70条の6第1項に規定する被相続人の相続人は、相続税の申告書の提出期限までに当該取得した農地又は採草放牧地に係る農業経営を開始しなければならないのであるが、同条第10項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づく貸付けは、この農業経営に当たらないのであるから留意する。</p> <p>(受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6 14 特例適用農地等の譲渡等につき措置法第70条の4第15項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該譲渡等に係る特例適用農地等は相続財産を構成せず、当該受贈者が相続開始時において有していた財産が相続税の課税価格計算の基礎となるのであるから留意する。ただし、当該受贈者がその生前において当該買換えの承認に係る農地又は採草放牧地の取得に関する売買契約を締結しており、かつ、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに当該農地又は採草放牧地を取得している場合において、当該相続人から当該取得した農地又は採草放牧地(当該買換えの承認に係る譲渡対価の額に対応する部分に限る。)を相続税の課税価格の計算の基礎に算入して措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があつたときは、これを認めて差し支えない。</p>	<p>る農地又は採草放牧地(同項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第15項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地を除く。次の(6)において同じ。)</p> <p>(6) 措置法第70条の4第15項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第15項に規定する一時的道路用地の用に供されている農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合</p> <p>措置法令第40条の6第45項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</p> <p>(注) 上記(1)から(3)に掲げる農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得した措置法第70条の6第1項に規定する被相続人の相続人は、相続税の申告書の提出期限までに当該取得した農地又は採草放牧地に係る農業経営を開始しなければならないのであるが、同条第10項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づく貸付けは、この農業経営に当たらないのであるから留意する。</p> <p>(受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6 14 特例適用農地等の譲渡等につき措置法第70条の4第14項の規定による買換えの承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該譲渡等に係る特例適用農地等は相続財産を構成せず、当該受贈者が相続開始時において有していた財産が相続税の課税価格計算の基礎となるのであるから留意する。ただし、当該受贈者がその生前において当該買換えの承認に係る農地又は採草放牧地の取得に関する売買契約を締結しており、かつ、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに当該農地又は採草放牧地を取得している場合において、当該相続人から当該取得した農地又は採草放牧地(当該買換えの承認に係る譲渡対価の額に対応する部分に限る。)を相続税の課税価格の計算の基礎に算入して措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があつたときは、これを認めて差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>(受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6 15 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第20項の規定による承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、70の6 14((受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))の取扱いを準用する。</p> <p>また、上記の買取りの申出等につき同項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等を譲渡等をする前に又は当該承認に係る特定農地等が同項の規定による都市営農農地等に該当することとなる前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該承認に係る特定農地等は相続財産を構成するが、措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる農地又は採草放牧地には該当しないのであるから留意する。ただし、当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第20項の規定による都市営農農地等に該当することとなった場合において、当該受贈者の相続人から当該都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地について措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、これを認めて差し支えない。この場合において、当該都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地の価額は、当該受贈者の死亡の日における現況によるのであるから留意する。</p>	<p>(受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用)</p> <p>70の6 15 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地についての買取りの申出等につき同条第19項の規定による承認を受けている場合において、同項の規定による農地又は採草放牧地を取得する前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、70の6 14((受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用))の取扱いを準用する。</p> <p>また、上記の買取りの申出等につき同項の規定による承認を受けている場合において、当該承認に係る特定農地等を譲渡等をする前に又は当該承認に係る特定農地等が同項の規定による都市営農農地等に該当することとなる前に受贈者が死亡したときにおける相続税の課税に当たっては、当該承認に係る特定農地等は相続財産を構成するが、措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けることができる農地又は採草放牧地には該当しないのであるから留意する。ただし、当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が当該受贈者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに措置法第70条の4第19項の規定による都市営農農地等に該当することとなった場合において、当該受贈者の相続人から当該都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地について措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の特例の適用を受ける旨の相続税の申告書の提出があったときは、これを認めて差し支えない。この場合において、当該都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地の価額は、当該受贈者の死亡の日における現況によるのであるから留意する。</p>
<p>(特例農地等の一部につき生前一括贈与があつた場合)</p> <p>70の6 21 措置法第70条の6第1項に規定する「当該特例農地等の一部につき当該贈与があつた場合」とは、次に掲げる場合をいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 農業相続人の有する採草放牧地の面積のうち当該採草放牧地及び措置法第40条の6第2項に規定する従前採草放牧地の面積の合計の3分の1未満の面積のものと並びに農業相続人の有する準農地の面積のうち当該準農地及び同条第4項に規定する従前準農地の面積の合計の3分の1未満の面積を残す農地等の贈与があつた場合で、贈与されなかった採草放牧地及び準農地のうちに特例農地等があるとき</p> <p>(2) 当該特例農地等のうちに措置法第40条の7第50項第2号若しくは第3号に掲げる敷地若しくは用地又は当該敷地若しくは用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地若しくは用地がある場合において農地等</p>	<p>(特例農地等の一部につき生前一括贈与があつた場合)</p> <p>70の6 21 措置法第70条の6第1項に規定する「当該特例農地等の一部につき当該贈与があつた場合」とは、次に掲げる場合をいうのであるから留意する。</p> <p>(1) 農業相続人の有する採草放牧地及び準農地の面積のうち、それぞれ3分の1未満の面積のものを残す農地等の贈与があつた場合で、贈与されなかった採草放牧地及び準農地のうちに特例農地等があるとき</p> <p>(2) 当該特例農地等のうちに措置法第40条の7第50項第2号若しくは第3号に掲げる敷地若しくは用地又は当該敷地若しくは用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地若しくは用地がある場合において農地等の贈与があつたとき</p> <p>(3) 当該特例農地等が平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定による相続税の</p>

改正後	改正前
<p>の贈与があったとき</p> <p>(3) 当該特例農地等が平成3年改正前の措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものであり、かつ、当該特例農地等のうちに当該贈与があった時において特定市街化区域農地等に該当するものがある場合において農地等の贈与があったとき</p> <p>(注) 上記の場合には、贈与された特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額は免除され、贈与されなかった特例農地等、措置法令第40条の7第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地、当該敷地又は用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地及び特定市街化区域農地等に該当する特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額(当該相続税の額に係る利子税の額を含む。)は、その贈与があった日から2月を経過する日までに納付することになるのであるから留意する。</p>	<p>納税猶予の適用を受けているものであり、かつ、当該特例農地等のうちに当該贈与があった時において特定市街化区域農地等に該当するものがある場合において農地等の贈与があったとき</p> <p>(注) 上記の場合には、贈与された特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額は免除され、贈与されなかった特例農地等、措置法令第40条の7第50項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地、当該敷地又は用地を同項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地及び特定市街化区域農地等に該当する特例農地等の価額に対応する部分の相続税の額(当該相続税の額に係る利子税の額を含む。)は、その贈与があった日から2月を経過する日までに納付することになるのであるから留意する。</p>
<p>(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)</p> <p>70の6 34 特例農地等について交換又は換地処分が行われた場合において、当該交換又は換地処分が所得税法第58条又は措置法第33条の3の規定により所得税の課税上譲渡がなかつたものとみなされたときにおける措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第15項の規定の適用については、70の4 33((交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合))を準用する。</p>	<p>(交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合)</p> <p>70の6 34 特例農地等について交換又は換地処分が行われた場合において、当該交換又は換地処分が所得税法第58条又は措置法第33条の3の規定により所得税の課税上譲渡がなかつたものとみなされたときにおける措置法第70条の6第19項において準用する措置法第70条の4第14項の規定の適用については、70の4 33((交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合))を準用する。</p>
<p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の6 38 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに当該納税猶予の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額の算出方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。</p> $A \times \frac{C}{B - A} \left( \text{求めた割合が} \frac{100}{100} \text{を超えるときは、} \frac{100}{100} \text{とする。} \right) \times \frac{D}{C} \times \frac{10 - E}{10} = \text{控除額}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産(当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)につき課せられた相続税額(当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、措置法第70条の6第35項の規定により免除された相続税額以外の</p>	<p>(相次相続控除の算式)</p> <p>70の6 38 第2次相続に係る被相続人が措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予の適用を受けていた場合又は第2次相続により財産を取得した者のうちに当該納税猶予の適用を受ける者がある場合における相次相続控除額の算出方法を算式で示すと、次に掲げるとおりである。</p> $A \times \frac{C}{B - A} \left( \text{求めた割合が} \frac{100}{100} \text{を超えるときは、} \frac{100}{100} \text{とする。} \right) \times \frac{D}{C} \times \frac{10 - E}{10} = \text{控除額}$ <p>(注) 算式中の符号は、次のとおりである。</p> <p>Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産につき課せられた相続税額(当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、措置法第70条の6第35項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。)</p> <p>Bは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産の価額(債務控除を</p>

改正後	改正前
<p>税額に限る。)</p> <p>Bは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産(当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Cは、第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産(当該被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Cは、農業相続人が取得した特例農地等の価額を農業投資価格で計算した場合の第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産(当該被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Dは、第2次相続により当該控除対象者が取得した財産(当該被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。)の価額(債務控除をした後の金額をいい、当該控除対象者が農業相続人である場合には、その者の取得した特例農地等の価額は農業投資価格で計算する。)</p> <p>Eは、第1次相続開始の時から第2次相続開始の時までの期間に相当する年数(1年未満の端数は切り捨てる。)</p>	<p>した後の金額)</p> <p>Cは、第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Cは、農業相続人が取得した特例農地等の価額を農業投資価格で計算した場合の第2次相続により相続人及び受遺者の全員が取得した財産の価額(債務控除をした後の金額)</p> <p>Dは、第2次相続により当該控除対象者が取得した財産の価額(債務控除をした後の金額をいい、当該控除対象者が農業相続人である場合には、その者の取得した特例農地等の価額は農業投資価格で計算する。)</p> <p>Eは、第1次相続開始の時から第2次相続開始の時までの期間に相当する年数(1年未満の端数は切り捨てる。)</p>
<p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p> <p>70の6 41 措置法第70条の6第7項又は第8項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、次の算式により行うのであるから留意する。</p> <p>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残るのであるから留意する。</p> $\text{納税猶予分の相続税の額(A)} \times \frac{\text{農業相続人が譲渡等をした又は買取りの申出等があった特例農地等の取得時における農業投資価格控除後の価額(B)}}{\text{農業相続人が取得したすべての特例農地等の取得時における農業投資価格控除後の価額の合計額}}$ <p>(注)1 上記算式中の(A)の金額は、措置法第70条の6第1項の規定による納税猶予の適用を受けた当初の納税猶予税額をいう。したがって、その後当該納税猶予税額の一</p>	<p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算)</p> <p>70の6 41 措置法第70条の6第7項又は第8項の規定により納税猶予税額の一部について、納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、次の算式により行うのであるから留意する。</p> <p>なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残るのであるから留意する。</p> $\text{納税猶予分の相続税の額(A)} \times \frac{\text{農業相続人が譲渡等をした又は買取りの申出等があった特例農地等の取得時における農業投資価格控除後の価額(B)}}{\text{農業相続人が取得したすべての特例農地等の取得時における農業投資価格控除後の価額の合計額}}$ <p>(注)1 上記算式中の(A)の金額は、措置法第70条の6第1項の規定による納税猶予の適用を受けた当初の納税猶予税額をいう。したがって、その後当該納税猶予税額の一</p>

改正後	改正前
<p>部について納税猶予の期限が確定している場合であっても、当初の納税猶予税額によることとなる。</p> <p>2 上記算式中の(B)の金額は、譲渡等又は買取りの申出等があった特例農地等が措置法第70条の6第19項又は第26項において準用する措置法第70条の4第15項第3号又は第20項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下70の6 41において「代替取得農地等」という。)である場合には、次の算式により計算した金額による。</p> $\frac{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えの承認に係る譲渡等があったものの取得時における農業投資価格控除後の価額}}{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}} \times \text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えの承認に係る譲渡等の対価の額(C)}$ <p>(使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>70の6 42 措置法令第40条の7第16項第1号に規定する措置法第70条の6第1項第1号の読替規定中「第70条の4第6項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の第9項の規定に該当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」については、70の4 45((使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅))を準用する。</p> <p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等の買換えがあつた場合)</p> <p>70の6 44 措置法第70条の6第9項の規定に該当する農業相続人及び同項第1号に規定する被設定者(以下「被設定者」という。)が特例農地等及び当該特例農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合における取扱いについては、70の4 47((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあつた場合))を準用する。</p> <p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特定農地等の買換えがあつた場合)</p> <p>70の6 45 措置法第70条の6第9項の規定に該当する農業相続人及び被設定者が、同条第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき買取りの申出等があつた場合にお</p>	<p>部について納税猶予の期限が確定している場合であっても、当初の納税猶予税額によることとなる。</p> <p>2 上記算式中の(B)の金額は、譲渡等又は買取りの申出等があった特例農地等が措置法第70条の6第19項又は第26項において準用する措置法第70条の4第14項第3号又は第19項第3号の規定に該当する農地又は採草放牧地(以下70の6 41において「代替取得農地等」という。)である場合には、次の算式により計算した金額による。</p> $\frac{\text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えの承認に係る譲渡等があったものの取得時における農業投資価格控除後の価額}}{\text{(C)のうち代替取得農地等の取得に充てられた金額}} \times \text{相続又は遺贈により取得した特例農地等で買換えの承認に係る譲渡等の対価の額(C)}$ <p>(使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅)</p> <p>70の6 42 措置法令第40条の7第16項第1号に規定する措置法第70条の6第1項第1号の読替規定中「第70条の4第5項の規定の適用を受けた同項の使用貸借による権利が設定されている農地等の第16項の規定に該当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消滅」については、70の4 45((使用貸借による権利が設定されている特例適用農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅))を準用する。</p> <p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等の買換えがあつた場合)</p> <p>70の6 44 措置法第70条の6第9項の規定に該当する農業相続人及び同項第1号に規定する被設定者(以下「被設定者」という。)が特例農地等及び当該特例農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡等をした場合における取扱いについては、70の4 47((措置法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあつた場合))を準用する。</p> <p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特定農地等の買換えがあつた場合)</p> <p>70の6 45 措置法第70条の6第9項の規定に該当する農業相続人及び被設定者が、同条第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき買取りの申出等があつた場合にお</p>

改正後	改正前
<p>いて、当該買取りの申出等に係る特定農地等及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部を譲渡等をする見込みである場合における取扱いについては、70の4 48((措置法第70条の4 <u>第6項</u>の適用を受けた特定農地等の買換えがあつた場合))を準用する。</p>	<p>いて、当該買取りの申出等に係る特定農地等及び当該特定農地等に設定されている使用貸借による権利の全部又は一部を譲渡等をする見込みである場合における取扱いについては、70の4 48((措置法第70条の4 <u>第5項</u>の適用を受けた特定農地等の買換えがあつた場合))を準用する。</p>
<p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあつた場合に提出する書類)</p> <p>70の6 46 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあつた場合に提出する書類については、70の4 49((措置法第70条の4 <u>第6項</u>の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあつた場合に提出する書類))を準用する。</p>	<p>(被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあつた場合に提出する書類)</p> <p>70の6 46 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあつた場合に提出する書類については、70の4 49((措置法第70条の4 <u>第5項</u>の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあつた場合に提出する書類))を準用する。</p>
<p>(措置法第70条の6 第10項の賃借権等の設定があつた場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の6 56 特例農地等が措置法第70条の6 第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき同条第10項に規定する賃借権等の設定があつたときの同条第1項の担保については、70の4 60((措置法第70条の4 <u>第8項</u>の賃借権等の設定があつた場合の同条第1項の担保))を準用する。</p>	<p>(措置法第70条の6 第10項の賃借権等の設定があつた場合の同条第1項の担保)</p> <p>70の6 56 特例農地等が措置法第70条の6 第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき同条第10項に規定する賃借権等の設定があつたときの同条第1項の担保については、70の4 60((措置法第70条の4 <u>第7項</u>の賃借権等の設定があつた場合の同条第1項の担保))を準用する。</p>
<p>(特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4 <u>第15項</u>又は<u>第20項</u>の取扱いの準用)</p> <p>70の6 63 措置法第70条の6 第19項又は第26項において準用する措置法第70条の4 <u>第15項</u>又は<u>第20項</u>の規定の適用については、70の4 67((譲渡等があつた日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合))から70の4 71((譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があつた場合))までを準用する。</p>	<p>(特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4 <u>第14項</u>又は<u>第19項</u>の取扱いの準用)</p> <p>70の6 63 措置法第70条の6 第19項又は第26項において準用する措置法第70条の4 <u>第14項</u>又は<u>第19項</u>の規定の適用については、70の4 67((譲渡等があつた日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合))から70の4 71((譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があつた場合))までを準用する。</p>
<p>(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の6 67 措置法第70条の6 第20項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、一時的道路用地等の用に供されている農地等の相続税の課税</p>	<p>(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額)</p> <p>70の6 67 措置法第70条の6 第20項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、一時的道路用地等の用に供されている農地等の相続税の課税</p>

改正後	改正前
<p>価格の計算の基礎に算入すべき価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける場合 同条第23項後段に定める価額 (注) 同条第23項後段に定める「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における当該特例農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の当該農業相続人の死亡の日における当該農地等としての価額をいう。</p> <p>(2) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について措置法70条の6第1項の適用を受けない場合 農業相続人の死亡の日における当該農地等の時価 (注) 措置法第70条の4第16項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合において、措置法第70条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用があるときも上記と同様である。</p> <p>(措置法第70条の6第20項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保) 70の6 70 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき同条第20項に規定する地上権等の設定があったときの同条第1項の担保については、70の4 76((措置法第70条の4第16項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。</p>	<p>価格の計算の基礎に算入すべき価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。</p> <p>(1) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける場合 同条第23項後段に定める価額 (注) 同条第23項後段に定める「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における当該特例農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の当該農業相続人の死亡の日における当該農地等としての価額をいう。</p> <p>(2) 一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る農業相続人の相続人が当該農地等について措置法70条の6第1項の適用を受けない場合 農業相続人の死亡の日における当該農地等の時価 (注) 措置法第70条の4第15項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合において、措置法第70条の6第25項の規定により準用する同条第23項の規定の適用があるときも上記と同様である。</p> <p>(措置法第70条の6第20項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保) 70の6 70 特例農地等が措置法第70条の6第1項に規定する担保に提供されている場合において、その特例農地等につき同条第20項に規定する地上権等の設定があったときの同条第1項の担保については、70の4 76((措置法第70条の4第15項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保))を準用する。</p>